

定価(消費税込)一箇年 一六、八〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第十二号

平成十七年

三月二十八日

月 曜 日

目 次

山梨県安全・安心なまちづくり条例	一九
山梨県職員の仕事部分休業に関する条例	二一
山梨県国民保護対策本部及び山梨県緊急対処事態対策本部条例	二二
山梨県国民保護協議会条例	二二
山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例	二三
山梨県立緑化センター設置及び管理条例	二四
山梨県立博物館設置及び管理条例	二六
山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部を改正する等の条例	二八
山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例の一部を改正する条例	二八
山梨県立国際交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	三二
山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	三四
山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	三四
山梨県情報公開条例の一部を改正する条例	三八
山梨県個人情報保護条例	三八
山梨県辺地振興条例及び山梨県過疎地域振興条例の一部を改正する条例	五一
山梨県立防災安全センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	五一
政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例	五二
山梨県職員定数条例の一部を改正する条例	五二
山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例	五二
山梨県職員給与条例の一部を改正する条例	五四
山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例	五八
山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例	五九
山梨県職員旅費条例等の一部を改正する条例	六三

山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例	六六
山梨県恩給在職期間の通算に関する条例の一部を改正する条例	六六
山梨県手数料条例の一部を改正する条例	六六
山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	六七
山梨県県民会館設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例	六七
山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	六九
山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	七〇
山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例の一部を改正する条例	七一
山梨県立聴覚障害者情報センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	七二
山梨県立介護実習普及センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	七三
山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	七四
山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例の一部を改正する条例	七四
山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	七六
山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例の一部を改正する条例	七八
山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例の一部を改正する条例	七八
山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例の一部を改正する等の条例	八〇
山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例の一部を改正する条例	八〇
山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	八一
山梨県公害防止条例の一部を改正する条例	八四
山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例	八八
山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	八九
山梨県立地域産業振興センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	九〇
山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例	九一
山梨県立富士ビジターセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例	九三
山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例	九四
山梨県卸売市場条例の一部を改正する条例	九五
山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例	九六
山梨県立まきば公園設置及び管理条例の一部を改正する条例	九七
山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例	九八
山梨県都市公園条例の一部を改正する条例	九八
山梨県屋外広告物条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	一〇八
山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	一四

山梨県立リア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	一一八
山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	一一九
山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	一一九
山梨県立科学館設置及び管理条例の一部を改正する条例	一二〇
山梨県立少年自然の家設置及び管理条例の一部を改正する条例	一二二
山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例の一部を改正する条例	一二三
山梨県立美術館設置及び管理条例等の一部を改正する条例	一二五
山梨県立射撃場設置及び管理条例の一部を改正する条例	一二五
山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例	一二七
山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例	一二八
山梨県立飯田野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例	一三〇
山梨県文化財保護条例等の一部を改正する条例	一三一
山梨県立保存民家設置及び管理条例の一部を改正する条例	一三四
山梨県警察組織条例の一部を改正する条例	一三五
山梨県保育士就学資金貸与条例等を廃止する条例	一三六
山梨県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例	一三六
山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例	一三六
山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例	一三六
政治倫理の確立のための山梨県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例	一三七
中巨摩郡八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町及び甲西町の合併に伴う山梨県議会の議員の選挙区の特例に関する条例の一部を改正する条例	一三七
山梨県議会の議員の選挙区の特例に関する条例の一部を改正する条例	一三七

条例のあらまし

山梨県安全・安心なまちづくり条例（条例第一号）（県民生活課）

1 この条例は、安全・安心なまちづくりに関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全・安心なまちづくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、犯罪の起りにくいまちづくりを推進し、もって県民が安全かつ平穩に暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とすることとした。

- 2 基本理念として次に掲げる事項について定めることとした。
 - (一) 犯罪の未然防止の必要性に関する理解並びに日常生活及び事業活動において自らの安全は自らが守るという意識の高揚
 - (二) 県民等による犯罪の防止のための自主的な活動の展開によるお互いに守り支え合う地域社会の形成
 - (三) 県、市町村及び県民等による適切な役割分担の下における連携及び協力
 - 3 安全・安心なまちづくりを推進するための県、県民及び事業者の責務を定めることとした。
 - 4 知事が安全・安心なまちづくりに関する基本方針を定めることとした。
 - 5 推進体制の整備、啓発活動、自主的な活動に対する支援及び市町村に対する情報提供について定めることとした。
 - 6 学校等及び通学路等における児童等の安全の確保について定めることとした。
 - 7 防犯性に配慮した道路等の整備及び住宅の建築等について定めることとした。
 - 8 犯罪の防止に配慮した店舗の整備等並びに自動車等及び自動販売機の普及について定めることとした。
 - 9 指針の公表及び財政上の措置について定めることとした。
 - 10 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。
- 山梨県職員の修学部分休業に関する条例（条例第二号）（人事課）**
- 1 この条例は、地方公務員法第二十六条の二第一項、第三項及び第四項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めることとした。
 - 2 修学部分休業の承認は、一週間を通じて二十時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、三十分を単位として行うこととした。
 - 3 修学部分休業が承認される教育施設は、学校教育法による大学とすることとした。
 - 4 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない一時間を単位として、給与を減額して支給することとした。
 - 5 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すこととした。
 - (一) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
 - (二) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
 - (三) 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で修学部分休業の承認の取消しについて当該職員の同意を得たとき。
 - 6 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。
- 山梨県人権行政の運営等の状況の公表に関する条例（条例第三号）（人事課）**

1 この条例は、地方公務員法第五十八条の二の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に關し必要な事項を定めることとした。

2 任命権者は、毎年七月末までに、知事に對し、前年度における人事行政の運営の状況に關し、職員に係る次に掲げる事項を報告しなければならないこととした。

(一) 任免及び職員数に關する状況
給与の状況

(二) 勤務時間その他の勤務条件の状況
分限及び懲戒の状況

(三) 勤務時間その他の勤務条件の状況
分限及び懲戒の状況

(四) 研修及び勤務成績の評定の状況
福祉及び利益の保護の状況

(五) 研修及び勤務成績の評定の状況
福祉及び利益の保護の状況
その他知事が必要と認める事項

3 人事委員会は、毎年七月末までに、知事に對し、前年度における業務の状況に關し、次に掲げる事項を報告しなければならないこととした。

(一) 競争試験及び選考の状況
給与、勤務時間その他の勤務条件に關する報告及び勧告の状況
勤務条件に關する措置の要求の状況

(二) 競争試験及び選考の状況
給与、勤務時間その他の勤務条件に關する報告及び勧告の状況
勤務条件に關する措置の要求の状況
不利益処分に關する不服申立ての状況

(三) 知事は、毎年九月末までに、2の報告を取りまとめ、その概要及び3の報告を公表しなければならないこととした。

(四) 公表は、県公報に掲載する方法及びインターネットを利用して閲覧に供する方法で行うこととした。

5 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。

6 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。

7 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。

8 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。

9 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。

5 山梨県国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができることとした。

6 本部長は、山梨県国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行つたため、必要に応じ、山梨県国民保護対策本部の会議を招集することとした。

7 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができることとした。

8 山梨県国民保護現地対策本部に山梨県国民保護現地対策本部長及び山梨県国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもつて充てることとした。

9 山梨県国民保護対策本部に關する規定は、山梨県緊急対処事態対策本部について準用することとした。

10 その他必要な事項を定めることとした。

11 この条例は、公布の日から施行することとした。

12 この条例は、公布の日から施行することとした。

13 この条例は、公布の日から施行することとした。

14 この条例は、公布の日から施行することとした。

15 この条例は、公布の日から施行することとした。

16 この条例は、公布の日から施行することとした。

17 この条例は、公布の日から施行することとした。

18 この条例は、公布の日から施行することとした。

19 この条例は、公布の日から施行することとした。

20 この条例は、公布の日から施行することとした。

21 この条例は、公布の日から施行することとした。

- (一) 身体障害者を入所させて、その社会的自立更生に必要な職業訓練、生活指導等を行う業務
- (二) 居宅において介護を受けることが一時的に困難になった障害児者を短期間入所させ、必要な保護を行う業務
- 4 成人療の管理について次の事項を定めることとした。
 - (一) 指定管理者による管理
 - (二) 指定管理者が行う業務の範囲
 - (三) 指定管理者の指定の手続
 - (四) 利用料金
 - (五) 事業報告書の作成及び提出
- 5 経過措置として、施行日前においても4(一)及び(三)の例により指定管理者の指定の手続を行うことができることとした。
- 6 この条例は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、5については、公布の日から施行することとした。
- 山梨県緑化センター設置及び管理条例(条例第七号)(みどり自然課)
 - 1 県民に緑化に関する知識と緑に親しむ機会を提供し、もって県民が行う緑化に関する活動を促進するため、緑化センターを設置することとした。
 - 2 緑化センターについて次の事項を定めることとした。
 - (一) 名称 山梨県緑化センター
 - (二) 位置 甲斐市
 - 3 センターの管理について次の事項を定めることとした。
 - (一) 指定管理者による管理
 - (二) 指定管理者が行う業務の範囲
 - (三) 指定管理者の指定の手続
 - (四) 休園日
 - (五) 開園時間
 - (六) 事業報告書の作成及び提出
 - (七) 行為の禁止
 - (八) 行為の制限
 - (九) 許可の取消し等
 - 4 経過措置として、施行日前においても3(一)及び(三)の例により指定管理者の指定の手続を行うことができることとした。
 - 5 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、4については、公布の日から施行することとした。

山梨県立博物館設置及び管理条例(条例第八号)(教育庁学術文化財課博物館建設室)

- 1 歴史、民俗等に関する県民の知識を深め、教養の向上を図り、もって県民文化の発展に寄与するため、博物館を設置することとした。
- 2 博物館について次の事項を定めることとした。
 - (一) 名称 山梨県立博物館
 - (二) 位置 笛吹市
 - (三) 事業
 - (1) 歴史資料等を収集し、保管し、展示し、及び閲覧に供すること。
 - (2) 歴史資料等に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
 - (3) 歴史資料等に関する講演会、講習会、講習会、研究会等を開催すること。
 - (4) 歴史資料等の利用に関し、必要な助言、指導等を行うこと。
 - (5) 他の博物館、博物館と同一の目的を有する施設等と協力し、情報の交換、歴史資料等の相互貸借等を行うこと。
 - (6) 生涯学習室、交流室等を一般の使用に供すること。
 - (7) その他県立博物館の設置の目的を達成するため必要な事業
 - (四) 職員 館長その他の職員を置くこと。
 - (五) 観覧料
 - (1) 観覧料
 - (常設の展示の場合)

区	分	観覧料	
		個人	団体
一般		一人につき 五〇〇円	一人につき 四〇〇円
大学、高等専門学校及び高等学校並びにこれらに類する学校及び施設の学生及び生徒		一人につき 二二〇円	一人につき 一六〇円
中学校の生徒及び小学校の児童		一人につき 一〇〇円	一人につき 八〇円

(特別の企画による展示の場合)
 次の表に定める観覧料の額の範囲内で、それぞれの展示ごとに知事が定める額

区 分	観 覧	
	個 人	団 体
一般	一人につき 一、〇五〇円	一人につき 八四〇円
大学、高等専門学校及び 高等学校並びにこれらに 類する学校及び施設の学 生及び生徒	一人につき 五二〇円	一人につき 四二〇円
中学校の生徒及び小学校 の児童	一人につき 三一〇円	一人につき 二一〇円

(2) 歴史資料等を撮影する場合の利用料

区 分	利 用 料
学術研究を目的とする場合	一点一日につき 四七〇円
出版等の収入を伴う場合	一点一日につき 五、九八〇円

(3) 使用料

区 分	使 用 料
生涯学習室一	一時間につき 四五〇円
生涯学習室一	一時間につき 三一〇円
交流室	一時間につき 一一〇円

(六) 休館日その他の必要な事項

3 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。ただし、博物館の利用に関する規定は、平成十七年十月十五日から施行することとした。

1 山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部を改正する等の条例(条例第九号)(人事課)

削除することとした。

2 山梨県改良普及員資格試験条例を廃止することとした。

3 その他規定の整備を行うこととした。

4 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。
山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第十号)(生涯学習文化課)

1 県立県民文化ホールの効率的かつ効果的な管理を図るため、次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 指定管理者制度の導入に伴う改正

(1) 地方自治法の規定に基づき、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。

(i) 指定管理者が行う業務の範囲
(ii) 指定管理者の指定の手續

(iii) 休館日、利用時間等の指定管理者が行う管理の基準

(iv) 事業報告書の作成及び提出

(2) この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。

(二) 利用料金制の導入に伴う改正

(1) 地方自治法の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入とすることとした。

(2) 利用料金について、その限度額を定め、かつ、その限度額を上限とする範囲内において知事の承認を受けて指定管理者が定めることとした。

(3) 利用料金の還付について規定することとした。

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、1(一)については、公布の日から施行することとした。

山梨県立国際交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第十一号)(国際課)

1 県立国際交流センターの効果的かつ効率的な管理を図るため、地方自治法の規定に基づき、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。

(一) 指定管理者が行う業務の範囲
(二) 指定管理者の指定の手續

(三) 休館日、利用時間等の指定管理者が行う管理の基準

(四) 事業報告書の作成及び提出

2 施設の利用実態等にかんがみ、宿泊施設等に係る使用料の改定を行うこととした。

3 この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。

4 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、3については、公布の日から施行することとした。

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（条例第十二号）（健康増進課）

1 結核のり患率の低下に対応し、効率的な行政運営に資するため、山梨県第一結核診査協議会及び山梨県第二結核診査協議会を統合し、山梨県結核診査協議会を設置することとした。

2 山梨県結核診査協議会の委員の定数を六人以内とすることとした。

3 その他規定の整備を行うこととした。

4 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第十三号）（市町村課）

1 次に掲げる法律等における知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとするため、必要な改正を行うこととした。

(一) 児童福祉法

(二) 屋外広告物法

(三) 土地改良法

(四) 建築基準法

(五) 租税特別措置法

(六) 水道法

(七) 家庭用品品質表示法

(八) 母子及び寡婦福祉法

(九) 母子保健法

(十) 都市計画法

(十一) 浄化槽法

(十二) 山梨県屋外広告物条例

(十三) 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例

2 その他規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。

山梨県情報公開条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（私学文書課）

1 実施機関は、指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは当該管理に係る協定において指定管理者が講ずべき公の施設に関する情報の公開のために必要な措置を定めることとした。

2 情報公開審査会委員の守秘義務違反に対する罰金を三十万円から五十万円に引き上

げることとした。

3 その他規定の整備を行うこととした。

4 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。

山梨県個人情報保護条例（条例第十五号）（私学文書課）

1 高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報保護制度の一層の充実を図るため、次のとおり改正を行うこととした。

(一) 県公安委員会及び警察本部長を含む県のすべての機関を実施機関とすることとした。

(二) 実施機関における個人情報の取扱いとして、保有、取得、利用及び提供の制限を定めるとともに、安全確保の措置の義務を定めることとした。

(三) 実施機関における個人情報の取扱いに関する本人の関与について、開示請求、訂正請求及び利用停止請求の制度を定めることとした。

(四) 事業者が取り扱う個人情報の保護として、事業者に対する支援並びに事業者が個人情報保護を不適正に取り扱っている場合の調査、助言、勧告及び公表を定めることとした。

(五) 不服申立てその他重要事項に係る調査審議を行う第三者機関としての山梨県個人情報保護審議会の設置及びその権限を定めることとした。

(六) 個人情報の適正な取扱いの実効性を高めるため、実施機関の職員等に対する罰則を定めることとした。

2 附則として次のとおり定めることとした。

(一) 旧条例の審議会に意見聴取を行うことにより、この条例の審議会の意見聴取とみなすこととした。

(二) 旧条例の規定による処分その他の事項について経過措置を定めることとした。

(三) 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び山梨県住民基本台帳法施行条例について規定の整備を行うこととした。

3 その他必要な事項を定めることとした。

4 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。ただし、2(一)については公布の日から、公安委員会及び警察本部長に係る部分については規則で定める日から施行することとした。

山梨県辺地振興条例及び山梨県過疎地域振興条例の一部を改正する条例（条例第十六号）（市町村課）

1 市町村が行う辺地対策事業及び過疎対策事業に対して、引き続き資金の貸付けを行うため、辺地振興資金及び過疎振興資金の貸付けの規定の適用期限を平成十七年三月三十一日から平成二十二年三月三十一日まで延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県立防災安全センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第十七号）
（消防防災課）

1 県立防災安全センターの効果的かつ効率的な管理を図るため、地方自治法の規定に基づき、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。

- (一) 指定管理者が行う業務の範囲
- (二) 指定管理者の指定の手続
- (三) 休館日、開館時間等の指定管理者が行う管理の基準
- (四) 事業報告書の作成及び提出

2 この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。

3 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（条例第十八号）（私学文書課）

1 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律等の一部改正にかんがみ、資産等報告書に記載する有価証券の範囲について、株券が発行されていない場合にあつては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含むこととした。

2 その他規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第十九号）（人事課）

1 山梨県立大学を設置することにより、同大学の定数を次のとおり定めることとした。

- (一) 教育職員 八五人
- (二) 事務職員、技術職員その他の職員 二六人

2 治安を回復する体制を確立するため、警察官の定数を一、五七〇人から一、六〇〇人に改めることとした。

3 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。

山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例（条例第二十号）（人事課）

1 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正にかんがみ、次の改正を行うこととした。

- (一) 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正
- (1) 任命権者は、一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に従事させる場

合に、職員を任期を定めて採用することができることとした。

(2) 任命権者は、一定の期間内に終了することが見込まれる業務、職員が部分休業等により勤務しない時間等について、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとした。

(3) 業務の終了時期が当初の見込みを超えて延期された場合又はやむを得ない事情により任期を延長することが採用の趣旨に反しない場合には、任期を五年とすることができることとした。

(4) 任期を更新する場合には、職員の同意を得なければならないこととした。

(二) 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

(1) 任期付短時間勤務職員の勤務時間は、一週間につき三十二時間以内とすることとした。

(2) 任期付短時間勤務職員の年次有給休暇等については、その者の勤務時間を考慮して定めることとした。

(三) 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部改正

任期付短時間勤務職員には退職手当を支給しないこととした。

(四) 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正

(1) 任期付短時間勤務職員の勤務時間は、一週間につき三十二時間以内とすることとした。

(2) 任期付短時間勤務職員の年次有給休暇等については、その者の勤務時間を考慮して定めることとした。

2 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。

山梨県職員給与条例の一部を改正する条例（条例第二十一号）（人事課）

1 人事委員会勧告に伴い、次の改正を行うこととした。

- (一) 寒冷地手当の改正

- (1) 最高支給額を年額一三七、八〇〇円から八九、〇〇〇円に改めることとした。
- (2) 支給方法を年額支給制から月額支給制に改めることとした。

(二) 農林漁業改良普及手当の改正

(1) 手当の名称を「農林漁業改良普及手当」から「農林漁業普及指導手当」に改めることとした。

(2) 手当の支給額を給料月額×百分の十二又は百分の八から給料月額×百分の八に改めることとした。

2 その他の改正

(一) 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、任期付短時間勤務職員の給与について所要の改正を行うことと

<p>した。</p> <p>(二) 山梨県職員の仕事部分休業に関する条例の制定に伴い、通勤手当について所要の改正を行うこととした。</p> <p>(三) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の制定に伴い、規定の整備を行うこととした。</p> <p>3 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。</p> <p>山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例(条例第二十二号)(教育庁福利給与課)</p> <p>1 人事委員会勧告に伴う改正</p> <p>(一) 寒冷地手当の最高支給額を年額一三七、八〇〇円から八九、〇〇〇円に改めることとした。</p> <p>(二) 寒冷地手当の支給方法を年額支給制から月額支給制に改めることとした。</p> <p>2 その他の改正</p> <p>(一) 山梨県職員の仕事部分休業に関する条例の制定に伴い、通勤手当について所要の改正を行うこととした。</p> <p>(二) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の制定に伴い、規定の整備を行うこととした。</p> <p>3 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。</p> <p>山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例(条例第二十三号)(警察本部警務課)</p> <p>1 人事委員会勧告に伴う改正</p> <p>(一) 寒冷地手当の最高支給額を年額一三七、八〇〇円から八九、〇〇〇円に改めることとした。</p> <p>(二) 寒冷地手当の支給方法を年額支給制から月額支給制に改めることとした。</p> <p>2 その他の改正</p> <p>(一) 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、任期付短時間勤務職員の給与について所要の改正を行うこととした。</p> <p>(二) 山梨県職員の仕事部分休業に関する条例の制定に伴い、通勤手当について所要の改正を行うこととした。</p> <p>(三) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の制定に伴い、規定の整備を行うこととした。</p> <p>3 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。</p> <p>山梨県職員旅費条例等の一部を改正する条例(条例第二十四号)(人事課)</p>	<p>1 職員の旅行の実情等にかんがみ、山梨県職員旅費条例を次のとおり改正することとした。</p> <p>(一) 旅費の計算において、公務効率の向上及び旅行実態との整合の観点から、最も経済的な経路及び方法に、合理的な経路及び方法を加えることとした。</p> <p>(二) 鉄道賃のうち、特急料金及び座席指定料金について、支給要件を緩和することとした。</p> <p>(三) 日当及び食卓料及び着後手当を廃止することとした。</p> <p>(四) 旅行雑費を新設し、県外旅行については定額を、有料道路及び駐車場の利用料金については実費額を支給することとした。</p> <p>(五) 宿泊料及び移転料について、職務の級による支給区分を廃止することとした。</p> <p>(六) その他規定の整備を行うこととした。</p> <p>2 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例、山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例を次のとおり改正することとした。</p> <p>(一) 日当及び食卓料を廃止し、旅行雑費を新設することとした。</p> <p>(二) その他規定の整備を行うこととした。</p> <p>3 地方自治法第百条第一項の規定による出頭者等に対する実費弁償条例その他関係条例の規定の整備を行うこととした。</p> <p>4 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。</p> <p>山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例(条例第二十五号)(人事課)</p> <p>1 労働組合法等の一部改正にかんがみ、山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例を次のとおり改正することとした。</p> <p>(一) 労働組合法第二十七条の七第一項第一号の証人の費用弁償額を定めることとした。</p> <p>(二) その他規定の整備を行うこととした。</p> <p>2 山梨県統計調査条例、山梨県職員定数条例及び山梨県情報公開条例について、規定の整備を行うこととした。</p> <p>3 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>山梨県恩給在職期間の通算に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十六号)(職員厚生課)</p> <p>1 地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>山梨県手数料条例の一部を改正する条例(条例第二十七号)(児童家庭課)</p>
---	---

1 保育士試験の実施に関する事務の全部を児童福祉法に規定する指定試験機関に行わせることに伴い、指定試験機関が、保育士試験手数料を収入とすることができることとした。

2 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）（警察本部会計課）

1 次の表の上欄に掲げる別表第六の手数料について、同表の中欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる金額に改めることとした。

免許証再交付手数料	千七百五十円	千六百五十円
免許証再交付手数料	三千三百五十円	三千二百円
免許証更新手数料（經由申請でない場合）	一千二百五十円	一千二百円
免許証更新手数料（經由申請の場合）	二千二百五十円	二千二百円

2 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。

山梨県民会館設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）（生涯学習文化課）

1 県民会館の貸室を廃止するとともに、効果的かつ効率的な管理を図るため、次のとおり指定管理者制度及び利用料金制を導入することとした。

(一) 題名を「山梨県県民会館設置及び管理条例」に改めることとした。

(二) 貸室に関する規定を削除することとした。

(三) 指定管理者制度の導入に伴う改正

(1) 地方自治法の規定に基づき、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。

(i) 指定管理者に行わせる業務の範囲

(ii) 指定管理者の指定の手続

(iii) 休館日、利用時間等の指定管理者が行う管理の基準

(iv) 事業報告書の作成及び提出

(2) この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。

(四) 利用料金制の導入に伴う改正

(1) 地方自治法の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入とすることとした。

(2) 利用料金について、その限度額を定め、かつ、その限度額を上限とする範囲内において知事の承認を受けて指定管理者が定めることとした。

(3) 利用料金の還付について規定することとした。

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、1(三)については、公布の日から施行することとした。

山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第三十号）（福祉保健総務課）

1 県立総合福祉センターかえで荘の効率的かつ効果的な管理を図るため、次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 指定管理者制度の導入に伴う改正

(1) 地方自治法の規定に基づき、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。

(i) 指定管理者が行う業務の範囲

(ii) 指定管理者の指定の手続

(iii) 休館日等の指定管理者が行う管理の基準

(iv) 事業報告書の作成及び提出

(2) この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。

(二) 利用料金制の導入に伴う改正

(1) 地方自治法の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入とすることとした。

(2) 利用料金について、その限度額を定め、かつ、その限度額を上限とする範囲内において知事の承認を受けて指定管理者が定めることとした。

(3) 利用料金の還付について規定することとした。

2 その他規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、1(一)(二)については、公布の日から施行することとした。

山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第三十一号）（障害福祉課）

1 県立あけぼの医療福祉センターの成人部門の独立に伴い、及び在宅の重症心身障害児の福祉の向上を図るため、次の改正を行うこととした。

(一) 業務に重症心身障害児通所事業を追加することとした。

(二) 山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例の制定に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例の施行の

日から施行することとした。

山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第三十二号）（障害福祉課）

1 県立あさひワークホームの効果的かつ効率的な管理を図るため、地方自治法の規定に基づき、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。

- (一) 指定管理者が行う業務の範囲
- (二) 指定管理者の指定の手続
- (三) 事業報告書の作成及び提出

2 この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。

3 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

山梨県立聴覚障害者情報センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第三十三号）（障害福祉課）

1 県立聴覚障害者情報センターの効果的かつ効率的な管理を図るため、地方自治法の規定に基づき、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。

- (一) 指定管理者が行う業務の範囲
- (二) 指定管理者の指定の手続
- (三) 休館日、利用時間等の指定管理者が行う管理の基準
- (四) 事業報告書の作成及び提出

2 この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。

3 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

山梨県立介護実習普及センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第三十四号）（長寿社会課）

1 県立介護実習普及センターの効果的かつ効率的な管理を図るため、地方自治法の規定に基づき、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。

- (一) 指定管理者が行う業務の範囲
- (二) 指定管理者の指定の手続
- (三) 休館日、利用時間等の指定管理者が行う管理の基準
- (四) 事業報告書の作成及び提出

2 この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。

3 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第三十五号）（障害福祉課）

1 県立青い鳥福祉センターの効果的かつ効率的な管理を図るため、地方自治法の規定に基づき、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。

- (一) 指定管理者が行う業務の範囲
- (二) 指定管理者の指定の手続
- (三) 事業報告書の作成及び提出

2 この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。

3 その他規定の整備を行うこととした。

4 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）（児童家庭課）

1 県立愛宕山こどもの国の効果的かつ効率的な管理を図るため、次に掲げる改正を行うこととした。

- (一) 指定管理者制度の導入に伴う改正
 - (1) 地方自治法の規定に基づき、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。
 - (i) 指定管理者が行う業務の範囲
 - (ii) 指定管理者の指定の手続
 - (iii) 利用時間等の指定管理者が行う管理の基準
 - (iv) 事業報告書の作成及び提出
 - (2) この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。

(二) 利用料金制の導入に伴う改正

- (1) 地方自治法の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入とすることとした。
- (2) 利用料金について、その限度額を定め、かつ、その限度額を上限とする範囲内において知事の承認を受けて指定管理者が定めることとした。
- (3) 利用料金の還付について規定することとした。

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、1(2)については、公布の日から施行することとした。

山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第三十七号）
（青少年課）

1 県立青少年センターの効果的かつ効率的な管理を図るため、次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 指定管理者制度の導入に伴う改正

(1) 地方自治法の規定に基づき、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。

- (i) 指定管理者が行う業務の範囲
- (ii) 指定管理者の指定の手続
- (iii) 休館日、開館時間等の指定管理者が行う管理の基準
- (iv) 事業報告書の作成及び提出

(2) この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。

(二) 利用料金制の導入に伴う改正

(1) 地方自治法の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入とすることとした。

(2) 利用料金について、その限度額を定め、かつ、その限度額を上限とする範囲内において知事の承認を受けて指定管理者が定めることとした。

(3) 利用料金の還付及び減免について規定することとした。

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、1(一)(2)については、公布の日から施行することとした。

山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）（県有林課）

1 県立県民の森保健休養施設の効果的かつ効率的な管理を図るため、地方自治法の規定に基づき、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。

(一) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者の指定の手続

(二) 休館日、開館時間等の指定管理者が行う管理の基準

(三) 事業報告書の作成及び提出

2 この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。

3 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第三十九号）（県有林課）

1 県立武田の杜保健休養林の効果的かつ効率的な管理を図るため、次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 指定管理者制度の導入に伴う改正

(1) 地方自治法の規定に基づき、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。

- (i) 指定管理者が行う業務の範囲
- (ii) 指定管理者の指定の手続
- (iii) 休館日、開館時間等の指定管理者が行う管理の基準
- (iv) 事業報告書の作成及び提出

(2) この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。

(二) 利用料金制の導入に伴う改正

(1) 地方自治法の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入とすることとした。

(2) 利用料金について、その限度額を定め、かつ、その限度額を上限とする範囲内において知事の承認を受けて指定管理者が定めることとした。

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、1(一)(2)については、公布の日から施行することとした。

山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例の一部を改正する等の条例（条例第四十号）（福祉保健総務課）

1 県立資法人見直し計画に基づき、社会福祉法人山梨県社会福祉事業団に管理を委託している県立社会福祉施設の一部を同事業団に移管するため、次のとおり関係条例の改正等を行うこととした。

(一) 山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例中山梨県立もえぎ寮に係る部分を削ることとした。

(二) 次の条例を廃止することとした。

- (1) 山梨県立明生学園の設置及び管理条例
 - (2) 山梨県立養護老人ホーム設置及び管理条例
 - (3) 山梨県立特別養護老人ホーム桃源荘設置及び管理条例
 - (4) 山梨県立きぼうの家設置及び管理条例
 - (5) 山梨県立はまなし寮設置及び管理条例
- 2 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。

山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第四十一号）（障害福祉課）

<p>1 県立梨の実察の効果的かつ効率的な管理を図るため、地方自治法の規定に基づき、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。</p> <p>(一) 指定管理者が行う業務の範囲</p> <p>(二) 指定管理者の指定の手続</p> <p>(三) 事業報告書の作成及び提出</p> <p>2 この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。</p> <p>3 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。</p> <p>山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第四十二号）（衛生業務課）</p> <p>1 食品衛生法の一部改正等にかんがみ、営業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準として、次の事項を追加することとした。</p> <p>(一) 食品、添加物、器具及び容器包装を取り扱う施設の衛生管理の一般事項</p> <p>(二) 食品衛生上の危害の発生又は拡大の防止に必要な記録の作成及び保存</p> <p>(三) 食品、添加物、器具及び容器包装の回収及び廃棄</p> <p>(四) 食品、添加物、器具及び容器包装の安全性に関する情報の消費者への提供</p> <p>(五) 食品、添加物、器具及び容器包装を運搬するときの衛生管理</p> <p>(六) 食品及び添加物を販売するときの衛生管理</p> <p>(七) 食品の表示</p> <p>2 営業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準の適用について、次の規定を追加することとした。</p> <p>「ただし、営業の形態その他特別の事情により、知事が公衆衛生上支障がないと認める場合は、これを緩和し、又は適用しないことができる。」</p> <p>3 その他規定の整備を行うこととした。</p> <p>4 この条例は、平成十七年十月一日から施行することとした。</p> <p>山梨県公害防止条例の一部を改正する条例（条例第四十三号）（大気水質保全課）</p> <p>1 山梨県環境基本条例の制定にかんがみ、都市・生活型公害等の日常生活及び事業活動における環境への負荷等に対応するため、次のとおり改正を行うこととした。</p> <p>(一) 題名を「山梨県生活環境の保全に関する条例」に改めることとした。</p> <p>(二) 新たに次の事項について規定することとした。</p> <p>(1) サーチャイト等の使用の禁止</p> <p>(2) 自動車の使用に伴う大気の汚染等の防止</p> <p>(3) 生活排水による水質の汚濁の防止</p>	<p>(4) 廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処分</p> <p>(三) 次の事項について見直すこととした。</p> <p>(1) 屋外における燃焼行為の制限について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律との関係（規制の水準及び規制対象となる物質）を整理することとした。</p> <p>(2) 地下浸透を禁止する有害物質にダイオキシン類を追加することとした。</p> <p>(四) その他規定の整備を行うこととした。</p> <p>2 この条例は、平成十七年十月一日から施行することとした。</p> <p>3 サーチャイト等の使用の禁止に関し経過措置を定めることとした。</p> <p>山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第四十四号）（みどり自然課）</p> <p>1 県立八ヶ岳ふれあいセンターの効果的かつ効率的な管理を図るため、地方自治法の規定に基づき、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。</p> <p>(一) 指定管理者が行う業務の範囲</p> <p>(二) 指定管理者の指定の手続</p> <p>(三) 休館日、開館時間等の指定管理者が行う管理の基準</p> <p>(四) 事業報告書の作成及び提出</p> <p>(五) 行為の禁止等</p> <p>2 この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。</p> <p>3 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。</p> <p>山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十五号）（大気水質保全課）</p> <p>1 破産法の全部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>山梨県立地域産業振興センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第四十六号）（観光振興課）</p> <p>1 県立郡内地域産業振興センターの効果的かつ効率的な管理を図るため、地方自治法の規定に基づき、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。</p> <p>(一) 指定管理者が行う業務の範囲</p> <p>(二) 指定管理者の指定の手続</p> <p>(三) 休館日、利用時間等の指定管理者が行う管理の基準</p> <p>(四) 事業報告書の作成及び提出</p>
---	---

- 2 この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。
- 3 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第四十七号）
（商業振興金融課）

- 1 県立産業展示交流館アイメッセ山梨の効果的かつ効率的な管理を図るため、地方自治法の規定に基づき、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。

- (一) 指定管理者が行う業務の範囲
 - (二) 指定管理者の指定の手続
 - (三) 休館日、利用時間等の指定管理者が行う管理の基準
 - (四) 事業報告書の作成及び提出
- 2 この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。
 - 3 その他所要の改正を行うこととした。
 - 4 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

山梨県立富士ヒジターセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第四十八号）（観光資源課）

- 1 県立富士ヒジターセンターの効果的かつ効率的な管理を図るため、地方自治法の規定に基づき、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。

- (一) 指定管理者が行う業務の範囲
 - (二) 指定管理者の指定の手続
 - (三) 休館日、開館時間等の指定管理者が行う管理の基準
 - (四) 事業報告書の作成及び提出
- 2 この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。
 - 3 その他規定の整備を行うこととした。
 - 4 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第四十九号）（花き農産課）

- 1 県立フラワーセンターの効果的かつ効率的な管理を図るため、次に掲げる改正を行うこととした。
- (一) 指定管理者制度の導入に伴う改正

- (1) 地方自治法の規定に基づき、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。

- (i) 指定管理者が行う業務の範囲
- (ii) 指定管理者の指定の手続
- (iii) 休園日、開園時間等の指定管理者が行う管理の基準
- (iv) 事業報告書の作成及び提出

- (2) この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。

(二) 利用料金制の導入に伴う改正

- (1) 地方自治法の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入とすることとした。
 - (2) 利用料金について、その限度額を定め、かつ、その限度額を上限とする範囲内において知事の承認を受けて指定管理者が定めることとした。
 - (3) 利用料金の還付及び減免について規定することとした。
- 2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、1(一)(2)については、公布の日から施行することとした。

山梨県卸売市場条例の一部を改正する条例（条例第五十号）（果樹食品流通課）

- 1 卸売市場法の一部改正にかんがみ、次に掲げる改正を行うこととした。

- (一) 地方卸売市場の業務規程に定めなければならない事項に「卸売の業務に係る物品の品質管理の方法」を加えることとした。
 - (二) 委託手数料以外の報償の收受を禁止する規定を削ることとした。
 - (三) 業務規程の変更に関し、経過措置を定めることとした。
- 2 その他規定の整備を行うこととした。
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)については、平成二十一年四月一日から施行することとした。

山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理条例に関する条例（条例第五十一号）（畜産課）

- 1 県立八ヶ岳牧場の効果的かつ効率的な管理を図るため、山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例の全部を改正し、次に掲げる規定を設けることとした。

- (一) 設置
- 家畜の生産及び育成を行い、もって畜産の振興に資するため、八ヶ岳牧場を設置する。

(二) 名称及び位置

- | | |
|----|---------------|
| 名称 | 山梨県立八ヶ岳牧場 |
| 位置 | 北杜市及び北巨摩郡小淵沢町 |

<p>(三) 指定管理者による管理</p> <p>(四) 指定管理者が行う業務の範囲</p> <p>(1) 利用の承認に関する業務</p> <p>(2) 施設及び設備器具の維持保全に関する業務</p> <p>(3) 家畜の飼養管理及び改良増殖に関する業務</p> <p>(4) 牧草の栽培に関する業務</p> <p>(5) 家畜排せつ物のたい肥化に関する業務</p> <p>(6) その他知事が必要と認める業務</p> <p>(五) 指定管理者の指定の手続</p> <p>(六) 利用の承認</p> <p>(七) 承認の取消し</p> <p>(八) 利用料金</p> <p>(九) 事業報告書の作成及び提出</p> <p>(十) 委任</p> <p>(十一) 経過措置</p> <p>2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、1(七)については、公布の日から施行することとした。</p> <p>山梨県立まきば公園設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第五十二号)(畜産課)</p> <p>1 県立まきば公園の効果的かつ効率的な管理を図るため、地方自治法の規定に基づき、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。</p> <p>(一) 指定管理者が行う業務の範囲</p> <p>(二) 指定管理者の指定の手続</p> <p>(三) 休園日、開園時間等の指定管理者が行う管理の基準</p> <p>(四) 事業報告書の作成及び提出</p> <p>2 この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。</p> <p>3 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。</p> <p>山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例(条例第五十三号)(道路管理課)</p> <p>1 車両制限令の一部改正にかんがみ、特殊車両通行許可申請手数料について、「一件につき千五百円」から「許可に係る一通行経路ごとに二百円」に改めることとした。</p> <p>2 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。</p> <p>山梨県都市公園条例の一部を改正する条例(条例第五十四号)(都市計画課)</p>
--

<p>1 都市公園の効果的かつ効率的な管理を図るため、次に掲げる改正を行うこととした。</p> <p>(一) 指定管理者制度の導入に伴う改正</p> <p>(1) 地方自治法の規定に基づき、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。</p> <p>(i) 指定管理者が行う業務の範囲</p> <p>(ii) 指定管理者の指定の手続</p> <p>(iii) 休業日、利用時間等の指定管理者が行う管理の基準</p> <p>(iv) 事業報告書の作成及び提出</p> <p>(2) この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。</p> <p>(二) 利用料金制の導入に伴う改正</p> <p>(1) 地方自治法の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入とすることとした。</p> <p>(2) 利用料金の額は、現行の使用料の額を限度額として、その限度額を上限とする範囲内で知事の承認を受けて指定管理者が定めることとした。ただし、御勅使南公園のラグビー場及び小瀬スポーツ公園の陸上競技場等の会議室については、受益負担の考え方に基づき利用料金の限度額を定めることとした。</p> <p>(3) 利用料金の還付及び減免について規定することとした。</p> <p>2 その他規定の整備を行うこととした。</p> <p>3 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、1(一)(2)については、公布の日から施行することとした。</p> <p>山梨県屋外広告物条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十五号)(建築指導課)</p> <p>1 屋外広告物法の一部改正等にかんがみ、次のとおり所要の改正を行うこととした。</p> <p>(一) 山梨県屋外広告物条例の一部改正</p> <p>(1) 広告物等の禁止及び制限について次に掲げる改正を行うこととした。</p> <p>(i) 禁止物件に、景観法の規定により指定された景観重要建造物等を追加することとした。</p> <p>(ii) 禁止地域に、景観法の規定により指定された準景観地区であって制限を受ける地域等を追加することとした。</p> <p>(iii) 許可地域に、景観法に指定する景観計画区域等を追加することとした。</p> <p>(2) 屋外広告業について、届出制から登録制に改めることとした。</p> <p>(3) 屋外広告業の登録手数料は、一万円とすることとした。</p> <p>(4) 登録を受けないで屋外広告業を営んだ者等について、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金とすることとした。</p>

(二) 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正

- (1) 除却した広告物等の保管等の事務を新たに市町村が処理することとした。
- (2) その他規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十七年七月一日から施行することとした。
山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十六号)(建築指導課)

1 建築基準法の一部改正等にかんがみ、次のとおり所要の改正を行うこととした。

(一) 山梨県建築基準法施行条例の一部改正

(1) 第一条関係

- (i) 景観地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料等を新設することとした。

- (ii) 日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等について所要の改正を行うこととした。

(2) 第二条関係

- (i) 特例容積率適用地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料等を新設することとした。

- (ii) 罰金の上限額を二十万円から五十万円に引き上げることとした。

- (iii) その他規定の整備を行うこととした。

(二) 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正

(1) 第三条関係

- 景観地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理等の事務を市町村が処理することとする改正を行うこととした。

(2) 第四条関係

- 特例容積率適用地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理等の事務を市町村が処理することとする改正を行うこととした。

- 2 この条例は、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第一条ただし書に規定する日から施行することとした。ただし、1(一)(2)及び1(2)については、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第五十七号)(リニア交通課)

- 1 県立リニア見学センターの効果的かつ効率的な管理を図るため、地方自治法の規定に基づき、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。

(一) 指定管理者が行う業務の範囲

(二) 指定管理者の指定の手続

(三) 休館日、開館時間等の指定管理者が行う管理の基準

(四) 事業報告書の作成及び提出

- 2 この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。
- 3 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十八号)(企業局総務課)

- 1 琴川第三発電所の再開発に伴い、最大出力及び常時出力を変更することとした。

- 2 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十九号)(教育庁学術文化財課)

- 1 山梨県文化財保護条例における教育委員会の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとするため、必要な改正を行うこととした。

- 2 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。

山梨県立科学館設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第六十号)(教育庁社会教育課)

- 1 県立科学館の効果的かつ効率的な管理を図るため、次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 指定管理者制度の導入に伴う改正

- (1) 地方自治法の規定に基づき、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。

(i) 指定管理者が行う業務の範囲

(ii) 指定管理者の指定の手続

(iii) 休館日、開館時間等の指定管理者が行う管理の基準

(iv) 事業報告書の作成及び提出

- (2) この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。

(二) 利用料金制の導入に伴う改正

- (1) 地方自治法の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入とすることとした。

- (2) 利用料金について、その限度額を定め、かつ、その限度額を上限とする範囲内において知事の承認を受けて指定管理者が定めることとした。

- (3) 利用料金の還付及び減免について規定することとした。

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、1(2)については、公布の日から施行することとした。

山梨県立少年自然の家設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第六十一号）
（教育庁社会教育課）

1 県立八ヶ岳少年自然の家及び県立愛宕山少年自然の家の効果的かつ効率的な管理を図るため、次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 指定管理者制度の導入に伴う改正

(1) 地方自治法の規定に基づき、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。

(i) 指定管理者が行う業務の範囲

(ii) 指定管理者の指定の手続

(iii) 休業日等の指定管理者が行う管理の基準

(iv) 事業報告書の作成及び提出

(2) この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。

(二) 利用料金制の導入に伴う改正

(1) 地方自治法の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入とすることとした。

(2) 利用料金について、その限度額を定め、かつ、その限度額を上限とする範囲内において知事の承認を受けて指定管理者が定めることとした。

(3) 利用料金の還付について規定することとした。

2 その他規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、1(2)については、公布の日から施行することとした。

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第六十二号）
（教育庁社会教育課）

1 県立なかとみ青少年自然の里及び県立ゆずりはら青少年自然の里の効果的かつ効率的な管理を図るため、地方自治法の規定に基づき、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。

(一) 指定管理者が行う業務の範囲

(二) 指定管理者の指定の手続

(三) 休業日等の指定管理者が行う管理の基準

(四) 事業報告書の作成及び提出

2 この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。

3 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、2については、

公布の日から施行することとした。

山梨県立美術館設置及び管理条例等の一部を改正する条例（条例第六十三号）（教育庁学術文化財課）

1 県立美術館、県立考古博物館及び県立文学館の利便性の向上を図るため、これらの年末年始の休館日を次のとおり変更することとした。

(一) 十二月二十九日から翌年の一月一日までの日

(二) 一月の第二火曜日（この日が一月八日である場合にあっては第三火曜日）から翌週の月曜日までの日

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県立射撃場設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第六十四号）（教育庁スポーツ健康課）

1 県立韮崎射撃場及び県立八代射撃場の効果的かつ効率的な管理を図るため、次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 指定管理者制度の導入に伴う改正

(1) 地方自治法の規定に基づき、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。

(i) 指定管理者が行う業務の範囲

(ii) 指定管理者の指定の手続

(iii) 休業日、利用時間等の指定管理者が行う管理の基準

(iv) 事業報告書の作成及び提出

(2) この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。

(二) 利用料金制の導入に伴う改正

(1) 地方自治法の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入とすることとした。

(2) 利用料金について、その限度額を定め、かつ、その限度額を上限とする範囲内において知事の承認を受けて指定管理者が定めることとした。

(3) 利用料金の還付及び減免について規定することとした。

2 その他規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、1(2)については、公布の日から施行することとした。

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第六十五号）（教育庁スポーツ健康課）

1 県立八ヶ岳スケートセンターの効果的かつ効率的な管理を図るため、次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 指定管理者制度の導入に伴う改正

(1) 地方自治法の規定に基づき、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。

(i) 指定管理者が行う業務の範囲
指定管理者の指定の手続

(ii) 利用期間、利用時間等の指定管理者が行う管理の基準
事業報告書の作成及び提出

(2) この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。

(二) 利用料金制の導入に伴う改正

(1) 地方自治法の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入とすることとした。

(2) 利用料金について、その限度額を定め、かつ、その限度額を上限とする範囲内において教育委員会の承認を受けて指定管理者が定めることとした。

(3) 利用料金の還付及び減免について規定することとした。
この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、1(一)(2)については、公布の日から施行することとした。

山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

(条例第六十六号)(教育庁スポーツ健康課)

1 県立本栖湖青少年スポーツセンターの効果的かつ効率的な管理を図るため、次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 指定管理者制度の導入に伴う改正

(1) 地方自治法の規定に基づき、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。

(i) 指定管理者が行う業務の範囲
指定管理者の指定の手続

(ii) 休業日、利用時間等の指定管理者が行う管理の基準
事業報告書の作成及び提出

(2) この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。

(二) 利用料金制の導入に伴う改正

(1) 地方自治法の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入とすることとした。

(2) キャンプ場の利用料金限度額は、受益者負担の考え方にに基づき次のとおりとする

区分	単位	県内	県外
一般及び大学生	一人一泊	二百三十円	二百六十円
高校生		百五十円	百九十円
中学生以下		七十円	百十円

(3) 利用料金について、キャンプ場以外の施設については現行使用料の額を利用料金限度額とし、かつ、その限度額を上限とする範囲内において教育委員会の承認を受けて指定管理者が定めることとした。

(4) 利用料金の還付及び減免について規定することとした。
この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、1(一)(2)については、公布の日から施行することとした。

山梨県立飯田野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第六十七号)(教育庁スポーツ健康課)

1 県立飯田野球場の効果的かつ効率的な管理を図るため、次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 指定管理者制度の導入に伴う改正

(1) 地方自治法の規定に基づき、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。

(i) 指定管理者が行う業務の範囲
指定管理者の指定の手続

(ii) 休業日、利用時間等の指定管理者が行う管理の基準
事業報告書の作成及び提出

(2) この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。

(二) 利用料金制の導入に伴う改正

(1) 地方自治法の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入とすることとした。

(2) 利用料金について、その限度額を定め、かつ、その限度額を上限とする範囲内において教育委員会の承認を受けて指定管理者が定めることとした。

(3) 利用料金限度額を次のとおりとすることとした。

	午前	午後	一日

利用の区分	一 時間	午前八時三〇分 から正午ま で	正午から午後 五時三〇分ま で	午前八時三〇 分から午後五 時三〇分まで
一 般	五七〇円	一、八三〇円	二、八八〇円	四、一一〇円
高校生以下	二八〇円	九一〇円	一、四四〇円	二、〇五〇円

- (3) 利用料金について、利用料金限度額を上限とする範囲内において知事の承認を受けて指定管理者が定めることとした。
 - (4) 利用料金の還付及び減免について規定することとした。
 - 2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、1(一)(2)については、公布の日から施行することとした。
- 山梨県文化財保護条例等の一部を改正する条例(条例第六十八号)(教育庁学術文化財課)**
- 1 文化財保護法の一部改正等にかんがみ、次のとおり所要の改正を行うこととした。
 - (一) 山梨県文化財保護条例の一部改正
 - (1) 民俗文化財へ「民俗技術」を追加することとした。
 - (2) 「文化的景観」を保護するため次の制度を設けることとした。
 - (i) 選定及び解除の手續
 - (ii) 滅失又はき損の届出
 - (iii) 管理に関する勧告
 - (iv) 現状変更等の届出
 - (v) 管理等に関する補助
 - (3) 「伝統的建造物群」を保護するため次の制度を設けることとした。
 - (i) 選定及び解除の手續
 - (ii) 管理等に関する補助
 - (4) その他規定の整備を行うこととした。
 - (二) 次に掲げる条例について、規定の整備を行うこととした。
 - (1) 山梨県風致地区条例
 - (2) 山梨県景観条例
 - (3) 山梨県屋外広告物条例
 - (4) 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例
- 2 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。
- 山梨県立保存民家設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第六十九号)(教**

- 育庁学術文化財課)
- 1 県立保存民家安藤家住宅の効果的かつ効率的な管理を図るため、地方自治法の規定に基づき、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。
 - (一) 指定管理者が行う業務の範囲
 - (二) 指定管理者の指定の手續
 - (三) 指定管理者が行う管理の基準
 - (四) 事業報告書の作成及び提出
 - 2 この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。
 - 3 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。
- 山梨県警察組織条例の一部を改正する条例(条例第七十号)(警察本部警務課)**
- 1 警務部の所掌事務に次の事務を加えることとした。
 - 個人情報の保護に関すること。
 - 2 刑事部の所掌事務に次の事務を加えることとした。
 - (一) 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
 - (二) 組織犯罪の取締りに関すること。
 - 3 日下部警察署、都留警察署及び上野原警察署の管轄区域等について、字の新設等に伴う規定の整備を行うこととした。
 - 4 その他規定の整備を行うこととした。
 - 5 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。ただし、1については山梨県個人情報保護条例附則第一項第二号に規定する規則で定める日から、3については公布の日から施行することとした。
- 山梨県保育士就学資金貸与条例等を廃止する条例(条例第七十一号)(児童家庭課)**
- 1 制度の目的を達したにかんがみ、次に掲げる条例を廃止することとした。
 - (一) 山梨県保育士修学資金貸与条例
 - (二) 山梨県医学士修学資金貸与条例
 - (三) 山梨県診療放射線技師、理学療法士及び作業療法士修学資金貸与条例
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例(条例七十二号)(林業振興課)**
- 1 森林法の一部改正に伴い、山梨県林業改良指導員資格試験条例を廃止することとした。
 - 2 試験に関する不正行為に対する処分について経過措置を定めることとした。
 - 3 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。

山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第七十三号）（人事課）

1 職員の不祥事件に対する措置の一環として、平成十七年四月一日から同年五月三十一日までの期間に係る知事の給料月額を百二十六万円から百二十六万円の十分の一に相当する額を減じて得た額とすることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第七十四号）（議会）

1 労働組合法の一部改正にかんがみ、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

政治倫理の確立のための山梨県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（条例第七十五号）（議会）

1 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律等の一部改正にかんがみ、資産等報告書に記載する有価証券の範囲について、株券が発行されていない場合にあつては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含むこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

中巨摩郡八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町及び甲西町の合併に伴う山梨県議会の議員の選挙区の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第七十六号）（議会）

1 市町村の合併の特例に関する法律の一部改正等に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。

山梨県議会の議員の選挙区の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第七十七号）（議会）

1 市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県安全・安心なまちづくり条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第一号

山梨県安全・安心なまちづくり条例

（目的）

第一条 この条例は、安全・安心なまちづくりに関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全・安心なまちづくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、犯罪の起りにくいまちづくりを推進し、もって県民が安全かつ平穩に暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、「安全・安心なまちづくり」とは、地域社会における県民、事業者及びこれらの者が組織する団体（以下「県民等」という。）による犯罪の防止のための自主的な活動の推進並びに県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備をいう。

（基本理念）

第三条 安全・安心なまちづくりは、犯罪の未然防止の必要性に関する理解が深められるとともに、日常生活及び事業活動において自らの安全は自らが守るという意識の高揚が図られることを旨として行われなければならない。

2 安全・安心なまちづくりは、県民等による犯罪の防止のための自主的な活動が展開されることにより、お互いに守り支え合う地域社会が形成されることを旨として行われなければならない。

3 安全・安心なまちづくりは、県、市町村及び県民等が、適切な役割分担の下に、それぞれが連携し、及び協力することを旨として行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のつとりに、安全・安心なまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、基本理念のつとりに、日常生活において自ら安全を確保するよう努めるとともに、安全・安心なまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 県民は、県がこの条例に基づき実施する安全・安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念のつとりに、その事業活動を行うに当たっては、自ら安全を確保するよう努めるとともに、地域社会の一員として、安全・安心なまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、県がこの条例に基づき実施する安全・安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本方針)

第七条 知事は、安全・安心なまちづくりに関する基本方針(以下「基本方針」といふ。)を定めるものとする。

2 前項に規定する基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 安全・安心なまちづくりに関する基本的方向

二 安全・安心なまちづくりの推進のための方策に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、安全・安心なまちづくりに関し必要な事項

3 知事は、基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ県民及び事業者の意見を反映させることができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第八条 県は、県、市町村及び県民等が意見を交換し、相互に連携して安全・安心なまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(啓発活動)

第九条 県は、安全・安心なまちづくりについての県民及び事業者の関心と理解を深めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(自主的な活動に対する支援)

第十条 県は、県民等が行う安全・安心なまちづくりのための自主的な活動に対し、その活動を促進するため、情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(市町村に対する情報提供等)

第十一条 県は、市町村が実施する安全・安心なまちづくりに関する施策に対し、情報の提供、助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校等における児童等の安全の確保)

第十二条 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園、児童福祉施設等(以下「学校等」といふ。)における児童、生徒及び幼児(以下「児童等」といふ。)の安全の確保に関する指針を定めるものとする。

2 学校等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該学校等の施設内における児童等の安全を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(通学路等における児童等の安全の確保)

第十三条 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、通学、通園等の用に供される道路及び児童等が日常的に利用する公園、広場等(以下「通学路等」といふ。)における児童等の安全の確保に関する指針を定めるものとする。

2 学校等を管理する者、児童等の保護者、地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、連携して、前項の指針に基づき、当該通学路等における児童等の安全を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(道路等の整備に当たっての防犯性への配慮)

第十四条 知事は、公安委員会と協議して、犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐輪場(以下「道路等」といふ。)の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするための措置を講ずるよう努めるものとする。

(住宅の建築等に当たっての防犯性への配慮)

第十五条 知事は、公安委員会と協議して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 住宅を建築しようとする者及び住宅を所有し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするための措置を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した店舗の整備等)

第十六条 深夜(午後十時から翌日の午前五時までをいう。次項において同じ。)において営業する店舗で小売業を営む者は、犯罪の防止に配慮した構造及び設備を有する店舗の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、深夜において営業する店舗で小売業を営む者に対し、犯罪の防止のために必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(犯罪の防止に配慮した自動車等の普及)

第十七条 自動車、原動機付自転車及び自転車(以下「自動車等」といふ。)の販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造及び設備を有する自動車等並びに犯罪を防止するための装置及び用具の普及に努めるものとする。

2 県は、自動車等の販売を業とする者に対し、犯罪の防止のために必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(犯罪の防止に配慮した自動販売機の普及)

第十八条 自動販売機の販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造及び装置を有する自動販売機の普及に努めるものとする。

2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、当該自動販売機について、犯罪の防止に配慮した管理をするよう努めるものとする。

3 県は、自動販売機の販売を業とする者及び自動販売機を設置し、又は管理する者に

3 県は、自動販売機の販売を業とする者及び自動販売機を設置し、又は管理する者に

対し、犯罪の防止のために必要な情報の提供及び助言を行うものとする。
(指針の公表)

第十九条 知事は、第十二条から第十五条までに規定する指針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県職員の修学部分休業に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第二号

山梨県職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の二第一項、第三項及び第四項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業の承認)

第二条 修学部分休業の承認は、一週間を通じて二十時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、三十分を単位として行うものとする。

2 法第二十六条の二第一項の条例で定める教育施設は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学とする。

3 法第二十六条の二第一項の条例で定める期間は、二年とする。

(修学部分休業中の給与)

第三条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）第四条、山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）第十八条又は山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）第四条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき山梨県職員給与条例第三十条、山梨県学校職員給与条例第十九条又は山梨県警察職員給与条例第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して支給する。

(修学部分休業の承認の取消)

第四条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- 一 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
- 二 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を

頻繁に欠席しているとき。

三 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で修学部分休業の承認の取消しについて当該職員の同意を得たとき。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三号

山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条の二の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告の時期)

第二条 任命権者は、毎年七月末までに、知事に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(任命権者の報告事項)

第三条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員に係る次に掲げる事項とする。

- 一 任免及び職員数に関する状況
 - 二 給与の状況
 - 三 勤務時間その他の勤務条件の状況
 - 四 分限及び懲戒の状況
 - 五 服務の状況
 - 六 研修及び勤務成績の評定の状況
 - 七 福祉及び利益の保護の状況
 - 八 その他知事が必要と認める事項
- (人事委員会の報告の時期)
- 第四条** 人事委員会は、毎年七月末までに、知事に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。
- (人事委員会の報告事項)
- 第五条** 前条の規定により業務の状況に関し、人事委員会が報告しなければならない事

項は、次に掲げる事項とする。

- 一 競争試験及び選考の状況
- 二 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
- 三 勤務条件に関する措置の要求の状況
- 四 不利益処分に関する不服申立ての状況

(公表の時期)

第六条 知事は、毎年九月末までに、第二条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第四条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第七条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

- 一 県公報に掲載する方法
- 二 インターネットを利用して閲覧に供する方法

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県国民保護対策本部及び山梨県緊急対処事態対策本部条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第四号

山梨県国民保護対策本部及び山梨県緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第三十一条及び法第百八十三条において準用する法第三十一条の規定に基づき、山梨県国民保護対策本部及び山梨県緊急対処事態対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 山梨県国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、山梨県国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

- 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

(会議)

第三条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第二十八条第六項の規定に基づき、国の職員その他の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

3 本部長は、法第二十八条第七項の規定に基づき、防衛庁長官がその指定する職員を本部長の求めに応じて会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第四条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第五条 山梨県国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に山梨県国民保護現地対策本部長（以下「現地対策本部長」という。）及び山梨県国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第六条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第七条 第二条から前条までの規定は、山梨県緊急対処事態対策本部について準用する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県国民保護協議会条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第五号

山梨県国民保護協議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）第三十八条第八項の規定に基づき、山梨県国民保護協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員及び専門委員）
第二条 山梨県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、三十人以上とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（会長の職務代理）
第三条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）
第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）
第五条 協議会に、幹事三十人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。
3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。
（部会）
第六条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（雑則）
第七条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則
（施行期日）
1 この条例は、公布の日から施行する。

（附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例昭和四十年山梨県条例第七号の一部を次のように改正する。

別表第一中
山梨県防災会議の委員、専門委員及び幹事
を
山梨県防災会
山梨県国民保
び幹事

議の委員、専門委員及び幹事
に改める。

護協議会の委員、専門委員及

山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例をここに公布する。
平成十七年三月二十八日
山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第六号
（設置）
山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例

第一条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。）第二十七条第二項の規定により、身体障害者更生施設を設置する。
（名称及び位置）
第二条 前条に規定する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮
位置 韮崎市
（業務）
第三条 山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮（以下「成人寮」という。）は、法

第五条第三項の身体障害者更生施設支援に関する業務を行うほか、次に掲げる事業に関する業務を行うものとする。

一 法第四条の二第八項の身体障害者短期入所事業
二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第九項の児童短期入所事業
三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条第九項の知的障害者短期入所事業

（指定管理者による管理）
第四条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に成人寮の管理

を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 二 第三条に規定する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
(指定の手続)

第六条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。
 - 一 事業計画の内容が、成人寮の効用を發揮することができるものであること。
 - 二 事業計画の内容が、成人寮の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
 - 三 事業計画の内容が、成人寮の平等な利用を確保することができるものであること。
 - 四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(利用料金)
第七条 次の表の上欄に掲げる者は、同表の下欄に定める額を利用料金として納付しなければならない。

利用者等	金額
一 法第四条の二第八項の身体障害者短期入所事業を利用した者(法第十八条第一項の規定による措置に係る者を除く。)	法第十七条の四第二項第一号の規定により市町村長が定めた額
二 法第五条第三項の身体障害者更生施設支援を受けた者(法第十八条第三項の規定による措置に係る者を除く。)	法第十七条の十第二項第一号の規定により市町村長が定めた額
三 児童福祉法第六条の二第九項の児童短期入所事業を利用した児童(同法第二十一条の二十五第一項の規定による措置に係る者を除く。)(の保護者(同	児童福祉法第二十一条の十第二項第一号の規定により市町村長が定めた額

法第六条の保護者をいう。)

四 知的障害者福祉法第四条第九項の知的障害者短期入所事業を利用した者
同法第十五条の三十二第一項の規定による措置に係る者を除く。)

2 前項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(事業報告書の作成及び提出)

第八条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第五条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 成人寮の管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、成人寮の管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、第四条及び第六条の規定の例により、成人寮の管理に関し、地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

山梨県緑化センター設置及び管理条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第七号

山梨県緑化センター設置及び管理条例

(設置)

第一条 県民に緑化に関する知識と緑に親しむ機会を提供し、もって県民が行う緑化に関する活動を促進するため、緑化センターを設置する。

(名称及び位置)

第二条 緑化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県緑化センター

位置 甲斐市

(指定管理者による管理)

第三条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第二項の規定により、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に山梨県緑化センター(以下「センター」という。)の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

二 緑化に関する知識の提供のための樹木の展示及び当該樹木の養成に関する業務

三 緑化に関する研修並びに緑化に関する技術の助言及び指導に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、センターの効用を発揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(休園日)

第六条 センターの休園日は、次に掲げるとおりとする。

一 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)である場合を除く。)

二 休日の翌日(この日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。)

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休園日に開

園し、又は休園日以外の日に休園することができる。

(開園時間)

第七条 センターの開園時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、開園時間を変更することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第八条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況

二 センターの管理の業務に係る収支の状況

三 前二号に掲げるもののほか、センターの管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

(行為の禁止)

第九条 センターにおいては、正当な理由がなく次に掲げる行為をしてはならない。

一 施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。

二 樹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。

三 土石、樹木等の物件を堆積すること。

四 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。

五 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

六 たき火をすること。

七 立入禁止区域内に立ち入ること。

八 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れること。

九 はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。

(行為の制限)

第十条 センターにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 物品を販売し、又は頒布すること。

二 集会、展示会その他これらに類する催しを行うこと。

三 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。

四 口ケーションをすること。

2 知事は、前項の許可にセンターの管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第十一条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、前条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは同条第二項の条件を変更し、又は行為の中止、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- 一 第九条又は前条第一項の規定に違反した者
- 二 前条第二項の規定による許可に付した条件に違反した者
- 三 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

(委任)
第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、第三条及び第五条の規定の例により、センターの管理に関し、地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

山梨県立博物館設置及び管理条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第八号

山梨県立博物館設置及び管理条例

(設置)

第一条 歴史、民俗等に関する県民の知識を深め、教養の向上を図り、もって県民文化の発展に寄与するため、博物館を設置する。

(名称及び位置)

第二条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立博物館

位置 笛吹市

(事業)

第三条 山梨県立博物館(以下、「県立博物館」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- 一 歴史、民俗等に関する実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム等の資料(以下、「歴史資料等」という。)を収集し、保管し、展示し、及び閲覧に供すること。

二 歴史資料等に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
三 歴史資料等に関する講演会、講習会、映画会、研究会等を開催すること。
四 歴史資料等の利用に関し、必要な助言、指導等を行うこと。
五 他の博物館、博物館と同一の目的を有する施設等と協力し、情報の交換、歴史資料等の相互貸借等を行うこと。

- 六 生涯学習室、交流室等を一般の使用に供すること。
- 七 その他県立博物館の設置の目的を達成するため必要な事業

(職員)
第四条 県立博物館に、館長その他の職員を置く。

(休館日)

第五条 県立博物館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる日が一月二日、同月三日又は四月三十日から五月五日までの日である場合には、休館日としないものとする。

- 一 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(次号において「休日」という。)である場合を除く。)
- 二 休日の翌日(この日が日曜日である場合を除く。)
- 三 十二月二十九日から翌年の一月一日までの日
- 四 一月の第二火曜日(この日が一月八日である場合にあつては第三火曜日)から翌週の月曜日までの日
- 五 その他教育委員会が必要と認める日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更することができる。

(歴史資料等の観覧)

第六条 県立博物館に展示されている歴史資料等(教育委員会が指定するものに限る。)を観覧しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、別表第一に定める観覧料を納付しなければならない。

(歴史資料等の観覧等)

第七条 県立博物館に保管されている歴史資料等(教育委員会が指定するものを除く。)を閲覧しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 県立博物館に展示され、又は保管されている歴史資料等(教育委員会が指定するものを除く。)を撮影しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けた者は、別表第二に定める利用料を納付しなければならない。

(生涯学習室等の使用)

第八条 県立博物館の生涯学習室又は交流室を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、別表第三に定める使用料を納付しなければならない。
(観覧料等の還付)

第九条 既に納付した観覧料、利用料又は使用料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料等の免除)
第十条 知事は、特別の理由があると認めるときは、観覧料、利用料又は使用料の全部又は一部を免除することができる。

(利用の制限)
第十一条 教育委員会は、県立博物館を利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

一 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
二 施設、設備器具又は歴史資料等を損傷するおそれがあるとき。
三 その他教育委員会が県立博物館の管理上支障があると認めるとき。

(修復費用の負担)
第十二条 故意又は過失により施設、設備器具又は歴史資料等を損傷し、又は滅失させた者は、その修理又は補充に要する費用について、知事の認定する額を負担しなければならない。

(委任)
第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則
この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第五条から第十一条まで及び別表第一から別表第三までの規定は、平成十七年十月十五日から施行する。

別表第一(第六条関係)
一 常設の展示の場合

区 分	観 覧 料	
	個 人	団 体
一般	一人につき 五〇〇円	一人につき 四〇〇円
大学、高等専門学校及び 高等学校並びにこれらに 類する学校及び施設の学 生及び生徒	一人につき 二二〇円	一人につき 一六〇円

中学校の生徒及び小学校の児童	一人につき 一〇〇円	一人につき 八〇円
----------------	------------	-----------

備考 団体とは、二十人以上をいう。

二 特別の企画による展示の場合
次の表に定める観覧料の額の範囲内で、それぞれの展示ごとに知事が定める額

区 分	観 覧 料	
	個 人	団 体
一般	一人につき 一、〇五〇円	一人につき 八四〇円
大学、高等専門学校及び 高等学校並びにこれらに 類する学校及び施設の学 生及び生徒	一人につき 五二〇円	一人につき 四二〇円
中学校の生徒及び小学校 の児童	一人につき 三一〇円	一人につき 二二〇円

備考 団体とは、二十人以上をいう。

別表第二(第七条関係)

区 分	利 用 料
学術研究を目的とする場合	一点一日につき 四七〇円
出版等の収入を伴う場合	一点一日につき 五九八〇円

備考

- 一 文書及び絵画は、一葉を一点とする。
- 二 びょうぶは、一隻を一点とする。
- 三 一そろいをなす卷子は、一巻を一点とする。
- 四 対幅は、一幅を一点とする。
- 五 その他の歴史資料等は、各個を一点とする。

別表第三(第八条関係)

区 分	使 用 料
生涯学習室一	一時間につき 四五〇円
生涯学習室一	一時間につき 三三〇円
交流室	一時間につき 一一〇円

備考 使用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数を一時間とする。

山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第九号

山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部を改正する等の条例

(山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県行政機関等の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十三条を削る。

第十四条中「及び第十三条の地域農業改良普及センター」を削り、同条を第十三条とし、第十五条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

附則第九項から第十二項までを削る。

(山梨県改良普及員資格試験条例の廃止)

第二条 山梨県改良普及員資格試験条例(昭和二十七年山梨県条例第四十二号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による廃止前の山梨県改良普及員資格試験条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく試験に合格した者については、第一条の規定の施行後三年間は、旧条例第五条の規定は、なお効力を有する。

山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県条例第十号

山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第五条から第八条までを削る。

第四条の見出しを「(利用の承認等)」に改め、同条第一項中「使用しよう」を「利用しよう」に、「あらかじめ知事の許可」を「指定管理者の承認」に改め、同条第二項中「知事」を「指定管理者」に、「使用の許可」を「利用の承認」に、「一」を「いずれかに」に、「使用を許可しないことができる」を「利用を承認しないものとする」に改め、同条第二号中「継続使用」を「継続的な利用」に、「他の使用」を「他の利用を希望する者の利用」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の承認を受けた者は、第十条第二項の規定により指定管理者が定める利用料金納付しなければならない。

第四条を第八条とする。

第三条第一項中「山梨県立県民文化ホール(以下「文化ホール」という。)」を「文化ホール」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第三号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

第三条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(利用時間)

第七条 文化ホールの利用時間は、午前九時から午後十時までとする。ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、利用時間を変更することができる。

第二条の次に次の三条を加える。

(指定管理者による管理)

第三条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に山梨県立県民文化ホール(以下「文化ホール」という。)の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

- 三 文化芸術に関する催し及び講座の実施に関する業務
- 四 舞台芸術の公演の実施に関する業務

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務（指定の手続）

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

二 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、文化ホールの効用を発揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、文化ホールの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、文化ホールの平等な利用を確保することができるものであること。

四 事業計画に沿つた管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

第九条及び第十条を次のように改める。

（承認の取消し）

第九条 指定管理者は、文化ホールを利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

（利用料金）

第十条 利用者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

二 前項の利用料金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

- 一 施設（次号及び第四号に掲げる区分を除く。） 別表第一に定める額
- 二 施設（次に掲げる学校の教育活動又は福祉の事業であつて、入場料金を徴しないもの又は入場料金の額が五百円未満のもののために駐車場を除く施設を利用する場合に限る。） 別表第二に定める額

イ 県内に所在する小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校又は幼稚園が行う教育活動であつて児童、生徒又は幼児を対象とするもの

ロ 県内に所在する社会福祉法人又は社会福祉に関する事業を主たる目的とする団体が行う社会福祉に関する事業

三 設備器具 別表第三に定める額

四 施設（駐車場に限る。） 別表第四に定める額

第十一条の見出し中「使用料」を「利用料金」に、同条中「使用料は」を「利用料金は」、「次の各号の一に」を「指定管理者は、次の各号のいずれかに」に改め、同条第一号中「使用者の責に帰す」を「文化ホールを利用する者がその責に帰する」に、「使用する」を「利用する」に改め、同条第二号中「使用期日前三十日までに使用の許可」を「文化ホールを利用する日の三十日前までに利用の承認」に改める。

第十二条を次のように改める。

（事業報告書の作成及び提出）

第十二条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 文化ホールの管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、文化ホールの管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

別表第一備考以外の部分中「使用区分」を「利用区分」に、「使用料金」を「利用料金の限度額」に改め、同表備考1中「使用料金」を「利用料金の限度額」に改め、同表備考2中「使用する」を「利用する」に、「使用料金」を「利用料金の限度額」に改め、同表備考3中「使用時間」を「利用時間」に、「使用料金」を「利用料金の限度額」に、「徴収する」を「算定して得た額とする」に改め、同表備考4を削り、同表備考5を同表備考4とし、同表備考6を同表備考5とする。

別表第二中「使用区分」を「利用区分」に改め、同表備考中「4」を「3」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第三（第十条関係）

一 舞台設備

区 分	単 位	利用料金限度額
オーケストラピット（大ホール）	一式	一、三六〇円
オーケストラピット（小ホール）	一式	六、九三〇円
エプロンステージ	一式	一、三六〇円

せり上げ	一式	一、三六〇円
すつぼんせり上げ	一式	一、三六〇円
音響反射板(大ホール)	一式	一三、八六〇円
音響反射板(小ホール)	一式	九、四二〇円
所作台	一式	一三、八六〇円
竹羽目	一式	二、七三〇円
松羽目	一式	二、七三〇円
ひなだん	一式	四、二〇〇円
鳥屋囲	一式	一、三六〇円
平台	一枚	一四〇円
びょうぶ	一双	二、七三〇円
紗幕 <small>しやまく</small>	一枚	一、三六〇円
定式幕	一枚	一、三六〇円
地がすり	一枚	一、三六〇円
高座布団	一枚	六八〇円
演壇(大)	一式	一、三六〇円
演壇(小)	一式	六八〇円
見切	一式	二、七三〇円
長布団	一枚	一、三六〇円
緋毛せん <small>ひもせん</small>	一枚	一、三六〇円
舞踊マット	一式	一三、八六〇円

区	分	単位	利用料金限度額
一一 照明設備			
振り落とし		一式	一、三六〇円
ドライアイスマシン		一台	一、三六〇円
雪かご		一式	一、三六〇円
ワゴン		一台	一、三六〇円
指揮台		一台	一一〇円
譜面台		一台	一一〇円
サイドスポットライト		一台	四五〇円
ボーダーライト(大ホール)		一列	一、三六〇円
ボーダーライト(小ホール)		一列	一、一三〇円
サスペンションライト		一台	二九〇円
大アップパーホリゾンライト(大ホール)		一式	五、五六〇円
大アップパーホリゾンライト(小ホール)		一式	四、二〇〇円
中アップパーホリゾンライト(大ホール)		一式	二、七三〇円
中アップパーホリゾンライト(小ホール)		一式	二、〇四〇円
ローパーホリゾンライト(大ホール)		一式	二、七三〇円
ローパーホリゾンライト(小ホール)		一式	二、〇四〇円
シーリングスポットライト		一列	五、五六〇円
フットライト		一式	一、五八〇円
タワーライト		一台	四五〇円

トーメンタルライト	一台	四五〇円
ストリップライト	一台	二九〇円
ピンスポットライト	一台	三、四一〇円
可動スポットライト(一・五キロワット)	一台	四五〇円
可動スポットライト(一キロワット)	一台	二九〇円
可動スポットライト(〇・五キロワット)	一台	一四〇円
その他の効果用照明器具	一台	一、五八〇円
電気スタンド	一台	三三〇円
譜面灯	一台	一四〇円

三 音響設備

区 分	単 位	利用料金限度額
拡声装置(大小ホール)	一式	四、二〇〇円
拡声装置(会議室)	一式	一、三六〇円
コンデンサーマイク	一本	六八〇円
ガンマイク	一本	七九〇円
ダイナミックマイク	一本	六八〇円
エレベーターマイク	一本	一、三六〇円
ワイヤレスマイク	一チャンネル	二、〇四〇円
吊マイク(三点吊)	一式	二、七三〇円
吊マイク(二点吊)	一式	一、三六〇円
効果用スピーカー	一台	六八〇円

サブミキサー	一台	二、〇四〇円
その他の効果用音響器具	一台	一、三六〇円
録音再生装置	一台	二、七三〇円
収録用出力回線	一チャンネル	二、〇四〇円

四 映写設備

区 分	単 位	利用料金限度額
映写機(十六ミリメートル)	一式	六、九三〇円
映写機(会議室用)	一台	二、〇四〇円
スライド	一台	一、五八〇円
プロジェクター	一式	一、五八〇円
スクリーン(固定)	一式	一、三六〇円
スクリーン(可動)	一式	六八〇円

五 電源装置

単 位	利 用 料 金 限 度 額
末端一口	利用者が使用する機器の定格消費電力の合計が一キロワット未満の場合は一四〇円、当該合計が一キロワット以上二キロワット未満の場合は三三〇円、当該合計が二キロワット以上の場合三三〇円に当該合計から二キロワットを減じた数値が一キロワットを超えるごとに一四〇円を加算して得た額

六 楽器

区 分	単 位	利用料金限度額
フルコンサートピアノ(外国製)	一台	一三、八六〇円

フルコンサートピアノ（日本製）	一台	八、一七〇円
グランドピアノ（ホール用）	一台	五、五六〇円
グランドピアノ（リハーサル室）	一台	二、七三〇円
アップライトピアノ	一台	一、三六〇円
大太鼓	一個	九一〇円

別表第三第六号の表の次に次の備考を加える。

備考 一 から六までの利用料金の限度額の算定に当たっては、午前（午前九時から正午までをいう。）、午後（午後一時から午後五時までをいう。）、又は夜間（午後六時から午後十時までをいう。）の区分ごとに、それぞれ一式、一枚、一対、一列、一本、一チャンネル、末端一口又は一個とする。

別表第四（第十条関係）

区分	利用開始から一時間までの利用料金限度額	利用開始から一時間以降三〇分増すこととの加算限度額
一般車	一〇〇円	五〇円
大型車	二〇〇円	一〇〇円

備考

1 「大型車」とは乗車定員十一名以上の自動車をいい、「一般車」とは大型車以外の自動車をいう。

2 一般車による利用にあつては、利用開始から三十分未満の利用は、無料とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例（次項において「新条例」という。）第三条及び第五条の規定の例により、山梨県立県民文化ホールの

管理に関し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

3 この条例による改正前の山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例（次項において「旧条例」という。）第四条第一項の規定によりされた許可であつて、当該許可に係る施設の利用の日が施行日後であるものは、新条例第八条第一項の規定によりされた利用の承認とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第四条第一項の規定により許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

山梨県立国際交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第十一号

山梨県立国際交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立国際交流センター設置及び管理条例（平成二年山梨県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを、「宿泊施設の利用の許可」に改め、同条中「という。」「の」の下に、「の宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）」を加える。

第四条及び第五条を削る。

第六条第一項中「利用者」を、「前条の許可を受けた者」に改め、「乱し、」の下に「衛生上若しくは風俗上支障を生じさせ、」を加え、「利用の」を「前条の」に、「停止し」を「停止させ」に改め、同条第二項を削り、同条を第四条とする。

第四条の次に次の二条を加える。

(指定管理者による管理)

第五条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第六条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 センターの会議室（以下「会議室」という。）の利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 国際交流及び国際協力に関する活動（以下「国際交流活動等」という。）に関する催し及び講座の実施に関する業務
- 四 国際交流活動等に関する情報の収集及び提供に関する業務

五 国際交流活動等に関する相談に関する業務

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

第七条及び第八条を次のように改める。

(指定の手続)

第七条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、センターの効用を発揮することができるものであること。
二 事業計画の内容が、センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、センターの平等な利用を確保することができるものであること。

四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(休館日)

第八条 センター（宿泊施設を除く。次条において同じ。）の休館日は、次に掲げるとおりとする。

一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）

二 休日の翌日（この日が日曜日又は休日である場合を除く。）

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

第九条を第十四条とし、第八条の次に次の五条を加える。

(利用時間)

第九条 センターの利用時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、利用時間を変更することができる。

(会議室の利用の承認等)

第十条 会議室を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。指定管理者は、前項の規定により会議室の利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

(承認の取消し)

第十一条 指定管理者は、会議室を利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第十二条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第六条各号に掲げる業務の実施の状況
二 センターの管理の業務に係る収支の状況
三 前二号に掲げるもののほか、センターの管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

(使用料)

第十三条 第三条の許可又は第十条第一項の承認を受けた者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表中「(第四条関係)」を「(第十三条関係)」に改め、同表第一号の表中会議室の項を削り、別表第二号の表中「一人一泊」を「一人一月」に、「三、六八〇円」を「三三、〇〇〇円」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考

1 月の初日以外の日から利用する場合又は月の末日以外の日まで利用する場合の当該月の使用料は、一月を三十日として日割により徴収する。

2 使用料の額に一〇円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、

この条例による改正後の山梨県立国際交流センター設置及び管理条例（次項において「新条例」という。）第五条及び第七条の規定の例により、山梨県立国際交流センターの管理に關し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の第二項に規定する指定管理者を指定することができる。

3 この条例による改正前の山梨県立国際交流センター設置及び管理条例第三条の規定によりされた許可（会議室の利用に係るものに限る。）であつて、当該許可に係る施設の利用の日が施行日後であるものは、新条例第十条第一項の規定によりされた利用の承認とみなす。

山梨県附属機関の設置に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第十二号

山梨県附属機関の設置に關する条例の一部を改正する条例

山梨県附属機関の設置に關する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条の三の見出し中「結核診査協議会」を「結核の診査に關する協議会」に改め、同条第一項中「山梨県甲府保健所、山梨県石和保健所、山梨県小笠原保健所及び山梨県韮崎保健所について山梨県第一結核診査協議会を、山梨県日下部保健所、山梨県身延保健所、山梨県吉田保健所及び山梨県大月保健所について山梨県第二結核診査協議会」を「山梨県行政機関等の設置に關する条例（昭和六十年山梨県条例第二号）第八条に規定する保健所について山梨県結核診査協議会」に改め、同条第二項中「山梨県第一結核診査協議会及び山梨県第二結核診査協議会」を「山梨県結核診査協議会」に改める。

別表第四山梨県第一結核診査協議会の項中「山梨県第一結核診査協議会」を「山梨県第一結核診査協議会」に、
「五人」を「六人以内」に、
「関係行政機関の職員」を「結核の予防又は結核患者の医療に關する事業に従事する者」に改め、同表山梨県第一結核診査協議会の項を削る。

- 一 結核の予防又は結核患者の医療に關する事業に従事する者
- 二 医療以外の学識経験のある者

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

（附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に關する条例の一部改正）

2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に關する条例（昭和四十年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

山梨県第一結核診査協議会の委員
山梨県第二結核診査協議会の委員

山梨県結核診査協議会

の委員

に改める。

山梨県の事務処理の特例に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第十三号

山梨県の事務処理の特例に關する条例の一部を改正する条例

山梨県の事務処理の特例に關する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第一項を次のように改める。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十九条の二に定めるものを除く。）に係るものに限る。）
イ 法第五十九条第一項の規定による報告の徴収並びに立入調査及び質問
- ロ 法第五十九条第三項の規定による勧告
- ハ 法第五十九条の二第一項の規定による届出の受理
- ニ 法第五十九条の二第二項の規定による変更、廃止及び休止の届出の受理
- ホ 法第五十九条の二の五第一項の規定による報告の受理

第二条の表第五項の次に次の一項を加える。

五の二 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号。以下この項において「法」という。）山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則（以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第七条第二項の規定による措置
 口 法第七条第三項の規定による措置及び費用の徴収
 八 法第七条第四項の規定による除却
 二 条例第六条第一項及び規則の規定による広告物等の表示及び設置の許可

南アルプス市 早川町 富士河口湖町 小菅村

ホ 条例第六条第三項（第八条第六項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理
 ヘ 条例第八条第五項及び規則の規定による道標及び案内図の表示及び設置の許可

ト 条例第十条第一項の規定による許可標識の交付
 チ 条例第十一条第一項及び規則の規定による変更の許可
 リ 条例第十一条第三項の規定による変更の届出の受理
 又 条例第十二条第三項の規定による除却の完了の届出の受理
 ル 条例第十四条第一項の規定による違反広告物等に係る措置の命令
 ヲ 条例第十四条第二項の規定による管理義務違反に係る措置の命令
 ワ 条例第十四条第三項の規定による除却の命令
 カ 条例第十四条第四項の規定による除却の公告
 ク 条例第十四条第五項の規定による許可の取消し
 コ 条例第十五条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問
 ケ 条例第十七条の規定による管理者に係る届出の受理

第二条の表第六項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項の次に次の一項を加える。

六の二 法に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第十条第三項の規定による土地改良区の成立の公告
 口 法第四十八条第十一項の規定による土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止及び新たな土地改良事業の施行の公告
 八 法第五十四条第四項の規定による換地処分公告
 二 法第五十四条第五項の規定による通知
 ホ 法第五十七条の二第四項の規定による管理規程の制定、変更及び廃止の公告
 ヘ 法第九十五条第四項の規定による土地改良事業の開始の公告

甲府市 塩山市 都留市 富士市 南都町

第二条の表第八項中「次項及び第十項」を「から第十の二項まで」に改め、ツをナ

とし、ホからソまでをトからネまでとし、二の次に次のように加える。

ホ 法第十八条第二項（法第八十七条第一項、第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による工事の計画の通知の受理
 ヘ 法第十八条第五項（法第八十七条第一項、第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完了の通知の受理

富士市 吉田市 塩山市 南アルプス市 上野原市 増穂町 南都町 田富町

十の二 法第九十条の三の規定による建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画の届出の受理

第二条の表第十一項の次に次の一項を加える。

十一の二 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第二十八条の四第三項第五号イの規定による個人がした宅地の造成が優良な住宅の供給に寄与するものであることの認定
 口 法第二十八条の四第三項第六号の規定による個人がした住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることの認定
 八 法第三十一条の二第二項第十三号八の規定による個人が譲渡した土地に係る宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることの認定
 二 法第三十一条の二第二項第十四号二の規定による個人が譲渡した土地に係る住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設が優良な住宅の供給に寄与するものであることの認定
 ホ 法第六十二条の三第四項第十三号八の規定による法人が譲渡した土地に係る宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることの認定
 ヘ 法第六十二条の三第四項第十四号二の規定による法人が譲渡した土地に係る住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設が優良な住宅の供給に寄与するものであることの認定
 ト 法第六十二条第三項第五号イの規定による法人がした宅地の造成

甲府市 南アルプス市 富士市 吉田市 塩山市 南アルプス市 上野原市 増穂町 南都町 田富町

が優良な住宅の供給に寄与するものであることの認定
チ 法第六十三条第三項第六号の規定による法人がした住宅の新築が
優良な住宅の供給に寄与するものであることの認定

第二条の表第十三項中「水道法（昭和三十三年法律第七十七号。以下この項において「法」という。）を「法」に改め、「甲府市」を「甲府市 塩山市 南アルプス市 鵜沢町 早川町 西桂町」に改め、同項を同表第十三の二項とし、同表第十二項の次に次の一項を加える。

十三 水道法（昭和三十三年法律第七十七号。以下この項及び次項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの	甲府市 塩山市 南アルプ
イ 法第三十二条の規定による確認	ス市 鵜
ロ 法第三十三条第一項の規定による申請の受理	ス市 鵜
ハ 法第三十三条第三項の規定による届出の受理	沢町 西
ニ 法第三十三条第五項の規定による通知の送付	桂町
ホ 法第三十四条第一項において準用する法第十三条第一項及び第二十四条の三第二項の規定による給水開始前の届出及び業務委託の届出の受理	
ヘ 法第三十六条第一項の規定による専用水道に係る改善の指示	
ト 法第三十六条第二項の規定による専用水道に係る変更の勧告	
チ 法第三十七条の規定による給水の停止の命令（へ及びひに係るものに限る。）	
リ 法第三十九条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査	

第二条の表第十五項中ホをへとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 政令第三条第一項の規定に基づく法第四条第一項の規定による公表

第二条の表第十五の二項を同表第十五の三項とし、同表第十五項の次に次の一項を加える。

十五の二 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第二十五条第三項（同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による協議、調査及び措置	南アルプ ス市 上 九一色村
--	----------------------

第二条の表第十五の三項の次に次の一項を加える。

十五の四 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの
イ 法第十八条の規定による届出の受付
ロ 法第十九条第一項の規定による訪問指導

第二条の表第十七項中「以下この項及び次項」を「昭和四十三年法律第百号。以下この項から第十九の二項まで」に改める。
第二条の表第十九項を次のように改める。

十九 法に基づく事務のうち次に掲げるもの	南アルプ ス市
イ 法第二十九条第一項の規定による都市計画区域内における開発行為の許可	
ロ 法第二十九条第二項の規定による都市計画区域外の区域内における開発行為の許可	
ハ 法第三十四条第九号の規定による市街化調整区域が拡張された際に土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた目的等の届出の受理	
ニ 法第三十五条の二第一項の規定による開発行為の変更の許可	
ホ 法第三十六条第二項の規定による検査及び検査済証の交付	
ヘ 法第三十六条第三項の規定による公告	
ト 法第三十七条第一号の規定による建築物の建築又は特定工作物の建設に係る支障がない旨の認可	
チ 法第四十一条第一項の規定による制限	
リ 法第四十一条第二項の規定による制限が定められた土地の区域内における建築物の建築の許可	
又 法第四十二条第一項の規定による開発許可を受けた開発区域内における建築物及び特定工作物の新築等の許可	
ル 法第四十二条第二項の規定による国の機関との協議	
ヲ 法第四十三条第一項の規定による市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物及び特定工作物の新築等の許可	
ワ 法第四十五条の規定による承認	
カ 法第四十六条の規定による調製及び保管	
キ 法第四十七条第一項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録	
ク 法第四十七条第二項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開発許可の内容に適合すると認められたきの登録簿への附記	
レ 法第四十七条第三項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可があったとき及び協議が成立した	

ときの登録簿への附記
 ソ 法第四十七條第四項（法第三十五條の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録簿の修正
 ツ 法第四十七條第五項（法第三十五條の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録簿の保管及び写しの交付
 ネ 法第八十條第一項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに勧告及び助言（イ、ロ、ニ、リ、又及びワに係るものに限る。）
 ナ 法第八十一條第一項の規定による監督処分（イ、ロ、ニ、リ、又及びワに係るものに限る。）
 ラ 法第八十一條第二項の規定による措置及び公告（ナに係るものに限る。）
 ム 法第八十二條第一項の規定による立入検査（ナに係るものに限る。）

第二條の表第十九の二項を同表第十九の三項とし、同表第十九項の次に次の一項を加える。

十九の二 法に基づく事務のうち次に掲げるもの
 イ 法第五十二條の二第一項の規定による土地の形質の変更及び建築物の建築その他工作物の建設の許可
 ロ 法第五十二條の二第二項において準用する法第四十二條第二項の規定による国の機関との協議
 ハ 法第五十五條第一項の規定による土地の指定
 ニ 法第五十五條第二項の規定による申出の受理
 ホ 法第五十五條第三項の規定による土地の指定をすべきことを申し出た者を出及び届出の相手方として定める処分
 ヘ 法第五十五條第四項の規定による事業予定地の指定等の公告
 ト 法第五十六條第一項の規定による土地の買取り
 チ 法第五十六條第二項の規定による土地を買い取る旨及び土地を買い取らない旨の通知
 リ 法第五十六條第三項の規定による通知の受理
 ル 法第五十七條第一項の規定による土地の先買いに關する公告及び關係権利者への周知のための措置
 ヲ 法第五十七條第二項の規定による有償譲渡の届出の受理
 ヲ 法第五十七條第三項の規定による土地を買い取るべき旨の通知
 ワ 法第六十五條第一項の規定による都市計画事業の認可後における土地の形質の変更及び建築物の建築その他工作物の建設の許可
 カ 法第六十五條第二項の規定による意見の聴取
 コ 法第六十五條第三項において準用する法第四十二條第二項の規定による国の機関との協議
 タ 法第八十條第一項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに

南アルプ
 又市
 増
 穂町

勧告及び助言（イ及びワに係るものに限る。）
 レ 法第八十一條第一項の規定による監督処分（イ及びワに係るものに限る。）
 ソ 法第八十一條第二項の規定による措置及び公告（レに係るものに限る。）
 ツ 法第八十二條第一項の規定による立入検査（レに係るものに限る。）

第二條の表第二十一の二項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項の次に次の一項を加える。

二十一の三 法に基づく事務のうち次に掲げるもの
 イ 法第五條第二項の規定による改善の勧告
 ロ 法第五條第四項の規定による通知
 ハ 法第十二條第一項の規定による助言、指導及び勧告（浄化槽管理者に係るものに限る。）
 ニ 法第十二條第二項の規定による改善措置の命令及び使用の停止の命令（浄化槽管理者に係るものに限る。）
 ホ 法第五十三條第一項の規定による報告の徴収（浄化槽管理者に係るものに限る。）
 ヘ 法第五十三條第二項の規定による立入検査及び質問（ホに係るものに限る。）

甲府市

第二條の表第二十五項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項の次に次の一項を加える。

二十五の二 条例及び条例の施行のための規則（以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの
 イ 条例第九條第一項の規定による設計の確認
 ロ 条例第九條第三項（条例第十條第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知
 ハ 条例第十條第一項及び規則の規定による変更の確認
 ニ 条例第十五條第二項の規定による確認をした設計の検査
 ホ 条例第十五條第三項の規定による検査済証の交付
 ヘ 条例第十六條の規定による工事停止の命令及び是正措置の命令
 ト 条例第十七條第一項の規定による工事の状況の立入検査
 チ 条例第十八條の規定による工事に関する報告及び資料の徴収並びに勧告

南アルプ
 又市

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)第二条の表第一項、第五の二項、第十一の二項、第十三項、第十三の二項、第十九項、第十九の二項、第二十一の三項及び第二十五の二項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律若しくは条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法律若しくは条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては新条例第二条の表第一項、第五の二項、第十一の二項、第十三項、第十三の二項、第十九項、第十九の二項、第二十一の三項及び第二十五の二項の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法律又は条例の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第十四号

山梨県情報公開条例の一部を改正する条例

山梨県情報公開条例(平成十一年山梨県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条」を「第四十条」に、「(第四十条)」を「(第四十一条)」に改める。

第二条第一項中「次に掲げる機関」を「知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び警察本部長」に改め、同項各号を削る。

第三条中「山梨県個人情報保護条例(平成五年山梨県条例第一号)第二条第一号」を「山梨県個人情報保護条例(平成十七年山梨県条例第十五号)第二条第二項」に改める。

第八条第六号イ中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改める。

第四十条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第四十一条とする。

第五十章中第三十九条を第四十条とする。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(指定管理者の情報公開)

第三十九条 実施機関は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該管理に係る協定において、当該管理に関する情報の公開のために指定管理者が講ずべき措置を定めるものとする。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県個人情報保護条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第十五号

山梨県個人情報保護条例

山梨県個人情報保護条例(平成五年山梨県条例第一号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条 第三条)

第二章 実施機関における個人情報の取扱い(第四条 第十三条)

第三章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示(第十四条 第二十八条)

第二節 訂正(第二十九条 第三十六条)

第三節 利用停止(第三十七条 第四十二条)

第四節 不服申立て等(第四十三条 第四十六条)

第四章 事業者が取り扱う個人情報の保護(第四十七条 第五十八条)

第五章 個人情報保護審議会(第五十九条 第六十九条)

第六章 雑則(第七十条 第七十四条)

第七章 罰則(第七十五条 第七十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、県の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることその他県の機関における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、事業者の個人情報の取扱いに係る県の役割を定め、もって県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。(定義)

第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び警察本部長をいう。

2 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

4 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

5 この条例において「本人」とは、個人情報によつて識別される特定の個人をいう。

6 この条例において「事業者」とは、事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

（県の責務）
第三条 県は、この条例の目的を達成するため、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

第二章 実施機関における個人情報の取扱い
（保有の制限等）

第四条 実施機関は、個人情報保有に当たっては、その所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

（取得の制限）
第五条 実施機関は、個人情報を取得するときは、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる項目に関する個人情報を取得してはならない。ただし、法令の規定又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の指示等（次項、第十条第一項、第十一条第二項及び第十六条において「法的拘束力のある指示」という。）に基づくとき、犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に係る事務を遂行するとき、又は山梨県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、利用目的を達成するため必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

一 人種及び民族

二 思想、信条及び宗教

三 社会的差別の原因となる社会的身分

四 犯罪に関する経歴

3 実施機関は、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると実施機関が認めるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき。

二 出版、報道等により公にされているとき。

三 法令の規定又は法的拘束力のある指示に基づくとき。

四 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要があるとき。

五 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に係る事務を遂行するとき。

六 他の実施機関から保有個人情報の提供を受けるとき。

七 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から取得する場合において当該実施機関の権限に属する事務又は事業の遂行に必要な限度で取得することについて、相当な理由のあるとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、山梨県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、本人から取得することにより利用目的の達成に支障が生じるおそれがあるとき。

（利用目的の明示）

第六条 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によ

つては認識することができない方式で作られる記録（第二十五条及び第七十七条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならぬ。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
- （正確性の確保）

第七条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全確保の措置）

第八条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）が行う公の施設の管理の業務（以下「受託業務」という。）を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第九条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（利用及び提供の制限）

第十条 実施機関は、法令の規定又は法的拘束力のある指示に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その権限に属する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。

五 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

六 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に係る事務を遂行する場合において、保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、山梨県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由のあるとき。

- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

（オンライン結合による保有個人情報の提供の制限）

第十一条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときを除き、実施機関以外の者に対してオンライン結合（実施機関の使用に係る電子計算機と実施機関以外の者の使用に係る電子計算機その他の機器とを電気通信回線で接続し、実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。）による保有個人情報の提供をしてはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を開始しようとするときは、山梨県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき。

二 法令の規定又は法的拘束力のある指示に基づくとき。

三 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として国又は他の地方公共団体に保有個人情報を提供するとき。

3 前項の規定は、同項の提供の内容を変更しようとするときについて準用する。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第十二条 実施機関は、保有個人情報に当該実施機関以外の者に提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人情報取扱事務の登録)

第十三条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であつて、第二条第四項の個人情報ファイルを使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

- 一 個人情報取扱事務の名称
- 二 個人情報取扱事務の目的
- 三 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- 四 保有個人情報の対象者の範囲
- 五 保有個人情報の記録項目
- 六 保有個人情報の収集先
- 七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前二項の規定にかかわらず、実施機関は、第一項第五号に規定する記録項目の一部若しくは同項第六号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿に登録することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿に登録しないことができる。

4 実施機関は、第二項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

5 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

6 実施機関は、第二項の規定による登録の状況について、毎年一回、山梨県個人情報保護審議会に報告をしなければならない。

7 前各項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については適用しない。

- 一 国の安全その他の国の重大な利益に関する個人情報取扱事務
- 二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の維持に

関する個人情報取扱事務

三 実施機関の職員又は職員であつた者に係る個人情報取扱事務であつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うもの(実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報取扱事務を含む。)

四 前三号に掲げるもののほか山梨県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で実施機関が定める個人情報取扱事務

第三章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示

(開示請求権)

第十四条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手續)

第十五条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報に記載されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第十六条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 法令の規定又は法的拘束力のある指示により、開示することができないものとしてられている情報

二 開示請求者(第十四条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理

人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第四号、次条第二項並びに第二十四条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

三 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

八 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
四 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
ロ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

五 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

六 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間にお

ける審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
レ
二 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）
第十七条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第三号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
（裁量的開示）

第十八条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であつても、個人の権利利益を保護するため特に必要があるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。
（保有個人情報存否に関する情報）

第十九条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを

答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報
の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第二十条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、
その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及
び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、
第六条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限り
でない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定に
より開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないと
きを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面によ
り通知しなければならない。

3 実施機関は、前二項の決定(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決
定を除く。)をしたときは、当該決定を通知する書面にその理由を記載しなければならない。
この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる。
このときは、その期日を記載しなければならない。

(開示決定等の期限)

第二十一条 前条第一項又は第二項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請
求があつた日から十五日以内になければならない。ただし、第十五条第三項の規定
により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しな
い。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由がある
ときは、同項に規定する期間を十五日以内に限り延長することができる。この場合に
おいて、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を
書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第二十二条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた
日から三十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著
しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開
示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、
残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合
において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲
げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第二十三条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供され
たものであるとき、その他の他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理
由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移
送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対
し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該
開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をし
た実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第二十条第一項の決定(以下「開示
決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。
この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなけれ
ばならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十四条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方
独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第四十四条及び第四十五条にお
いて「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決
定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、
当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出す
る機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三
者に対し、規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内
容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなけ
ればならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつ
て、当該第三者に関する情報が第十六条第三号口又は同条第四号ただし書に規定す
る情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第十八条の規定により開示し
ようとするとき。

3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第
三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開
示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を
置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意

見書（第四十三条及び第四十四条において、「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第二十五条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第二十条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内になければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 第十五条第二項の規定は、第一項の規定による保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

（費用負担）

第二十六条 保有個人情報の開示を受ける者は、実費の範囲内において規則で定める額の開示の実施に係る費用を負担しなければならない。

2 知事は、経済的困難その他特別の理由があると実施機関が認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

（口頭による開示請求の場合の特例）

第二十七条 開示請求があつたときは直ちに開示することができるとして実施機関が個人情報取扱事務の名称及び記録項目、開示期間並びに開示場所をあらかじめ県公報で告示した場合にあつては、当該記録項目に係る保有個人情報については、第十五条第一項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示請求があつたときは、直ちに閲覧の方法により開示するものとする。

（他の法令による開示の実施との調整）

第二十八条 実施機関は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報第二十五条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）

には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第二十五条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第二節 訂正

（訂正請求権）

第二十九条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第三十条七条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 第二十七条第二項の規定に基づき開示を受けた保有個人情報

三 開示決定に係る保有個人情報であつて、前条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内になければならない。（訂正請求の手續）

第三十条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること、前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること（を）示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第三十一条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由がある
と認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内
で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第三十二条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の
決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定を
し、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の決定をしたときは、当該決定を通知する書面にその理由を記載
しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第三十三条 前条第一項及び第二項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請
求があつた日から三十日以内になければならない。ただし、第三十条第三項の規定
により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しな
い。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由がある
ときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合に
おいて、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を
書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第三十四条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規
定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実
施機関は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書
面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第三十五条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第二十三条第三項の規定に基
づく開示に係るものであるとき、その他の他の実施機関において訂正決定等をするこ
とにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に
対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、
訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該

訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をし
た実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第三十二条第一項の決定(以下「訂
正決定」という。)をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂
正の実施をしなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第三十六条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合に
おいて、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、そ
の旨を書面により通知するものとする。

第三節 利用停止

(利用停止請求権)

第三十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当する
と認料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実
施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個
人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他
の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 第四条第二項の規定に違反して保有されているとき、第五条各項の規定に違反し
て取得されたものであるとき又は第十条第一項及び第二項の規定に違反して利用さ
れているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第十条第一項及び第二項又は第十一条第一項の規定に違反して提供されていると
き 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による利用
停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行わなければなら
ない。

(利用停止請求の手続)

第三十八条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」
という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- 一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特
定するに足りる事項
- 三 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用
停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による利用停止請

求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならぬ。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第三十九条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第四十条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の決定をしたときは、当該決定を通知する書面にその理由を記載しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第四十一条 前条第一項及び第二項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から三十日以内に行なわれなければならない。ただし、第三十八条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第四十二条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 利用停止決定等をする期限

第四節 不服申立て等

（審議会への諮問）

第四十三条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する決定又は判決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、山梨県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 決定又は判決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第四十五条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

三 決定又は判決で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

四 決定又は判決で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

（諮問をした旨の通知）

第四十四条 前条の規定により諮問をした実施機関（第六十一条及び第六十八条において「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 不服申立人及び参加人

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等）

第四十五条 第二十四条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は判決をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は判決

二 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開

示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（適用除外等）

第四十六条 この章の規定は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）その他の法律の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の規定の適用を受けないこととされている保有個人情報については、適用しない。

2 保有個人情報（山梨県情報公開条例第八条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、この章（第四節を除く。）の規定の適用については、実施機関に保有されていないものとみなす。

第四章 事業者が取り扱う個人情報の保護

（事業者の責務）

第四十七条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じなければならない。

（事業者等への支援）

第四十八条 県は、事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者及び県民に対し、必要な支援を行うものとする。

（指針の作成）

第四十九条 知事は、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、及び公表するものとする。

2 知事は、前項に規定する指針を定めようとするときは、山梨県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

（業務の登録）

第五十条 県内で事業を行う事業者は、個人情報の取扱いに係る業務について、知事の登録を受けることができる。

2 前項の登録（以下この条、次条、第五十三条及び第五十四条において「業務登録」という。）を受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人等にあつてはその代表者の氏名

二 業務の名称及び目的

三 業務における個人情報の取扱いの概要

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 知事は、前項の申請書の提出があつたときは、同項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を規則で定める登録簿に登録するものとする。ただし、山梨県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、業務登録に係る業務における個人情報の取扱いが不適正であると認めるときは、業務登録を拒むことができる。

4 知事は、前項の登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。

（業務登録の表示）

第五十一条 業務登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、業務登録に係る業務について、業務登録を受けた旨を表示することができる。

（変更の登録）

第五十二条 登録事業者は、第五十条第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があつたときは、当該変更に係る事項及び変更の年月日を第五十条第三項の登録簿に登録するものとする。

3 第五十条第三項ただし書の規定は、前項の規定による登録について準用する。

（廃止の届出）

第五十三条 登録事業者は、業務登録に係る業務を廃止したときは、遅滞なく、当該業務を廃止した旨を知事に届け出なければならない。

（業務登録の抹消）

第五十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務登録を抹消することができる。

一 業務登録に係る業務を廃止したことが明らかになつた場合で、前条の規定による届出がないとき。

二 業務登録の内容と異なる取扱いを行っていることが明らかになつた場合で、山梨県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、業務登録を抹消する必要があると認めるとき。

（苦情の処理のあつせん等）

第五十五条 知事その他の執行機関（次条において「知事等」という。）は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあつせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（調査、助言、勧告及び公表）

第五十六条 知事等は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明

又は資料の提出を要請することができる。

2 知事等は、事業者に対し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な助言をすることができる。

3 知事等は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、山梨県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

4 知事等は、事業者が正当な理由なく次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、山梨県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、その旨を公表することができる。この場合において、知事等は、あらかじめ当該事業者に意見陳述の機会を与えなければならない。

一 第一項の規定による説明又は資料の提出の要請を拒んだとき。

二 第一項の規定による説明又は資料の提出の要請に対して、虚偽の説明をし、又は虚偽の資料を提出したとき。

三 前項の規定による勧告に従わなかったとき。

5 知事等は、前各項の規定により事業者に対し調査、助言、勧告又は公表を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

6 第一項から第四項までの規定は、当該事業者が個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第三十二条から第三十四条までの規定の適用を受けるとき、又は当該事業者が同法第五十条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）であるときは、適用しない。

（出資法人の個人情報保護）

第五十七条 県が出資その他の財政支出等を行う法人であつて、知事が定めるもの（次項において「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人について、その性格及び業務内容に応じ、出資法人の保有する個人情報に適正に保護されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（指定管理者の個人情報保護）

第五十八条 実施機関は、指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該管理に係る協定において、当該管理に関する個人情報の保護のために指定管理者が講ずべき措置を定めるものとする。

第五章 個人情報保護審議会

（個人情報保護審議会）

第五十九条 次に掲げる事務を行うため、山梨県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

一 この条例の定めるところにより実施機関に対して意見を述べること。

二 第四十三条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議すること。

三 前二号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関する施策その他重要事項について調査審議すること。

2 審議会は、委員五人をもつて組織する。ただし、不服申立てに係る事件の増加に対応するため知事が必要と認めるときは、五人に限り、委員の数を増加することができる。

3 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第二項ただし書の規定により増員された委員の任期は、二年以内で知事が定める期間とする。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

8 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

9 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

10 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

11 会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

12 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第六十条 審議会に、部会を置き、不服申立てに係る事件の調査審議の一部を行わせることができる。

2 部会は、審議会の指名する委員三人をもつて構成する。

（審議会の調査権限）

第六十一条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理をした資料を作成

し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第六十二条 審議会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第六十三条 不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第六十四条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第六十一条第一項の規定により提示された保有個人情報閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第六十二条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧）

第六十五条 不服申立人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審議会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第六十六条 審議会の行う不服申立てに係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第六十七条 審議会は、第四十三条の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（答申の尊重義務）

第六十八条 諮問実施機関は、審議会の答申を尊重しなければならない。

（審議会の運営に関する委任）

第六十九条 第五十九条から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

第六章 雑則

（適用除外）

第七十条 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

一 統計法（昭和二十二年法律第十八号）第二条に規定する指定統計を作成するため

二 統計法第八条第一項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によつて集められた個人情報

三 統計報告調整法（昭和二十七年法律第四百十八号）第四条第一項の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同法第四条第二項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によつて得られた個人情報

四 山梨県統計調査条例（昭和二十七年山梨県条例第十一号）第二条第一項に規定する県統計を作成するために集められた個人情報

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第七十一条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（苦情処理）

第七十二条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（施行の状況の公表）

第七十三条 知事は、実施機関に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、毎年一回、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第七十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第七十五条 実施機関の職員若しくは職員であつた者又は第八条第二項の受託業務に従

（罰則）

第七十六条 実施機関の職員若しくは職員であつた者又は第八条第二項の受託業務に従事する者は、この条例の規定に違反したときは、次のとおり罰せられるものとする。

第七章 罰則

第七十七条 実施機関の職員若しくは職員であつた者又は第八条第二項の受託業務に従事する者は、この条例の規定に違反したときは、次のとおり罰せられるものとする。

事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十六条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十七条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 第五十九条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十九条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、五十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九項の規定 公布の日

二 第二条第一項中公安委員会及び警察本部長に係る部分 平成十八年四月一日までの間において規則で定める日

(経過措置)

2 この条例の施行の日から前項第二号に規定する規則で定める日前までの間における第五条第三項第七号及び第十条第二項第三号の規定の適用については、第五条第三項第七号中「国」とあるのは「実施機関以外の県の機関、国」と、第十条第二項第三号中「他の実施機関」とあるのは「実施機関以外の県の機関、他の実施機関」とする。

3 この条例の施行の際現に行われているオンライン結合による保有個人情報の提供に係る第十一条第二項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは」とあるのは、「であって現に行われているものについては、この条例の施行の日前に」とする。

4 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務に係る第十三条第二項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは」とあるのは、「であって現に行われているものについては」とする。

5 この条例の施行前にこの条例による改正前の山梨県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされた処分、請求その他の行為（旧条例第二十四条の規定による是正の申出に係るものを除く。）は、この条例の相当規定によりされた処分、請求その他の行為とみなす。

6 この条例の施行の際現にされている旧条例第二十四条の規定による是正の申出については、なお従前の例による。

7 この条例の施行前に旧条例第二十七条第一項の規定によりされた業務登録については、第五十条第一項の規定によりされた業務登録とみなす。

8 この条例の施行の際現に旧条例第三十六条第十一項（第三十七条において準用する場合を含む。）に規定する山梨県個人情報保護審査会又は山梨県個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

9 この条例の施行の日前においても、旧条例第三十六条に規定する山梨県個人情報保護審査会に意見の聴取を行うことにより、第五条第二項ただし書及び第三項第八号、第十条第二項第七号、第十一条第二項、第十三条第七項第四号並びに第四十九条第二項の規定による意見の聴取が行われたものとみなす。

10 公安委員会及び警察本部長は、附則第一項第二号に規定する規則で定める日前においても、第十条第二項第七号、第十一条第二項及び第十三条第七項第四号の規定の例により意見の聴取を行うことができる。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
11 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

山梨県個人情報保護審査会の委員
山梨県個人情報保護審査会の委員

を

山梨県個人情報保護審査会の委員

議会の委員

に改める。

(山梨県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

12 山梨県住民基本台帳法施行条例（平成十四年山梨県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「山梨県個人情報保護条例（平成五年山梨県条例第一号）第三十六条第一項」を「山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第五十九条第一項」に改める。

山梨県辺地振興条例及び山梨県過疎地域振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第十六号

山梨県辺地振興条例及び山梨県過疎地域振興条例の一部を改正する条例

(山梨県辺地振興条例の一部改正)

第一条 山梨県辺地振興条例(昭和四十年山梨県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

(山梨県過疎地域振興条例の一部改正)

第二条 山梨県過疎地域振興条例(昭和四十五年山梨県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県立防災安全センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第十七号

山梨県立防災安全センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立防災安全センター設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第八条を第十二条とし、第七条を削る。

第六条中「者」の下に「(指定管理者を除く。)」を加え、同条を第十一条とする。

第十一条の前に次の三条を加える。

(開館時間)

第八条 センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

(利用者に対する指示)

第九条 指定管理者は、センターを利用する者の安全を確保するために必要と認められる範囲で、センターを利用する者に対し指示をすることができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第十条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第五条各号に掲げる業務の実施の状況

二 センターの管理の業務に係る収支の状況

三 前二号に掲げるもののほか、センターの管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

第五条を削る。

第四条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第五号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

第四条を第七条とし、第三条の次に次の三条を加える。

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

二 第三条第一号から第四号までに掲げる事業に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第六条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、センターの効用を發揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立防災安全センター設置及び管理条例第四条及び第六条の規定の例により、山梨県立防災安全センターの管理に関し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第十八号

政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例（平成十七年山梨県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「有価証券（株券）」の下に「（株券が発行されていない場合にあつては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「同法第七十六条」を「同条第八項第七号八」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第六号の改正規定（「同法第七十六条」を「同条第八項第七号八」に改める部分に限る。）は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県条例第十九号

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例

山梨県職員定数条例（昭和二十八年山梨県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次の一項を加える。

2 前項の定数のうち、県立大学の職員の定数は、次のとおりとする。
教育職員 八五人
事務職員、技術職員その他の職員 二六人

計

第六条中「一、五七〇人」を「一、六〇〇人」に、「一、八八二人」を「一、九二二人」に改める。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第二十号

山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例

（山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第一条 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに第五条第一項」を「、第四条、第五条、第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項」に改める。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（職員の任期を定めた採用）」を付する。

第三条を次のように改める。

第三条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事さ

せることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- 一 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- 二 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

第七条を第十条とし、第四条から第六条までを三条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の三条を加える。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第四条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第一項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

一 地方公務員法第二十六条の二第一項の規定による承認

二 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)第十五条第一項又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)第十六条第一項の規定による介護休暇の承認

三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第九条第一項の規定による承認

(任期の特例)

第五条 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第六条第二項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第三条第一項第一号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一

定の期間延期された場合

- 二 やむを得ない事情により第三条又は第四条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合であつて、第三条又は第四条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。

(任期の更新)

第六条 任命権者は、第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)又は同条第二項、第三条若しくは第四条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「又は同法第二十八条の六第二項の規定により採用された」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十二時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第三条第一項及び第二項、第四条第二項、第十二条第一項第一号並びに第十八条中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

(山梨県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第三条 山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条」に改める。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第四条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び地方公務員法」を「地方公務員法」に、「に規定する短時間勤務の職を占める」を「又は同法第二十八条の六第二項の規定により採用された」に改め、「()」の下に「及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条の規定により採用された職員(以下「任

期付短時間勤務職員」という。)を加える。

第三条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 任期付短時間勤務職員の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十二時間までの範囲内で、県教育委員会が定める。

第四条第一項及び第二項、第五条第二項並びに第十三条第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第二十一号

山梨県職員給与条例の一部を改正する条例

山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第二条中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に、「災害派遣手当」の下に「（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）」を加える。

第八条の七の次に次の二条を加える。

（任期付職員の給料月額）

第八条の八 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号。以下「任期付職員法」という。）第四条又は第五条の規定により採用された職員（以下「任期付職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の任期付職員の欄に掲げる額とする。

（任期付短時間勤務職員の給料月額）

第八条の九 任期付職員法第五条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、当該規定による給料月額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一 県職員勤務時間条例が適用される任期付短時間勤務職員 同条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して

得た数

二 学校職員勤務時間条例が適用される任期付短時間勤務職員 同条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

第十五条第二項第二号中「再任用短時間勤務職員」の下に「、任期付短時間勤務職員又は山梨県職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年山梨県条例第二号。以下「修学部分休業条例」という。）第二条の承認を受けた職員」を加え、同項第三号中「再任用短時間勤務職員」の下に「、任期付短時間勤務職員又は修学部分休業条例第二条の承認を受けた職員」を加える。

第十九条を次のように改める。

（寒冷地手当）

第十九条 寒冷地手当は、職員のうち、毎年十一月から翌年三月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において、寒冷及び積雪の度を考慮して人事委員会が定める地域又は公署に在勤する職員（以下この条において「支給対象職員」という。）に対して支給する。

2 前項に規定する支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 世帯主である職員であつて、扶養親族のあるもの 一万七千八百円

二 世帯主である職員であつて、扶養親族のないもの 一万二百円

三 前二号に掲げる職員以外の職員 七千三百六十円

3 前項の規定にかかわらず、人事委員会が定める場合に該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、同項に定める額を超えない範囲内で、人事委員会が定める額とする。

4 第一項から前項までに規定するものを除くほか、寒冷地手当の支給日その他支給に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

第五章の章名中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第二十四条の十八の見出し中「（農林漁業改良普及手当）」を「（農林漁業普及指導手当）」に、同条第一項中「農林漁業改良普及手当は、農業改良普及事務、蚕業改良普及事務及び林業改良普及事務」を「農林漁業普及指導手当は、農業又は林業の普及指導に関する事務」に、「普及事務」を「当該事務」に改め、同条第二項中「主任専門技術員、主任林業専門技術員及び専門技術員にあつては百分の八、改良普及員及び改良指導員にあつては百分の十二」を「百分の八」に改める。

第二十五条の三中「第三十二条第一項」の下に「（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十四条において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十六条第三項及び第四項中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第三十条中「第一条第三項」を「第一条第四項」に、「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第三十三条の二第二項中「再任用職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第三十六条中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

別表第一を次のように改める。

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
		給料月額										
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員及び任期付職員以外の職員	1	-	-	184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900	416,000
	2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
	3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500
	4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
	5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700
	6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
	7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500	500,500
	8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700	514,400
	9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
	10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
	11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
	12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
	13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
	14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
	15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500	478,500		
	17		240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300	482,800		
	18		243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000	486,900		
	19		244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900			
	20			294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500			
	21			296,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100			
	22			298,100	350,800	371,300	409,900	427,100				
	23			300,000	353,000	373,800	413,300					
	24			302,000	355,200	376,400	416,700					
	25			303,900	357,600	379,000						
	26			305,700	359,800	381,600						
	27			307,600	362,100							
	28			309,600	364,300							
	29			311,500								
	30			313,400								
	31			315,300								
	32			317,100								
再任用職員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300	365,800	400,400	453,100
任期付職員		138,800										

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この項から附則第八項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧条例 この条例による改正前の山梨県職員給与条例をいう。

二 新条例 この条例による改正後の山梨県職員給与条例をいう。

三 旧寒冷地 旧条例第十九条第一項に規定する寒冷地をいう。

四 新寒冷地 新条例第十九条第一項に規定する寒冷地をいう。

五 経過措置対象職員 平成十七年三月三十一日(以下「旧基準日」という。)から引き続き掲げる職員のいずれかに該当する職員をいう。

イ 旧寒冷地(新寒冷地に該当する地域を除く。)に在勤する職員(八に掲げる職員を除く。)

ロ 新寒冷地(旧寒冷地に該当する地域に限る。)に在勤する職員

ハ 新条例第十九条第一項の規定に基づき人事委員会が定める公署(旧寒冷地に所在するものに限る。)に在勤する職員

六 基準在勤地域 経過措置対象職員が旧基準日以降において在勤したことのある旧寒冷地のうち、旧条例第十九条第四項の規定(以下この項において「旧算出規定」という。)を適用したとしたならば算出される同項の規定による基準額が最も少なくなる旧寒冷地をいう。

七 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分(旧条例第十九条第四項に規定する世帯等の区分をいう。以下この項において同じ。)のうち、旧算出規定を適用したとしたならば算出される同条第四項の規定による基準額が最も少なくなる世帯等の区分をいう。

八 みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、新条例第十九条第一項に規定する基準日(以下単に「基準日」という。)におけるその基準在勤地域をその在勤する地域と、その基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を五で除して得た額をいう。

3 基準日(その属する月が平成十八年三月までのものに限る。)において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き前項第五号イに掲げる職員に該当するものに対しては、新条例第十九条第一項から第三項までの規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額の寒冷地手当を支給する。

4 基準日(その属する月が平成十八年十一月から平成二十年三月までのものに限る。)

において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き附則第二項第五号イに掲げる職員に該当するものに対しては、みなし寒冷地手当基礎額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、新条例第十九条第一項から第三項までの規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成十八年十一月から平成十九年三月まで	八千円
平成十九年十一月から平成二十年三月まで	一万四千元

5 基準日(その属する月が平成十八年三月までのものに限る。)において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き附則第二項第五号ロ又は八に掲げる職員のいずれかに該当するものに対しては、みなし寒冷地手当基礎額から六千円を減じた額(以下この項において「特例支給額」という。)が、その者につき新条例第十九条第二項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、新条例第十九条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

6 新条例第十九条第三項の規定は、前三項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「山梨県職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第二十一号)(附則第三項から第五項まで)」と、「同項」とあるのは、「同条例附則第三項から第五項まで」と読み替えるものとする。

7 附則第三項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者(以下この項において「支給対象職員」という。)(との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者に対しては、新条例第十九条第一項から第三項までの規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、附則第三項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

8 職員以外の地方公務員、国家公務員等であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き給料表の適用を受ける職員となり、旧寒冷地に在勤することとなった場合において、任用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して附則第三項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、新条例第十九条第一項から第三項までの規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、附則第三項から前項までの規定に準じて、寒冷地

手当を支給する。
(人事委員会規則への委任)
9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第二十二号

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例

山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「災害派遣手当」の下に、「(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)」を加える。

第十四条第二項第二号中「再任用短時間勤務職員」の下に、「又は山梨県職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年山梨県条例第二号。以下「修学部分休業条例」という。)(第二条の承認を受けた教育職員」を加え、同項第三号中「再任用短時間勤務職員」の下に、「又は修学部分休業条例第二条の承認を受けた教育職員」を加える。

第十五条を次のように改める。

(寒冷地手当)

第十五条 寒冷地手当は、教育職員のうち、毎年十一月から翌年三月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)(において、寒冷及び積雪の度を考慮して人事委員会が定める地域又は公署に在勤する教育職員(以下この条において「支給対象職員」という。)(に対して支給する。

2 前項に規定する支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 世帯主である教育職員であつて、扶養親族のあるもの 一万七千八百円
- 二 世帯主である教育職員であつて、扶養親族のないもの 一万二百円
- 三 前二号に掲げる教育職員以外の教育職員 七千三百六十円

3 前項の規定にかかわらず、人事委員会が定める場合に該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、同項に定める額を超えない範囲内で、人事委員会が定める額とする。

4 第一項から前項までに規定するものを除くほか、寒冷地手当の支給日その他支給に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

第十六条の八中「第三十二条第一項」の下に、「(武力攻撃事態等における国民の保護

のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第百五十四条において準用する場合を含む。)」を加える。

第十九条中「第二条第三項」を「第二条第四項」に、「第三条第三項」を「第三条第四項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この項から附則第八項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧条例 この条例による改正前の山梨県学校職員給与条例をいう。

二 新条例 この条例による改正後の山梨県学校職員給与条例をいう。

三 旧寒冷地 旧条例第十五条第一項に規定する寒冷地をいう。

四 新寒冷地 新条例第十五条第一項に規定する地域をいう。

五 経過措置対象職員 平成十七年三月三十一日(以下「旧基準日」という。)(から引き続き次に掲げる教育職員のいずれかに該当する教育職員をいう。

イ 旧寒冷地(新寒冷地に該当する地域を除く。)(に在勤する教育職員(八に掲げる教育職員を除く。)(

ロ 新寒冷地(旧寒冷地に該当する地域に限る。)(に在勤する教育職員

ハ 新条例第十五条第一項の規定に基づき人事委員会が定める公署(旧寒冷地に所在するものに限る。)(に在勤する教育職員

六 基準在勤地域 経過措置対象職員が旧基準日以降において在勤したことのある旧寒冷地のうち、旧条例第十五条第四項の規定(以下この項において「旧算出規定」という。)(を適用したとしたならば算出される同項の規定による基準額が最も少なくなる旧寒冷地をいう。

七 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分(旧条例第十五条第四項に規定する世帯等の区分をいう。以下この項において同じ。)(のうち、旧算出規定を適用したとしたならば算出される同条第四項の規定による基準額が最も少なくなる世帯等の区分をいう。

八 みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、新条例第十五条第一項に規定する基準日(以下単に「基準日」という。)(におけるその基準在勤地域をその在勤する地域と、その基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を五で除して得た額をいう。

3 基準日(その属する月が平成十八年三月までのものに限る。)(において経過措置対

象職員である者のうち旧基準日から引き続き前項第五号イに掲げる教育職員に該当するものに対しては、新条例第十五条第一項から第三項までの規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額の寒冷地手当を支給する。

4 基準日（その属する月が平成十八年十一月から平成二十年三月までのものに限り。）において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き附則第二項第五号イに掲げる教育職員に該当するものに対しては、みなし寒冷地手当基礎額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、新条例第十五条第一項から第三項までの規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成十八年十一月から平成十九年三月まで	八千円
平成十九年十一月から平成二十年三月まで	一万四千元

5 基準日（その属する月が平成十八年三月までのものに限り。）において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き附則第二項第五号ロ又は八に掲げる教育職員のいずれかに該当するものに対しては、みなし寒冷地手当基礎額から六千円を減じた額（以下この項において「特例支給額」という。）が、その者につき新条例第十五条第二項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、新条例第十五条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

6 新条例第十五条第三項の規定は、前三項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第二十二号）（附則第三項から第五項まで）」と、「同項」とあるのは、「同条例附則第三項から第五項まで」と読み替えるものとする。

7 附則第三項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者（以下この項において「支給対象職員」という。）との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者に対しては、新条例第十五条第一項から第三項までの規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、附則第三項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

8 教育職員以外の地方公務員、国家公務員等であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き給料表の適用を受ける教育職員となり、旧寒冷地に在勤することとなった場合

において、任用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して附則第三項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該教育職員である者に対しては、新条例第十五条第一項から第三項までの規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、附則第三項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第二十三号

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例

山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「災害派遣手当」の下に、「武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。」を加える。

第八条の六の次に次の二条を加える。

（任期付職員の給料月額）

第八条の七 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律

第四十八号。以下「任期付職員法」という。）第四条又は第五条の規定により採用された職員（以下「任期付職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表

の任期付職員の欄に掲げる額とする。

（任期付短時間勤務職員の給料月額）

第八条の八 任期付職員法第五条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、当該規定による給料月

額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第十六条第二項第二号中、「再任用短時間勤務職員」の下に、「任期付短時間勤務職員又は山梨県職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年山梨県条例第二号。以下「修学部分休業条例」という。）第二条の承認を受けた職員」を加え、同項第三号中、「再任用短時間勤務職員」の下に、「任期付短時間勤務職員又は修学部分休業条例第二条の承

認を受けた職員」を加える。

第二十条を次のように改める。

(寒冷地手当)

第二十条 寒冷地手当は、職員のうち、毎年十一月から翌年三月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において、寒冷及び積雪の度を考慮して人事委員会が定める地域又は公署に在勤する職員(以下この条において「支給対象職員」という。)に対して支給する。

2 前項に規定する支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 世帯主である職員であつて、扶養親族のあるもの 一万七千八百円
- 二 世帯主である職員であつて、扶養親族のないもの 一万二百円
- 三 前二号に掲げる職員以外の職員 七千三百六十円

3 前項の規定にかかわらず、人事委員会が定める場合に該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、同項に定める額を超えない範囲内で、人事委員会が定める額とする。

4 第一項から前項までに規定するものを除くほか、寒冷地手当の支給日その他支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第二十二条の三中「第三十二条第一項」の下に、「(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第百五十四条において準用する場合を含む。)」を加える。

第二十三条第三項及び第四項中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第二十七条中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改め、「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第三十一条の第二項中「再任用職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第三十四条中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第六条関係）

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 —	円 —	円 —	円 231,000	円 267,000	円 286,400	円 306,100	円 327,100	円 357,500	円 392,000
	2	156,700	172,100	198,500	238,900	276,000	295,800	315,900	337,200	367,700	403,900
	3	163,300	179,300	206,600	247,600	285,200	305,200	325,900	347,300	377,800	415,800
	4	170,400	188,400	214,700	256,600	294,300	314,900	336,000	357,500	387,800	426,900
	5	177,400	198,300	222,000	265,700	303,500	324,900	346,000	367,700	397,800	437,400
	6	185,900	205,700	229,400	274,600	312,400	334,900	355,900	377,800	407,500	446,900
	7	195,600	213,100	236,700	283,700	321,200	344,800	365,700	387,600	417,200	456,400
	8	203,000	220,200	244,100	292,800	329,900	354,700	375,500	397,400	426,800	465,100
	9	210,300	226,900	252,200	301,900	338,600	364,300	385,100	407,000	436,300	474,100
	10	217,400	234,000	260,100	310,200	347,200	373,700	394,700	416,500	445,500	482,400
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	11	224,100	241,700	268,100	318,500	355,200	383,100	404,200	426,000	454,000	490,900
	12	231,200	248,600	276,100	326,700	363,100	392,600	413,700	435,400	462,200	499,400
	13	238,600	256,400	284,100	334,900	370,800	401,900	423,100	444,200	470,500	508,000
	14	245,500	264,300	291,800	342,900	378,500	411,300	429,800	452,200	478,700	515,300
	15	253,300	272,100	299,500	349,900	386,100	419,900	436,200	459,500	486,700	519,500
	16	261,200	279,800	307,600	357,300	393,000	425,500	441,600	465,800	490,700	
	17	268,500	286,900	315,800	364,800	400,000	431,000	445,900	469,800	494,700	
	18	275,300	293,900	324,000	372,400	405,700	435,200	450,100	473,700	498,600	
	19	281,600	300,700	331,900	380,000	411,100	438,700	453,600	477,700		
	20	288,100	307,300	338,900	387,100	414,700	441,900	457,000	481,400		
	21	294,500	314,000	346,300	394,000	417,700	445,300	460,300	485,000		
	22	300,500	320,400	354,000	399,700	420,700	448,700	463,800			
	23	306,800	326,600	361,600	405,500	423,700	452,000				
	24	312,700	333,000	369,200	409,000	426,900	455,400				
	25	318,300	339,400	376,200	412,000	429,700					
	26	324,100	345,800	383,100	414,900	432,700					
27	329,700	351,800	389,000	417,900							
28	334,600	357,200	394,800	421,100							
29	338,200	361,900	398,300	423,900							
30	341,800	366,300	401,300	426,700							
31	345,600	370,800	404,200								
32	349,400	373,300	407,100								
33	351,700	375,900	410,300								
34		378,400	413,100								
35		381,000	415,800								
36		383,500									
再任 用職 員		242,900	253,100	262,200	276,400	304,700	324,700	341,400	362,200	388,900	420,600
任 期 付 職 員		163,300									

備考 この表は、警察官である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この項から附則第八項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧条例 この条例による改正前の山梨県警察職員給与条例をいう。

二 新条例 この条例による改正後の山梨県警察職員給与条例をいう。

三 旧寒冷地 旧条例第二十条第一項に規定する寒冷地をいう。

四 新寒冷地 新条例第二十条第一項に規定する地域をいう。

五 経過措置対象職員 平成十七年三月三十一日(以下「旧基準日」という。)から引き続き次に掲げる職員のいずれかに該当する職員をいう。

イ 旧寒冷地(新寒冷地に該当する地域を除く。)(に在勤する職員(八に掲げる職員を除く。))

ロ 新寒冷地(旧寒冷地に該当する地域に限る。)(に在勤する職員

ハ 新条例第二十条第一項の規定に基づき人事委員会が定める公署(旧寒冷地に所在するものに限る。)(に在勤する職員

六 基準在勤地域 経過措置対象職員が旧基準日以降において在勤したことのある旧寒冷地のうち、旧条例第二十条第四項の規定(以下この項において「旧算出規定」という。)(を適用したとすれば算出される同項の規定による基準額が最も少なくなる旧寒冷地をいう。

七 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分(旧条例第二十条第四項に規定する世帯等の区分をいう。以下この項において同じ。)(のうち、旧算出規定を適用したとすれば算出される同条第四項の規定による基準額が最も少なくなる世帯等の区分をいう。

八 みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、新条例第二十条第一項に規定する基準日(以下単に「基準日」という。)(におけるその基準在勤地域をその在勤する地域と、その基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして、旧算出規定を適用したとすれば算出される寒冷地手当の額を五で除して得た額をいう。

3 基準日(その属する月が平成十八年三月までのものに限る。)(において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き前項第五号イに掲げる職員に該当するものに対しては、新条例第二十条第一項から第三項までの規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額の寒冷地手当を支給する。

4 基準日(その属する月が平成十八年十一月から平成二十年三月までのものに限る。)(

において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き附則第二項第五号イに掲げる職員に該当するものに対しては、みなし寒冷地手当基礎額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、新条例第二十条第一項から第三項までの規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成十八年十一月から平成十九年三月まで	八千円
平成十九年十一月から平成二十年三月まで	一万四千元

5 基準日(その属する月が平成十八年三月までのものに限る。)(において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き附則第二項第五号ロ又は八に掲げる職員のいずれかに該当するものに対しては、みなし寒冷地手当基礎額から六千円を減じた額(以下この項において「特別支給額」という。)(が、その者につき新条例第二十条第二項の規定を適用したとすれば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、新条例第二十条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支給額の寒冷地手当を支給する。

6 新条例第二十条第三項の規定は、前三項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第二十三号)(附則第三項から第五項まで」と、「同項」とあるのは、「同条例附則第三項から第五項まで」と読み替えるものとする。

7 附則第三項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者(以下この項において「支給対象職員」という。)(との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者に対しては、新条例第二十条第一項から第三項までの規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、附則第三項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

8 職員以外の地方公務員、国家公務員等であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き給料表の適用を受ける職員となり、旧寒冷地に在勤することとなった場合において、任用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して附則第三項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、新条例第二十条第一項から第三項までの規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、附則第三項から前項までの規定に準じて、寒冷地

手当を支給する。

(人事委員会規則への委任)

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県職員旅費条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第二十四号

山梨県職員旅費条例等の一部を改正する条例

(山梨県職員旅費条例の一部改正)

第一条 山梨県職員旅費条例(昭和三十二年山梨県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「それぞれ各号」を「それぞれ当該各号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第六条第一項中「、日当」を削り、「食卓料」を「旅行雑費」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「当り」を「当たり」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額及び実費額により支給する。

第六条第八項を削る。

第七条第一項中「、着後手当」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第二十三条」を「第二十条」に改め、同項を同条第四項とする。

第八条中「最も経済的な」を「経済的かつ合理的な」に改める。

第十条を削る。

第十一条中「、職務の級の変更等」を削り、同条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第十三条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二項中「急行料金」の下に「及び同項第三号に規定する座席指定料金」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

第十三条第三項を削り、同条を第十二条とする。

第十四条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条を第十三条とし、第十五

条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

第十七条を削る。

第十八条第一項中「別表第一の定額による」を「一夜につき一万三千百円とする」に改め、同条を第十六条とする。

第十六条の次に次の一条を加える。

(旅行雑費)

第十七条 旅行雑費の定額(以下「旅行雑費定額」という。)は、一日につき千二百円とする。

2 旅行雑費定額は、在勤公署の存する都府県外(以下「県外」という。)へ旅行した場合に限り、支給する。

3 旅行雑費の実費額は、公務上の必要によりやむを得ず負担した有料の道路及び駐車場の利用料金の額とする。

第十九条を削る。

第二十条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「別表第二の定額」を「別表に定める移転料の定額(以下「移転料定額」という。)(に、「定額に」を「移転料定額に」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「移転料の定額」を「移転料定額」に、「異なるときは」を「異なるときは、」に改め、同条第四項中「第二十二条第一項第三号」を「第十九条第一項第三号」に改め、同条を第十八条とする。

第二十一条を削る。

第二十二条第一項各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「次の各号に」を「次に」に改め、同号イ中「日当、宿泊料、食卓料及び着後手当」を「宿泊料及び旅行雑費定額」に改め、同号ハ中「日当、宿泊料、食卓料及び着後手当」を「宿泊料及び旅行雑費定額」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「第二十条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第三号中「日当、宿泊料、食卓料及び着後手当」を「宿泊料及び旅行雑費定額」に改め、同条を第十九条とし、第二十三条を第二十条とする。

第二十四条中「日当」を「旅行雑費定額」に改め、「着後手当」を削り、同条を第二十一条とする。

第二十五条第一項中「、着後手当」を削り、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される旅行雑費定額に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

第二十五条を第二十二条とする。

第二十六条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「左に」を「次に」に改め、同号イ及びロ中「前職務相当の」を削り、同条を第二十三条とする。

第二十七条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号及び第二号中「前職務相当の」を削り、同条第三項中「第二十一条第一項第一号」を「第十九条第一項第一号」に、「車賃及び食卓料」を「及び車賃」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十八条第一項中「こえた」を「超えた」に、「こえる」を「超える」に改め、同条を第二十五条とし、第二十八条の二を第二十六条とし、第二十九条を第二十七条とし、第三十条を第二十八条とする。

附則第五項中「第十四条第一項第二号」を「第十三条第一項第二号」に、「第十三条第一項第二号及び第十四条第一項第五号」を「第十二条第一項第二号及び第十三条第一項第五号」に改める。

別表第一から別表第三までを削る。

附則の次に別表として次のように加える。

別表（第十八条関係）

区 分	金 額
路程五十キロメートル未満	一二六、〇〇〇円
路程五十キロメートル以上百キロメートル未満	一四四、〇〇〇円
路程百キロメートル以上三百キロメートル未満	一七八、〇〇〇円
路程三百キロメートル以上五百キロメートル未満	二二〇、〇〇〇円
路程五百キロメートル以上千キロメートル未満	二九二、〇〇〇円
路程千キロメートル以上千五百キロメートル未満	三〇六、〇〇〇円
路程千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	三三八、〇〇〇円

路程二千キロメートル以上

三八一、〇〇〇円

（山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例の一部改正）

第二条 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例（昭和二十六年山梨県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表中「日当、宿泊料及び食卓料」を「宿泊料及び旅行雑費」に、

当 当	宿 泊 料	食 卓 料	宿 泊 料	旅 行 雑 費
（一日につき）	（一夜につき）	（一夜につき）	（一夜につき）	（一日につき）
三〇〇円	一六、五〇〇円	三、三〇〇円	一六、五〇〇円	一、六五〇円
三〇〇円	一四、八〇〇円	三、〇〇〇円	一四、八〇〇円	一、五〇〇円

費（き）

に改める。

（山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第三条 山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年山梨県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「旅行したときの」を「旅行したとき（山梨県議会議事堂に招集されて旅行した場合に限る。）の」に改める。

別表第一中

日 当	宿 泊 料	食 卓 料	宿 泊 料
（一日につき）	（一夜につき）	（一夜につき）	（一夜につき）
三、三〇〇円	一六、五〇〇円	三、三〇〇円	一六、五〇〇円

を

宿 泊 料
（一日につき）
一六、五〇〇円

三、〇〇〇円 一四、八〇〇円 三、〇〇〇円

一四

泊料 夜につき	旅行雑費 (一日につき)
五〇〇円	一、六五〇円
八〇〇円	一、五〇〇円

に改める。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第四条 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第二中

日当 (一日につき)	宿泊料 (一夜につき)	食卓料 (一夜につき)
二、六〇〇円	一三、一〇〇円	二、六〇〇円

を

宿
一三

泊料 夜につき	旅行雑費 (一日につき)
一、〇〇円	一、三〇〇円

に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の山梨県職員旅費条例、第二条の規定による改正後の山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例、第三条の規定による改正後の山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び第四条の規定による改正後の附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(地方自治法第百条第一項の規定による出頭者等に対する実費弁償条例の一部改正)

3 地方自治法第百条第一項の規定による出頭者等に対する実費弁償条例(昭和二十三年山梨県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の行政職給

料表三級の職務にある者」を「一般職の職員」に改める。

(建築士法第十条第二項による参考人に対する費用弁償条例の一部改正)

4 建築士法第十条第二項による参考人に対する費用弁償条例(昭和二十五年山梨県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の行政職給料表三級の職務にある者」を「一般職の職員」に、「但し」を「ただし」に改める。

(山梨県建築審査会条例の一部改正)

5 山梨県建築審査会条例(昭和二十五年山梨県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十条中「山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の行政職給料表三級の職務にある者」を「一般職の職員」に、「但し」を「ただし」に改める。

(人事委員会が喚問した証人の費用弁償に関する条例の一部改正)

6 人事委員会が喚問した証人の費用弁償に関する条例(昭和二十七年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第五項」を「第八条第六項」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二条中「山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の行政職給料表三級の職務にある者」を「一般職の職員」に改める。

(国家公務員が県の公務のため旅行する場合の費用弁償条例の一部改正)

7 国家公務員が県の公務のため旅行する場合の費用弁償条例(昭和二十七年山梨県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条ただし書を削る。

(山梨県選挙管理委員会が異議の申出に対する決定又は審査の申立てに対する裁決のため出頭を求めた選挙人その他の関係人の費用弁償に関する条例の一部改正)

8 山梨県選挙管理委員会が異議の申出に対する決定又は審査の申立てに対する裁決のため出頭を求めた選挙人その他の関係人の費用弁償に関する条例(昭和三十三年山梨県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の行政職給料表三級の職務にある者」を「一般職の職員」に改める。

(行政不服審査法第二十七条の規定による審査庁の求めに応じて陳述又は鑑定のため出頭した者に対する実費弁償条例の一部改正)

9 行政不服審査法第二十七条の規定による審査庁の求めに応じて陳述又は鑑定のため出頭した者に対する実費弁償条例(昭和三十七年山梨県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の行政職給

料表三級の職務にある者」を「一般職の職員」に改める。

(山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

10 山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例(昭和三十八年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表中「行政職給料表による八級の職務にある者の」を削る。

(山梨県公害紛争処理の手続に要する費用等に関する条例の一部改正)

11 山梨県公害紛争処理の手続に要する費用等に関する条例(昭和四十六年山梨県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「日当、宿泊料」を「宿泊料、旅行雑費」に改め、同条第三号中「日当又は宿泊料」を「宿泊料又は旅行雑費」に改める。

(公害紛争処理のために出頭を求めた参考人等に対する費用弁償条例の一部改正)

12 公害紛争処理のために出頭を求めた参考人等に対する費用弁償条例(昭和四十六年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の行政職給料表三級の職務にある者」を「一般職の職員」に改める。

山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第二十五号

山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例

(山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第一条 山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例(昭和三十八年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改め、「求められた者」の下に「又は命ぜられた証人」を加える。

別表中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改め、「求められた者」の下に「又は命ぜられた証人」を加える。

(山梨県統計調査条例の一部改正)

第二条 山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(山梨県職員定数条例の一部改正)

第三条 山梨県職員定数条例(昭和二十八年山梨県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「地方労働委員会事務局職員」を「労働委員会事務局職員」に、「第十九条の十二第四項」を「第十九条の十二第六項」に改め、「事務局次長」を削る。

第四条の見出し及び同条中「地方労働委員会事務局職員」を「労働委員会事務局職員」に改める。

(山梨県情報公開条例の一部改正)

第四条 山梨県情報公開条例(平成十一年山梨県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県恩給在職期間の通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第二十六号

山梨県恩給在職期間の通算に関する条例の一部を改正する条例

山梨県恩給在職期間の通算に関する条例(昭和三十二年山梨県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号中「第九条第一項」を「第九条の二第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第二十七号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。別表第三中三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、一の項を二の項とし、同表に一の項として次のように加える。

一 児童福祉法第十八条の九第一項に規定する指
定試験機関

別表第一の十の項の保育士試験

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第二十八号

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県警察関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第六の六の項中「千七百五十円」を「千六百五十円」に改め、同表七の項中「三千三百五十円」を「三千二百円」に改め、同表八の項中「二千二百五十円」を「二千円」に改める。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県民会館設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第二十九号

山梨県民会館設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

山梨県民会館設置、管理及び使用料条例（昭和三十二年山梨県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

題名中「、管理及び使用料」を「及び管理」に改める。

第二条中「及び貸室」を削る。

第四条から第九条までを削る。

第三条の見出し中「許可」を「承認」に改め、同条第一項中「展示会場及び設備器具（以下「会場」という。）の使用に当たり」を「指定管理者は、前条第一項の規定により利用の承認を受けようとする者が」に、「知事は、その使用を許可しない」を「承認しない」に改め、同項第二号中「継続使用により他の使用」を「継続的な利用により他の利用を希望する者の利用」に改め、同項第三号中「附属物をき損する」を「設備器具

を損傷する」に改め、同条第二項を削り、同条を第九条とする。

第二条の三の見出しを「（利用の承認等）」に改め、同条中「施設（展示会場の設備器具）（以下「設備器具」という。）を含む。」を使用しよう」を「会場を利用しよう」に、「あらかじめ知事の許可」を「指定管理者の承認」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の承認を受けた者は、第十一条第二項の規定により指定管理者が定める利用料金 を納付しなければならない。

第二条の三を第八条とし、同条の前に次の一条を加える。

（利用時間）

第七条 会館の利用時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、利用時間を変更することができる。

第二条の二第一項中「山梨県民会館（貸室を除く。）」を「会館」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第三号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

第二条の二を第六条とし、第二条の次に次の三条を加える。

（指定管理者による管理）

第三条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に山梨県民会館（以下「会館」という。）の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用の承認に関する業務

二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

（指定の手続）

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、会館の効用を發揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、会館の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、会館の平等な利用を確保することができるものであること。
 四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

第十二条を第十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

(事業報告書の作成及び提出)

第十三条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 会館の管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、会館の管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

第十一条を削る。

第十条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料は」を「利用料金は」、「に」、「に」を「いずれかに」、「に」、「全部」を「指定管理者は、その全部」に改め、同条第一号中「使用者」を「会館を利用する者」に、「使用する」を「利用する」に改め、同条第二号中「使用期日前三十日までに使用」を「会館を利用する日の三十日前までに利用の承認」に改め、同条を第十二条とする。

第九条の次に次の二条を加える。

(承認の取消し)

第十条 指定管理者は、会館を利用する者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、第八条第一項の承認を取り消すものとする。

(利用料金)

第十一条 会館を利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

- 一 会館(次号及び第三号に掲げる区分を除く。)(別表第一に定める額)
- 二 会館(営利を目的として利用する場合に限る。)(別表第一に定める額の三倍の額)
- 三 会館(次に掲げる学校の教育活動又は福祉の事業であつて、入場料金を徴収しないもの又は入場料金の額が五百円未満のもののために利用する場合に限る。)(別表第二に定める額)

イ 県内に所在する小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校又は幼稚園が行う教育活動であつて、児童、生徒又は幼児を対象とするもの
 ロ 県内に所在する社会福祉法人その他社会福祉に関する事業を主たる目的とする団体が行う社会福祉に関する事業
 四 設備器具 別表第三に定める額
 別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第十一条関係)

区 分	利用料金限度額
展示会場一号室	一日につき 八、八二〇円
展示会場二号室	一日につき 六、九三〇円
展示会場三号室	一日につき 一〇、二九〇円
展示会場四号室	一日につき 七、五六〇円
展示会場五号室	一日につき 八、五〇〇円

別表第二(第十一条関係)

区 分	利用料金限度額
展示会場一号室	一日につき 五、六七〇円
展示会場二号室	一日につき 四、四一〇円
展示会場三号室	一日につき 六、六一〇円
展示会場四号室	一日につき 四、八三〇円
展示会場五号室	一日につき 五、四六〇円

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三(第十一条関係)

区 分	利用料金限度額

展示台	一台一日につき	一五〇円
ついたて	一台一日につき	一五〇円

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前において、この条例による改正後の山梨県民会館設置及び管理条例(次項において「新条例」という。)第三条及び第五条の規定の例により、山梨県民会館の管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

3 この条例による改正前の山梨県民会館設置、管理及び使用料条例(次項において「旧条例」という。)第二条の三の規定によりされた許可であつて、当該許可に係る施設の利用の日が施行日後であるものは、新条例第八条第一項の規定によりされた利用の承認とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第二条の三の規定により許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十号

山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例(昭和三十七年山梨県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「心身障害者」を「障害者」に、「第二十条」を「第三十八条」に改める。

第三条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第三条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)

に山梨県立総合福祉センターかえで荘(以下「かえで荘」という。)の管理を行わせるものとする。

第八条を第十三条とし、同条の前に次の四条を加える。

(承認の取消し)

第九条 指定管理者は、かえで荘を利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

(利用料金)

第十条 かえで荘を利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

(利用料金の還付)

第十一条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、かえで荘を利用する者がその責に帰することのできない理由により利用することができなかった場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第十二条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況

二 かえで荘の管理の業務に係る収支の状況

三 利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、かえで荘の管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

第五条から第七条までを削る。

第四条の見出し中「許可」を「承認等」に改め、同条中「知事の許可」を「指定管理者の承認」に改め、同条に次の二項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 衛生上支障があると認められるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

3 第一項の承認を受けた者は、第十条第二項の規定により指定管理者が定める利用料

金を納付しなければならない。
 第四条を第八条とし、第三条の次に次の四条を加える。
 (指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
 (指定の手続)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。
 - 一 事業計画の内容が、かえで荘の効用を發揮することができるものであること。
 - 二 事業計画の内容が、かえで荘の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
 - 三 事業計画の内容が、かえで荘の平等な利用を確保することができるものであること。

四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(休館日)

第六条 かえで荘の休館日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(利用者の範囲)

第七条 かえで荘を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 六十歳以上の者
- 二 知的障害者
- 三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- 四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- 五 母子及び寡婦福祉法第三十八条の母子福祉施設を利用することができる者

六 母子及び寡婦福祉法第六条第三項に規定する寡婦
 七 前各号に掲げる者の付添人その他の指定管理者が適当と認める者
 別表中「(第五条関係)」を「(第十条関係)」に改め、同表備考以外の部分を次のように改める。

区分	利用料金限度額	
	宿泊室	広間
区内に住所を有する者	一人一日につき 三〇〇円	一人一日につき 一、五〇〇円
中学生及び小学生	一人一日につき 一五〇円	一人一日につき 七五〇円
その他一般、大学生及び高校生	一人一日につき 四五〇円	一人一日につき 一、二五〇円
中学生及び小学生	一人一日につき 二二五円	一人一日につき 一一二五円

別表備考3及び4を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例第三条及び第五条の規定の例により、山梨県立総合福祉センターかえで荘の管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第三十一号

山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例(昭和五十年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「並びに肢体不自由者」及び「並びに身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第二十九条の身体障害者更生施設」を削り、同条第二項を次のように改める。

- 2 前項の施設は、前項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。
 - 一 児童福祉法第六条の二第九項の児童短期入所事業に関する業務
 - 二 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条第九項の知的障害者短期入所事業に関する業務
 - 三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条の二第八項の身体障害者短期入所事業に関する業務
 - 四 重症心身障害児について、前項の施設に通わせて行う訓練、指導等に関する業務
- 第四条第三項の表四の項を削る。

附則

この条例は、山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第六号)の施行の日から施行する。

山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十二号

山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「山梨県立あさひワークホーム」の下に「(以下「あさひワークホーム」という。)」を加える。

第四条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する者(以下「指定管理者」という。)にあさひワークホームの管理を行わせるものとする。

第六条を第九条とし、同条の前に次の一条を加える。

(事業報告書の作成及び提出)

第八条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第五条各号に掲げる業務の実施の状況
 - 二 あさひワークホームの管理の業務に係る収支の状況
 - 三 利用料金の収入の状況
 - 四 前三号に掲げるもののほか、あさひワークホームの管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類
- 第五条第二項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第七条とする。
- 第四条の次に次の二条を加える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 二 第三条に規定する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第六条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、あさひワークホームの効用を發揮することができること。
- 二 事業計画の内容が、あさひワークホームの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、あさひワークホームの平等な利用を確保することができること。
- 四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例第四条及び第六条の規定の例により、山梨県立あさひワークホームの管理に関し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

山梨県立聴覚障害者情報センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十三号

山梨県立聴覚障害者情報センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立聴覚障害者情報センター設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第三条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に山梨県立聴覚障害者情報センター（以下「センター」という。）の管理を行わせるものとする。

第五条及び第六条を削る。

第四条第一項第四号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

第四条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 聴覚障害者用の録画物の制作及び貸出しに関する業務
- 四 聴覚障害者に関する相談に関する業務
- 五 手話通訳及び要約筆記を行う者の養成に関する講座の実施並びにその者の派遣に

関する業務

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、センターの効用を發揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

第七条を第十一条とし、第六条の次に次の四条を加える。

(利用時間)

第七条 センターの利用時間は、火曜日から金曜日までの各曜日は午前九時から午後七時までとし、日曜日及び土曜日は午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、利用時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第八条 センターの会議室を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

(承認の取消)

第九条 指定管理者は、センターの会議室を利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第十条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 センターの管理の業務に係る収支の状況
- 三 前二号に掲げるもののほか、センターの管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の前日においても、この条例による改正後の山梨県立聴覚障害者情報センター設置及び管理条例第三条及び第五条の規定の例により、山梨県立聴覚障害者情報センターの管理に関し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

山梨県立介護実習普及センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十四号

山梨県立介護実習普及センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立介護実習普及センター設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条を第九条とし、同条の前に次の二条を加える。

(利用時間)

第七条 センターの利用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、利用時間を変更することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第八条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況

二 センターの管理の業務に係る収支の状況

三 前二号に掲げるもののほか、センターの管理の状況を把握するために知事が必要

と認める書類

第四条及び第五条を削る。

第三条第一項中「山梨県立介護実習普及センター（以下「センター」という。）を「センター」に改め、同項第三号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

第三条を第六条とし、第二条の次に次の三条を加える。

(指定管理者による管理)

第三条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に山梨県立介護実習普及センター（以下「センター」という。）の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 二 高齢者の介護に関する講座及び研修の実施に関する業務
- 三 高齢者の介護に関する相談及び情報提供に関する業務
- 四 高齢者の介護用機器に関する展示に関する業務
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、センターの効用を發揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立介護実習普及センター設置及び管理条例第三条及び第五条の規定の例により、山梨県立介護実習普及センターの管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十五号

山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例(昭和五十一年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「甲府市」の下に「及び笛吹市」を加える。

第四条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第二項の規定により、知事が指定する者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせるものとする。

第六条を第九条とし、同条の前に次の一条を加える。

(事業報告書の作成及び提出)

第八条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第五条各号に掲げる業務の実施の状況

二 センターの管理の業務に係る収支の状況

三 利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

第五条第二項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第七条とする。

第四条の次に次の二条を加える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

二 第一条に規定する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第六条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、センターの効用を發揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、センターの平等な利用を確保することができるものであること。

四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例第四条及び第六条の規定の例により、山梨県立青い鳥福祉センターの管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十六号

山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例(昭和四十六年山梨県条例第十二号)の

一部を次のように改正する。
第四条及び第五条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)にこどもの国の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 キャンプ場の利用の承認に関する業務

二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

三 児童の健全な育成のための催しの実施に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

第十二条を第十七条とし、第十一条中「第六条」を「第十三条」に、「第七条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第九条及び第十条を削り、第八条を第十五条とし、第七条を第十四条とし、第六条を第十三条とする。

第五条の次に次の七条を加える。

(指定の手続)

第六条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、こどもの国の効用を發揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、こどもの国の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、こどもの国の平等な利用を確保することができるものであること。

四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(利用時間)

第七条 こどもの国(キャンプ場を除く。)の利用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、七月一日から八月三十一日までの間における利用時間は、午前九時から午後六時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、利用時間を変更することができる。

(キャンプ場の利用の承認等)

第八条 キャンプ場を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 施設又は施設器具を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 衛生上支障があると認められるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

3 第一項の承認を受けた者は、第十条第二項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

(承認の取消し)

第九条 指定管理者は、キャンプ場を利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

(利用料金)

第十条 キャンプ場を利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金の額は、別表第二に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

(利用料金の還付)

第十一条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、キャンプ場を利用する者がその責に帰することのできない理由により利用することができなかつた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第十二条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に、当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第五条各号に掲げる業務の実施の状況

二 こどもの国の管理の業務に係る収支の状況

三 利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、こどもの国の管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

別表第二を次のように改める。
別表第二(第十条関係)

区 分	単 位	利用料金限度額
一 県内に所在する幼稚園、保育所、小学校、中学校及びこれらに類する施設並びに青少年育成団体が行う行事で利用する場合	一人一泊	七五円
二 県内に住所を有する三歳以上の幼児、小学生、中学生及び高校生が利用する場合(一に掲げる場合を除く。)	一人一泊	一五〇円
三 一及び二に掲げる場合並びに三歳未満の者に係る利用を除く利用の場合	一人一泊	三二〇円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例第四条及び第六条の規定の例により、山梨県立愛宕山こどもの国の管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十七号

山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立青少年センター設置及び管理条例(昭和四十五年山梨県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第三条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三

項の規定により、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に山梨県立青少年センター(以下「センター」という。)の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 青少年の健全な育成に関する催し及び講座の実施に関する業務
- 四 青少年を指導する者の養成に関する講座の実施に関する業務
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

第六条を削る。

第五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第一号又は第二号に掲げる日が四月三十日から五月五日までの日である場合には、休館日としないうとする。

第五条第一項第四号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(指定の手続)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、センターの効用を発揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、センターの平等な利用を確保することができるものであること。

四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

第七条及び第八条を次のように改める。

(利用時間)

第七条 センター(宿泊施設を除く。)の利用時間は、午前九時から午後九時までとする

る。ただし、土曜日（四月一日から九月三十日までの間の日である場合に限る。）にあつては、午前九時から午後十時までとする。

2 センターの宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）の利用時間は、午後五時から翌日の午前九時までとする。

3 前二項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、利用時間を変更することができる。

（利用の承認等）

第八条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 宿泊施設の利用にあつては、衛生上支障があると認められるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

3 第一項の承認を受けた者は、第十条第二項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

第九条を第十四条とし、第八条の次に次の五条を加える。

（承認の取消し）

第九条 指定管理者は、センターを利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

（利用料金）

第十条 センターを利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

（利用料金の還付）

第十一条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、センターを利用する者がその責に帰することのできない理由により利用することができなかった場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（利用料金の減免）

第十二条 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（事業報告書の作成及び提出）

第十三条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管

理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況

二 センターの管理の業務に係る収支の状況

三 利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

別表中「（第四条関係）」を、「（第十条関係）」に改め、同表第一号表以外の部分中「体育施設使用料」を「体育施設の利用料金の限度額」に改め、同表第一号の表備考2中「体育施設使用料」を「体育施設の利用料金の限度額」に、「に徴収する」を「の額とする」に改め、同表備考5中「大会等」を「競技会又は運動会」に、「又は運動場」を「運動場、プール又はテニスコート」に、「で、知事が特に必要と認めるときの使用料の額は」を「の利用料金の限度額は」に、「一時間とする」を「一時間として算定する」に改め、同表備考5イ中「又は体育室」を「体育室、プール又はテニスコート」に改め、同表第二号中「会議室等使用料」を「会議室等の利用料金の限度額」に改め、同号の表備考を次のように改める。

備考 利用時間がこの表の区分による時間を経過する場合の超過時間に対する利用料金の限度額は、全日の金額を時間割により算定した額とする。この場合において、その超過時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算定する。

別表第三号中「宿泊料」を「宿泊施設の利用料金の限度額」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 知事は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の山梨県立青少年センター設置及び管理条例（次項において「新条例」という。）第二条及び第五条の規定の例により、山梨県立青少年センターの管理に関し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

3 この条例による改正前の山梨県立青少年センター設置及び管理条例（次項において「旧条例」という。）第二条の規定によりされた許可であつて、当該許可に係る施設の利用の日が施行日後であるものは、新条例第八条第一項の規定によりされた利用の承認とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第三条の規定により許可を受けている者に係る使用

料については、なお従前の例による。

山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十八号

山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例（昭和五十年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十三条とする。

第八条及び第九条を削り、第七条を第十二条とし、第六条を第十一条とし、第五条を第十条とする。

第十条の前に次の二条を加える。

（森林科学館の開館時間）

第八条 森林科学館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

（事業報告書の作成及び提出）

第九条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第五条各号に掲げる業務の実施の状況

二 保健休養施設の管理の業務に係る収支の状況

三 前二号に掲げるもののほか、保健休養施設の管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

第四条第一項第四号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

第四条を第七条とし、第三条の次に次の三条を加える。

（指定管理者による管理）

第四条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に保健休養施設の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

二 森林に関する知識の普及のための催しの実施に関する業務

三 自然に関する知識の習得に資するレクリエーション及び野外活動の機会の提供に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

（指定の手続）

第六条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、保健休養施設の効用を発揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、保健休養施設の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

別表に次のように加える。

遊歩道

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例第四条及び第六条の規定の例により、山梨県立県民の森保健休養施設の管理に關し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十九号

山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例（昭和五十四年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条を第二十条とする。

第十三条中、「第八条」を「第十六条」に、「第九条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第十九条とする。

第十一条及び第十二条を削り、第十条を第十八条とし、第九条を第十七条とし、第八条を第十六条とする。

第十六条の前に次の六条を加える。

（キャンプ場の利用の承認等）

第十条 キャンプ場を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 衛生上支障があると認められるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

3 第一項の承認を受けた者は、第十二条第二項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

（キャンプ場の利用の承認の取消し）

第十一条 指定管理者は、キャンプ場を利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の承認を取り消すものとする。

（利用料金）

第十二条 キャンプ場を利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金の額は、別表第二に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

（利用料金の還付）

第十三条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、キャンプ場を利用する者がその責に帰することのできない理由により利用することができなかつた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（利用料金の減免）

第十四条 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（事業報告書の作成及び提出）

第十五条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第五条各号に掲げる業務の実施の状況

二 武田の杜の管理の業務に係る収支の状況

三 利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、武田の杜の管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

第七条を削る。

第六条第二項中、「知事は、特に必要があると認められる場合は」を「指定管理者は、知事の承認を受けて」に改め、同条を第九条とする。

第九条の前に次の一条を加える。

（サービスセンター等の開館時間）

第八条 サービスセンター、森林学習展示館及び鳥獣センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

第五条を削る。

第四条第一項第四号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

第四条を第七条とし、第三条の次に次の三条を加える。

（指定管理者による管理）

第四条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の第二項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に武田の杜の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第五条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 キャンプ場の利用の承認に関する業務

二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

- 三 森林に関する知識の普及のための催しの実施に関する業務
- 四 鳥獣に関する知識の普及のための催しの実施及び鳥獣の保護に関する業務
- 五 自然に関する知識の習得に資するレクリエーション及び野外活動の機会の提供に関する業務
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
(指定の手続)

第六条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。
- 一 事業計画の内容が、武田の杜の効用を発揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、武田の杜の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、キャンプ場の平等な利用を確保することができるものであること。
- 四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有すること。

別表第二中、「(第七条関係)」を、「(第十二条関係)」に、「金額」を「利用料金限度額」に、「使用料」を「利用料金」に、「その他」を「大学の学生及び一般」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例第四条及び第六条の規定の例により、山梨県立武田の杜保健休養林の管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県条例第四十号

山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例の一部を改正する等の条例
(山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例の一部改正)

第一条 山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例(昭和五十三年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(名称及び位置)

第二条 前条に規定する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立梨の実寮

位置 南アルプス市

第三条中「及び山梨県立もえぎ寮(以下「もえぎ寮」という。)」を削る。

第四条第二項を削る。

第五条中「、もえぎ寮の管理を社会福祉法人山梨県社会福祉事業団に」を削る。

(山梨県立明生学園の設置及び管理に関する条例等の廃止)

第二条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 山梨県立明生学園の設置及び管理に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十三号)

二 山梨県立養護老人ホーム設置及び管理条例(昭和三十九年山梨県条例第四十四号)

三 山梨県立特別養護老人ホーム桃源荘設置及び管理条例(昭和四十六年山梨県条例第四十一号)

四 山梨県立きぼうの家設置及び管理条例(昭和五十一年山梨県条例第二十五号)

五 山梨県立はまなし寮設置及び管理条例(平成七年山梨県条例第四十八号)

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第四十一号

山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例(昭和五十三年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第五条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の第二項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に梨の実察の管理を行わせるものとする。

第七条を第十条とし、同条の前に次の一条を加える。

(事業報告書の作成及び提出)

第九条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第六条各号に掲げる業務の実施の状況

二 梨の実察の管理の業務に係る収支の状況

三 利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、梨の実察の管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

第六条第二項中「前条の規定により委託を受けた者」を「指定管理者」に改め、同条を第八条とする。

第五条の次に次の二条を加える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第六条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

二 第四条に規定する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第七条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、梨の実察の効用を発揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、梨の実察の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、梨の実察の平等な利用を確保することができるものであること。

と。

四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立梨の実察の管理に關し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の第二項に規定する指定管理者を指定することができる。

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第四十二号

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

山梨県食品衛生法施行条例（平成十二年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条に次のただし書を加える。

ただし、営業の形態その他特別の事情により、知事が公衆衛生上支障がないと認める場合は、これを緩和し、又は適用しないことができる。

第六条を次のように改める。

第六条 許可営業者（法第四十八条第一項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。以下同じ。）は、別表第一第一号子(1)の規定に基づき食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を選任したとき、これを変更したとき、又は食品衛生責任者の氏名若しくは住所に変更のあつたときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 許可営業者は、規則で定めるところにより、食品衛生責任者の氏名を営業の施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

第七条及び第八条を削り、第九条を第七条とし、第十条を第八条とする。

別表第一（第二条関係）

一 食品及び添加物（以下「食品等」という。）
イ 一般事項

- (1) 食品等の原材料及び容器包装の洗浄並びに器具及び施設の清掃及び消毒の方法を定めること。
- (2) 食品等を取り扱う従事者（以下「従事者」という。）
イ 施設及び器具の能力に応じた受注を行うこと。
- (3) 従事者以外の者を、食品等、器具及び容器包装を製造し、加工し、調理し、貯蔵し、又は販売する場所（以下「作業場」と総称する。）に立ち入らせないこと。ただし、第二号八(1)から(5)までに規定する措置と同等の措置を講ずる場合にあつては、この限りでない。

ロ 施設の衛生管理

- (1) 施設及びその周囲は、定期的に清掃し、常に食品衛生上支障が生ずることがないように維持すること。
- (2) 作業場に、不必要な物品を置かないこと。
- (3) 作業場の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。
- (4) 作業場の採光、照明及び換気を十分に行い、並びに製造し、加工し、調理し、貯蔵し、又は販売する食品等、器具又は容器包装の特性に応じて作業場の温度及び湿度を管理すること。
- (5) 作業場の窓及び出入口は、開放しないこと。ただし、やむを得ず開放する場合は、塵埃、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。
- (6) 作業場において動物を飼育しないこと。
- (7) 排水溝への廃棄物の流入を防ぐ措置を講じ、かつ、排水に支障が生ずることがないように排水溝の清掃及び補修を行うこと。
- (8) 便所の清掃及び消毒を定期的に行うこと。

ハ 設備及び器具の衛生管理

- (1) 設備及び器具は、その用途に応じて使用すること。
- (2) 設備及び器具に故障又は破損がある場合は、速やかに補修すること。
- (3) 器具及びその部品は、洗浄及び消毒を行い、並びに食品衛生上支障が生ずることがないように保管すること。
- (4) 器具及びその部品の洗浄にあつては、洗浄剤を用いること。
- (5) 洗浄剤又は消毒剤の食品等、器具及び容器包装への混入及び付着を防止すること。
- (6) 温度計、圧力計、流量計その他の計器の機能を定期的に点検し、及び点検の

結果を記録すること。

- (7) 包丁、まな板等は、汚染された都度洗浄し、並びに作業終了後に洗浄し、及び消毒すること。
- (8) 清掃用の器具は、専用の場所に保管すること。
- (9) 手洗い用の設備に、手洗い用の洗浄剤及び消毒剤を備え、及び常にこれらを使用できる状態にしておくこと。

ニ ねずみ、昆虫等に対する対策

- (1) 施設及びその周囲は、ねずみ、昆虫等の繁殖を防止し、及び網戸、排水溝のふたその他のねずみ、昆虫等の侵入を防止するための設備を設置すること。
- (2) 食品衛生上支障が生ずることがないように、ねずみ、昆虫等の生息の状況を調査し、調査の結果を踏まえてその駆除を行うこと。
- (3) (2)の調査及び駆除の結果を一年間保存すること。
- (4) 殺そ剤及び殺虫剤は、食品等、器具及び容器包装を汚染することがないように使用すること。
- (5) 食品等、器具及び容器包装は、床から離して保管すること。
- (6) 一度開封した食品等は、ふた付きの容器に入れて保管すること。

ホ 廃棄物及び排水の取扱い

- (1) 廃棄物の保管及び廃棄の方法を定めること。
- (2) 廃棄物の容器から、汚液及び悪臭が漏れることがないようにすること。
- (3) 廃棄物は、作業場及びその隣接する区域に保管しないこと。

ヘ 食品等の取扱い

- (1) 原材料は、保存の状態、表示等について点検した上、仕入れること。
- (2) 原材料は、製造し、加工し、及び調理する食品等に適するものを選択し、並びに原材料に適した方法により保存すること。
- (3) 冷蔵庫その他食品等を保存する設備の内部にあつては、当該食品等が他の食品等から汚染されることがないように、区分して保存すること。
- (4) 食品等は、その特性、飲食に供する方法等に応じて、製造、加工、調理、貯蔵、運搬及び販売の各段階において作業及び保管の時間並びに食品等の温度を管理すること。
- (5) 容器包装は、食品等を汚染及び損傷から保護し、かつ、適切な表示をすることが出来る材質及び形状のものを使用すること。
- (6) 食品等への異物の混入を防止するための措置を講ずること。
- (7) 分割され、又は細切された食品について、異物の混入その他の異常の有無を

確認し、異常が認められた場合は、当該異常が認められた部分を廃棄すること。

(8) アレルギー性疾患の原因となるおそれがある食品を原材料として使用していない食品に、その製造工程において、アレルギー性疾患の原因となるおそれがある食品が混入することがないように措置を講ずること。

(9) 製造し、又は加工した製品について、規則で定めるところにより、年一回以上食品の安全性の確保のための検査を行い、検査の結果を一年間保存すること。

(10) 食品の放射線照射業にあつては、一日一回以上化学線量計を用いて食品が吸収した線量を検査し、検査の結果を二年間保存すること。

ト 使用する水等の管理

(1) 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第六項に規定する専用水道又は同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を使用する場合は、規則で定めるところにより、年一回以上水質検査を行い、水質検査の結果を一年間保存すること。ただし、暖房、防火その他の食品の製造に直接関係ない方法により水を使用する場合、食品の安全性に影響を及ぼさない工程において殺菌した海水を使用する場合及び飲用に適すると認められた水を用いて製造した塩水を使用する場合は、この限りでない。

(2) 水源等が汚染されたおそれがある場合は、規則で定めるところにより、水質検査を行うこと。

(3) (1)又は(2)の水質検査の結果、その水が飲用に適さないと認められた場合は、直ちに知事に報告した上、その指示に従うこと。

(4) 水道水以外の水を使用する場合は、殺菌するための装置が正常に作動していることをあらかじめ確認すること。

(5) 貯水槽を定期的に清掃すること。

(6) 水は、飲用に適すると認められた水を用いて製造し、並びに食品衛生上支障が生ずることがないように取り扱い、及び貯蔵すること。

(7) 水を再利用する場合は、食品の安全性に影響することがないように殺菌処理及び浄水処理を行うこと。

チ 食品衛生責任者の選任等

(1) 許可業者は、施設ごとに従事者のうちから専任の食品衛生責任者を選任すること。

(2) 許可業者は、食品衛生責任者に、規則で定めるところにより、知事が指定する講習会を受けさせること。ただし、食品衛生責任者が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(イ) 栄養士

(ロ) 調理師

(ハ) 製菓衛生師

(ニ) 知事が指定する講習会を受けた者その他規則で定める者

(3) 許可業者は、知事から食品衛生責任者に衛生に関する講習会を受けさせるべき旨の指示があつた場合は、その指示に従うこと。

(4) 許可業者は、食品衛生責任者に、施設の衛生管理を行うよう指示すること。

(5) 許可業者は、食品衛生責任者から食品衛生上の危害の発生を防止するための衛生管理の方法について意見があつた場合は、その意見を尊重した上、当該衛生管理の方法の改善を図ること。

リ 記録の作成及び保存

(1) 取り扱う食品等、器具及び容器包装に係る製造又は加工の状態、販売先その他食品衛生上の危害の発生又は拡大の防止に必要な事項に関する記録を作成し、及びその記録を保存すること。

(2) (1)の記録の保存期間は、取り扱う食品等、器具及び容器包装の流通の実態に応じた合理的な期間とすること。

又 回収及び廃棄

(1) 食品等、器具又は容器包装に起因する食品衛生上の危害が発生した場合の食品等、器具又は容器包装の回収の実施の体制及び方法を定めること。

(2) (1)に規定する場合に回収した食品等、器具又は容器包装を、他のものと明確に区分して保管し、及び廃棄その他の危害を除去するために必要な措置を講ずること。

ル 営業の施設に係る食品衛生上の管理に関する運営の要領（以下「管理運営要領」という。）の作成等

(1) 管理運営要領を作成すること。

(2) 従事者に管理運営要領の周知を図ること。

(3) (1)で作成した管理運営要領を定期的に検証した上、当該管理運営要領の見直しを行うこと。

ヲ 検査の保存

飲食店営業のうち、弁当屋、仕出し屋その他の規則で定める営業を行う者にあつては、規則で定めるところにより、検査を保存すること。

ワ 情報の提供

製造し、加工し、調理し、又は販売する食品等、器具及び容器包装の安全性に関する情報を消費者に提供すること。

二 従事者の衛生管理は、次に定めるところによること。

イ 従事者に対する食品衛生上必要な事項に関する教育
従事者に対し、食品等、器具及び容器包装を食品衛生上支障が生ずることがないように取り扱う方法、これらの汚染を防止する方法その他の食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。

ロ 従事者の健康管理

(1) 従事者に食品衛生上必要な健康診断を受けさせ、その健康状態を把握すること。
(2) 知事から従事者に検便を受けさせるべき旨の指示があった場合は、その指示に従うこと。

(3) 従事者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十八条第二項に規定する感染症若しくは食品により媒介されるおそれがある疾患の患者又は同法第六条第十項に規定する無症状病原体保有者であることが判明した場合は、医師の診断を受けさせ、及びその従事者が病原体を保有していないことが判明するまでの間、食品等、器具及び容器包装に直接接触する作業に従事させないこと。

ハ 従事者の服装等

(1) 衛生的な作業着、帽子、はき物等を着用させ、かつ、そのまま作業場の外に出ないようにさせること。
(2) 指輪、腕時計等を、作業場に持ち込ませないこと。
(3) 手袋を使用させる場合は、食品に直接接触する部分が繊維その他洗浄すること及び消毒することが困難な材質により作られた手袋を使用させないこと。
(4) 常につめを短い状態に保たせ、かつ、作業の前、便所を利用した後及び未洗浄の食品を取り扱った後に、手指の洗浄及び消毒を行わせること。
(5) 作業場において、着替え、喫煙及び飲食をさせないこと。

三 運搬時の衛生管理は、次に定めるところによること。

イ 運搬に用いるコンテナ等の管理

(1) 食品等、器具及び容器包装の運搬に用いるコンテナ及び車両の荷台は、容易に洗浄及び消毒ができる構造のものを使用すること。
(2) (1)に規定するコンテナ及び車両の荷台は、食品衛生上支障が生ずることがないように洗浄及び消毒を行うこと。

(3) 包装ができない食品等を運搬する場合は、専ら食品の運搬の用に供するコンテナ又は車両を使用すること。

ロ 運搬の方法

(1) 食品等、器具及び容器包装は、区分して積載すること、密閉することができ
る容器に収納することその他のこれらのこれらが汚染されることがない方法により運搬
すること。

(2) 保存の方法が定められている食品等は、当該方法を遵守して運搬すること。
(3) 弁当及びそごう等は、飲食を予定する時間を見込んで運搬すること。

四 販売時の衛生管理は、次に定めるところによること。
食品等に長時間日光が直射しないようにすること、食品等その特性に応じた温
度で陳列することその他の食品衛生上支障が生ずることがない方法により、食品等
を販売すること。

五 表示は、次に定めるところによること。

法第十九条第二項の規定により、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第
二十三号）第二十一条第一項第一号ロに規定する消費期限の表示が義務付けられた
弁当にあつては、当該表示に時刻まで表示すること。

別表第三中「(第九条関係)」を「(第七条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の山梨県食品衛生法施行条例別表第
一第一号リ(2)本文に規定する知事が指定する講習会を受講した者は、この条例による
改正後の山梨県食品衛生法施行条例別表第一第一号子(2)本文に規定する知事が指定し
た講習会を受講した者とみなす。

山梨県公害防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第四十三号

山梨県公害防止条例の一部を改正する条例

山梨県公害防止条例（昭和五十年山梨県条例第十二号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

山梨県生活環境の保全に関する条例

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 公害の防止のための措置

第一節 事業者の責務（第三条）

第二節 工場等に関する規制

第一款 特別規制基準（第二十條）

第二款 規制基準（第二十一條・第二十二條）

第三款 工場等（第二十三條・第三十九條）

第四款 特定建設作業（第四十條・第四十一條）

第三節 その他の規制（第四十二條・第四十七條）

第四節 規制以外の措置（第四十八條・第四十九條）

第三章 その他の生活環境の保全上の支障の防止のための措置（第五十條・第五十二條）

第四章 日常生活及び事業活動における環境への負荷の低減を図るための措置

第一節 自動車の使用に伴う大気汚染等の防止（第五十三條・第五十六條）

第二節 生活排水による水質汚濁の防止（第五十七條・第五十八條）

第三節 廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処分（第五十九條・第六十二條）

第五章 雑則（第六十三條・第六十七條）

第六章 罰則（第六十八條・第七十四條）

附則

第一條を次のように改める。

（目的）

第一條 この条例は、公害その他の生活環境の保全上の支障の防止のための措置並びに日常生活及び事業活動における環境への負荷の低減を図るための措置に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全を目的とする法令と相まつて、生活環境の保全に関する施策を推進し、もつて現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

第二條第九項を同条第十項とし、同条第三項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この条例において「環境への負荷」とは、山梨県環境基本条例（平成十六年山梨県条例第二号。以下「環境基本条例」という。）（第一条第一号に規定する環境への負荷をいう）。

第二條の次に次の章名及び節名を付する。

第二章 公害の防止のための措置

第一節 事業者の責務

第三條の見出しを削り、同条第一項中「又は市町村」を削り、同条第四項を削り、同

条第五項を同条第四項とする。

第四條から第七條まで、「第二章 公害の防止に関する基本的施策」及び第八條から第十九條までを次のように改める。

第四條から第十九條まで 削除

「第三章 工場等に関する規制」を削る。

「第一節 特別規制基準」を削る。

第二十條の前に次の節名及び款名を付する。

第二節 工場等に関する規制

第一款 特別規制基準

「第二節 規制基準」を削る。

第二十一條の前に次の款名を付する。

第二款 規制基準

「第三節 工場等」を削る。

第二十三條の前に次の款名を付する。

第三款 工場等

第三十條第一項中「以下」の下に「この節において」を加える。

「第四節 特定建設作業」を削る。

第四十條の前に次の款名を付する。

第四款 特定建設作業

「第四章 その他の規制」を削る。

第四十二條の前に次の節名を付する。

第三節 その他の規制

第四十二條の見出し中「制限」を「禁止」に改め、同条中「ゴム、ビッチ、皮革等燃焼の際ばい煙」を「燃焼に伴つてばい煙、ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）（第一条第一項に規定するダイオキシン類をいう。）」に改め、「であつて」の下に「ゴム、合成樹脂、油その他」を加え、「多量に」を「焼却炉、ボイラー等の燃焼設備を使用して燃焼させる場合その他規則で定める場合を除くほか」に、「焼却炉の使用等適切な処理方法により燃焼させる場合は」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）（第一条第一項に規定する廃棄物にあつては）」に改める。

第四十三條中「何人も」を削り、「定めるものを含む」を「定めるもの（以下この条において「有害物質」という。）を取り扱う者（事業活動に伴つて付随的に有害物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者を含む。）であつて次の各号のいずれかに該当するものは、その取扱いに係る」に改め、「含む）」の下に「であつて規則で

定める要件に該当するもの」を加え、同条に次の各号を加える。

- 一 有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する者（水質汚濁防止法第二条第七項に規定する特定地下浸透水を排出する者を除く。）
- 二 ダイオキシソキソソ類対策特別措置法第二条第二項の規定に基づきダイオキシソキソソ類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二に定める特定施設を設置する者

第四十七条の次に次の節名を付する。

第四節 規制以外の措置

第四十八条を次のように改める。

（環境上の基準）

第四十八条 知事は、必要があると認めるときは、大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の条件について、それぞれ県民の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定めることができる。

第五十九条を第七十三条とし、第五十八条を第七十二条とする。

第五十七条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「第四十九条」を「第六十三条」に改め、同条第五号中「第五十条第一項」を「第六十四条第一項」に改め、同条を第七十一条とする。

第五十六条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第七十条とする。

第五十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第六十九条とする。

第五十四条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第六十八条とする。

第五章中第五十三条を第六十七条とする。

第五十二条第一号中「第二条第三項」を「第二条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第一号から第四号までを次のように改める。

二 第二十条及び第二十一条に規定する規制基準

三 第四十八条に規定する基準

四 第四十九条に規定する計画

五 第五十二条に次の一号を加える。

五 第六十一条第一項に規定する廃棄物総合計画

第五十二条を第六十六条とし、第五十一条を第六十五条とする。

第五十条第一項中「この条例」を「第二章の規定」に改め、同条を第六十四条とする。

第四十九条中「この条例」を「第二章の規定」に改め、同条を第六十三条とする。

第四十八条の次に次の一条及び二章を加える。

（地域公害防止計画）

第四十九条 知事は、必要に応じ、関係市町村の長の意見を聴き、当該地域の実情に応じた公害の防止に関する計画を策定し、及びこれを実施するものとする。

第三章 その他の生活環境の保全上の支障の防止のための措置

（光害の防止）

第五十条 何人も、屋外において照明器具を使用するときは、安全の確保その他の照明器具の使用の目的を確保しつつ、当該照明器具から照射される光の量を必要最小限のものとする。照射の対象の範囲の外に漏れる光の量をできるだけ少ないものとする。こと等により、光害（照明器具から照射される光の量又は方向により、不快感、信号等の重要情報を認知する能力の低下等人の活動及び動植物（人の生活に密接な関係のあるものに限る。）の生育に悪影響が生ずることをいう。）が生じないように努めなければならない。

（サーチライト等の使用の禁止）

第五十一条 何人も、屋外においてサーチライト等（隔地の対象物を照射する機能を有する照明器具であつて、サーチライト、投光器その他これらに類するものをいう。）を、自己が所有し、又は占有する物に照射する方法以外の方法で使用してはならない。ただし、犯罪の捜査、遭難者の捜索その他規則で定める場合は、この限りでない。

（行為の停止）

第五十二条 知事は、前条の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、当該行為の停止を命ずることができる。

第四章 日常生活及び事業活動における環境への負荷の低減を図るための措置

第一節 自動車の使用に伴う大気汚染等の防止

（自動車を使用する者等の責務）

第五十三条 自動車（原動機付自転車を含む。以下この節において同じ。）を使用する者は、必要な整備を行うこと、自動車を効率的に使用すること、公共交通機関を利用すること等により、自動車の使用に伴う環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 自動車を購入しようとする者は、自動車排出ガスが発生しないか又はその発生量が相当程度少ない自動車（以下この節において「低公害車」という。）を購入するよう努めなければならない。

（駐車時の原動機の停止）

第五十四条 自動車を運転する者は、自動車を駐車している間は、原動機を停止しなければならない。ただし、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十三条に規定する緊急自動車を当該緊急自動車の用務を行うために使用する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

- 2 事業者は、その事業の用に供する自動車を運転する者に対し、前項本文に規定する原動機の停止を行うように指導し、又は周知しなければならない。
- 3 他人に使用させることを目的とする駐車場を設置し、又は管理する者は、当該駐車場の使用者に対し、第一項本文に規定する原動機の停止を行うように周知しなければならない。

(自動車の環境情報の周知)

第五十五条 自動車の販売を業とする者は、販売する自動車であつて規則で定めるものの使用に伴い発生する窒素酸化物その他の規則で定める環境への負荷に関する項目の情報(以下この条において「環境情報」という。)が記載された書面を当該自動車を購入しようとする者に交付し、当該自動車に係る環境情報の説明を行うように努めなければならない。

(自動車の使用に伴う環境負荷の低減に資する施策の推進)

第五十六条 県は、低公害車の使用の促進、道路の構造の改善その他の自動車の使用に伴う環境への負荷の低減に資する施策を推進するものとする。

第二節 生活排水による水質の汚濁の防止

(日常生活等に伴う水質の汚濁の防止)

第五十七条 何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず及び廃食用油を適正に処理すること、洗剤を適正に使用すること等が心掛けることにより、日常生活に伴つて排出される水による水質の汚濁を防止するように努めなければならない。

2 何人も、キャンプ活動その他の野外活動を行うときは、調理に使用した油を回収すること、食用に供されなかつた食品を持ち帰ること等が心掛けることにより、当該野外活動に伴つて排出される水による公共用水域の水質の汚濁を防止するように努めなければならない。

(生活排水対策に関する施策の推進)

第五十八条 知事は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、市町村と連携して、生活排水の処理施設の効率的な整備に関する広域的な計画を策定し、その整備の促進に努めるものとする。

2 県は、下水道の整備、浄化槽の設置その他の生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための対策を実施する市町村に対し、必要な支援を行うように努めるものとする。

第三節 廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処分

(事業活動における廃棄物等の発生抑制等)

第五十九条 事業者は、その事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等(環境基本条例第十条に規定する廃棄物等をいう。以下この節において

同じ。)となることを抑制するために必要な措置その他の廃棄物等の発生抑制、廃棄物等のうち資源となるものの再使用、再生利用等の循環的な利用及び廃棄物等のうち資源とならないものの適正な処分(以下この節において「廃棄物等の発生抑制等」という。)のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する廃棄物等の発生抑制等に関する施策に協力しなければならない。

(日常生活における廃棄物等の発生抑制等)

第六十条 県民は、日常生活において、製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること等により、廃棄物等の発生を抑制し、並びに廃棄物等のうち資源となるものの循環的な利用及び廃棄物等のうち資源とならないものの適正な処分を促進するように努めなければならない。

2 県民は、県が実施する廃棄物等の発生抑制等に関する施策に協力しなければならない。

(廃棄物総合計画)

第六十一条 知事は、廃棄物等の発生抑制等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、廃棄物等の発生抑制等に関する総合的な計画(以下「廃棄物総合計画」という。)を策定するものとする。

2 廃棄物総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 廃棄物等の発生抑制等に関する施策についての基本的な方針
- 二 廃棄物等の発生抑制等に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、廃棄物等の発生抑制等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、事業者、県民及び市町村と連携して廃棄物総合計画の推進に努めるものとする。

(産業廃棄物処理計画の作成等)

第六十二条 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。)を生ずる事業場を設置している事業者として規則で定めるもの(次項において「多量排出事業者」という。)は、規則で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、知事に提出しなければならない。

2 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

3 知事は、第一項の計画及び前項の実施の状況について、規則で定めるところにより、公表するものとする。

第七十三条の次に次の一条を加える。
第七十四条 第五十二条の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に屋外においてこの条例による改正後の山梨県生活環境の保全に関する条例第五十一条に規定するサーチライト等を自己が所有し、又は占有する物に照射する方法以外の方法で使用している者については、この条例の施行の日から六月を経過する日までの間は、同条の規定は適用しない。

(山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

3 山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例(昭和四十五年山梨県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「山梨県公害防止条例」を「山梨県生活環境の保全に関する条例」に改める。

(山梨県工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

4 山梨県工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例(昭和四十七年山梨県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「山梨県公害防止条例」を「山梨県生活環境の保全に関する条例」に改める。

(山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

5 山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第二十六項中「山梨県公害防止条例」を「山梨県生活環境の保全に関する条例」に改め、同項中「第四十九条」を「第六十三条」に改め、同項中「第五十条第一項」を「第六十四条第一項」に改める。

第二条の表第二十七項中「者」の下に「であつて、同条第一号に該当するもの」を加え、同項中「第四十九条」を「第六十三条」に改め、同項中「第五十条第一項」を「第六十四条第一項」に改める。

山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第四十四号

山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例
山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例(平成六年山梨県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条から第七条までを次のように改める。

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

二 八ヶ岳南麓(北杜市のうち高根町、長坂町及び大泉町並びに北巨摩郡小淵沢町並びにそれらの周辺の地域をいう。)の自然に関する情報の提供に関する業務

三 自然環境に関する知識の習得のための体験学習の機会の提供に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第六条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、センターの効用を発揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(休館日)

第七条 展示学習施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる日が七月二十日から八月三十一日までの日である場合には、休館日としな
いものとする。

一 火曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。))である場合を除く。(

二 休日の翌日(この日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。))

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

第八条を第十三条とし、第七条の次に次の五条を加える。

(開館時間)

第八条 展示学習施設の開館時間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 一月、二月及び十二月 午前九時から午後四時まで

二 三月から六月まで、十月及び十一月 午前九時から午後五時まで

三 七月から九月まで 午前九時から午後六時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、同項の開館時間を変更することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第九条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第五条各号に掲げる業務の実施の状況

二 センターの管理の業務に係る収支の状況

三 前二号に掲げるもののほか、センターの管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

(行為の禁止)

第十条 センターにおいては、正当な理由がなく次に掲げる行為をしてはならない。

一 施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。

二 木竹を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。

三 土石、木竹等の物件を堆積すること。

四 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。

五 動物を捕獲し、又は殺傷すること。

六 たき火をすること。

七 立入禁止区域内に立ち入ること。

八 指定された場所以外の場所に車馬を乗り入れること。

九 はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。

(行為の制限)

第十一条 センターにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 物品を販売し、又は頒布すること。

二 集会、展示会その他これらに類する催しを行うこと。

三 募金、署名活動その他これらに類する催しを行うこと。

四 ロケーションをすること。

2 知事は、前項の許可にセンターの管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第十二条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、前条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは同条第二項の条件を変更し、又は行為の中止、

原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

一 第十条又は前条第一項の規定に違反した者

二 前条第二項の規定による許可に付した条件に違反した者

三 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例第四条及び第六条の規定の例により、山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンターの管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第四十五号

山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年山梨県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第七条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「破産」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改め

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県立地域産業振興センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第四十六号

山梨県立地域産業振興センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立地域産業振興センター設置及び管理条例(平成五年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第三条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に山梨県立郡内地域産業振興センター(以下「センター」という。)の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 地域で生産される工業製品、農産物等の展示に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

第六条を削る。

第五条第一項第四号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(指定の手続)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、センターの効用を發揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、センターの平等な利用を確保することができるものであること。
- 四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

第七条及び第八条を次のように改める。

(利用時間)

第七条 センターの利用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、利用時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第八条 センターの会議室を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

3 第一項の承認を受けた者は、第九条第二項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

第九条に見出しとして「(利用料金)」を付し、同条第一項中「ものを」を「者」に、「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条第二項中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第十条を第十二条とし、第九条の次に次の二条を加える。

(利用料金の還付)

第十条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、センターの会議室を利用する者がその責に帰することのできない理由により利用することができなかった場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第十一条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 センターの管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立地域産業振興センター設置及び管理条例第三条及び第五条の規定の例により、山梨県立郡内地域産業振興センターの管理に関し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第四十七号

山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例（平成六年山梨県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第三条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨（以下「アイメッセ山梨」という。）の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認に関する業務
 - 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
- 第六条を削る。

第五条ただし書を次のように改める。

ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(指定の手続)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、アイメッセ山梨の効用を発揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、アイメッセ山梨の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、アイメッセ山梨の平等な利用を確保することができるものであること。

四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

第七条から第九条までを次のように改める。

(利用時間)

第七条 アイメッセ山梨の利用時間は、午前七時から午後十時までとする。ただし、準備又は撤去のために利用する場合にあっては、午前零時から午後十二時までとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、同項本文の利用時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第八条 アイメッセ山梨を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - 二 施設又は設備器具を破損するおそれがあると認められるとき。
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。
- 3 第一項の承認を受けた者（次条並びに第十条第一項及び第三項において「利用者」という。）は、第十条第二項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しな

ればならない。

(承認の取消し)

第九条 指定管理者は、利用者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

第十条に見出しとして「(利用料金)」を付し、同条第一項及び第二項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同項第一号中「別表」を「別表第一」に改め、同項第二号中「規則で」を「別表第二」に改め、同条第三項中「管理受託者」を「指定管理者」に、「その他管理受託者が特別の理由があると認める」を「又はアイメッセ山梨を利用しようとする日の三十日前までに第八条第一項の承認の取消しを利用者が申し出た」に改め、同条第四項中「管理受託者は、特別の理由があると認めるとき」を「指定管理者は、規則で定める場合」に改める。

第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(事業報告書の作成及び提出)

第十一条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況

二 アイメッセ山梨の管理の業務に係る収支の状況

三 利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、アイメッセ山梨の管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

別表第一号の表備考1中「管理受託者が定める」を「午前七時から午後十時までの」に改め、同表備考2を次のように改める。

2 入場料金を徴収する場合の利用料金の基準額は、この表基準額の欄に掲げる額に次のイからニまでに掲げる区分に従いそれぞれ当該イからニまでに定める率を乗じて得た額を、同欄に掲げる額に加算した額とする。この場合において、徴収する入場料金の額が複数あるときは、当該入場料金の最高金額を入場料金として、イからニまでに定める率を適用するものとする。

イ 徴収する入場料金の額が三千円未満である場合 二割

ロ 徴収する入場料金の額が三千円以上八千円未満である場合 五割

ハ 徴収する入場料金の額が八千円以上一万円未満である場合 七割

ニ 徴収する入場料金の額が一万円以上である場合 十割

別表第二号の表中「二、七三〇円」を「二、〇四〇円」に、「九四〇円」を「七〇〇

円」に改める。
別表第三号の表に次のように加える。

音響設備	全面利用	利用日一日まで	一〇、五〇〇円
	三分の二利用		
	三分の一利用	利用日一日まで	五、二五〇円

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二(第十条関係)

品名	単位(一日につき)	基準額
一 折り畳み式テーブル(幕板のないものに限る。)	一脚	一〇〇円
二 折り畳み式テーブル(幕板のあるものに限る。)	一脚	一六〇円
三 折り畳み式ステージ	一台	一、九九〇円
四 講演用演台(書見台及び花台を含む。)	一式	四、二〇〇円
五 司会者用演台	一台	五二〇円
六 折り畳み式いす	一脚	六〇円
七 表彰盆	一枚	三二〇円
八 垂れ幕用パトン	一本	五二〇円
九 展示用パネル	一枚	五二〇円
十 ついたて	一枚	一、〇五〇円
十一 パーティションスタンド(パーティションロープを含む。)	一組	五二〇円
十二 トランシーバー	一台	五二〇円

十三	マイクロホン（ワイヤレスマイク クローンを除く。）	一本	五二〇円
十四	ワイヤレスマイクロホン	一本	一、〇五〇円
十五	マイクスタンド（大型を使用す る場合に限る。）	一台	三二〇円
十六	マイクスタンド（小型を使用す る場合に限る。）	一台	二二〇円
十七	ビデオプロジェクター	一式	五、二五〇円
十八	オーバーヘッドプロジェクター	一台	二、六二〇円
十九	スライド用映写機	一台	三、一五〇円
二十	可動式スクリーン	一式	一、五七〇円
二十一	高所作業車	一台	二、一〇〇円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 知事は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例（次項において「新条例」という。）第三条及び第五条の規定の例により、山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨の管理に関し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

3 この条例による改正前の山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例第三条の規定によりされた許可であつて、当該許可に係る施設の利用の日が施行日後であるものは、新条例第八條第一項の規定によりされた利用の承認とみなす。

山梨県立富士ビクターセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第四十八号

山梨県立富士ビクターセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立富士ビクターセンター設置及び管理条例 昭和四十五年山梨県条例第四十号の一部を次のように改正する。

第三条中「ビクターセンター」を「山梨県立富士ビクターセンター（以下「ビクターセンター」という。）」に改める。

第八条を第十一条とし、第七条を削る。

第六条を第十条とし、同条の前に次の二条を加える。

（開館時間）

第八条 ビクターセンターの開館時間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 一月、二月及び十二月 午前九時から午後四時まで

二 三月から六月まで、十月及び十一月 午前九時から午後五時まで

三 七月から九月まで 午前九時から午後六時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

（事業報告書の作成及び提出）

第九条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第五条各号に掲げる業務の実施の状況

二 ビクターセンターの管理の業務に係る収支の状況

三 前二号に掲げるもののほか、ビクターセンターの管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

第五条を削る。

第四条第一項第二号中「日曜日」の下に「又は土曜日」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

第四条第三項を削り、同条を第七条とする。

第三条の次に次の三条を加える。

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にビジターセンターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 二 山梨県の観光案内に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第六条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、ビジターセンターの効用を發揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、ビジターセンターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立富士ビジターセンター設置及び管理条例第四条及び第六条の規定の例により、山梨県立富士ビジターセンターの管理に関し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県条例第四十九号

山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例（平成十年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第三条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に山梨県立フラワーセンター（以下「センター」という。）の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 花きの植栽、展示及び提供に関する業務
- 四 花きに関する講習会及び催しの実施に関する業務
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

第五条第一項中「又は第二号」を削り、同項第一号中「（以下「休日」という。）」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「翌年一月一日まで」を「翌年の一月一日までの日」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休園日に開園し、又は休園日以外の日に休園することができる。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(指定の手続)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、センターの効用を發揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるもので

あること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

第七条及び第八条を次のように改める。

(開園時間)

第七条 センターの開園時間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 一月から三月まで、十一月及び十二月 午前九時から午後四時まで

二 四月、九月及び十月 午前九時から午後五時まで

三 五月から八月まで 午前九時から午後六時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、開園時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第八条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 施設又は設備器具若しくは花きを損傷するおそれがあると認められるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

3 第一項の承認を受けた者は、第十条第二項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

第九条を第十四条とし、第八条の次に次の五条を加える。

(承認の取消し)

第九条 指定管理者は、センターを利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

(利用料金)

第十条 センターを利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

(利用料金の還付)

第十一条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、センターを利用する者がその責に帰することのできない理由により利用することができなかった場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第十二条 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第十三条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況

二 センターの管理の業務に係る収支の状況

三 利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

別表中「(第四条関係)」を「(第十条関係)」に改め、「入園料」を「利用料金限度額」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例第三条及び第五条の規定の例により、山梨県立フラワーセンターの管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

山梨県卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第五十号

山梨県卸売市場条例の一部を改正する条例

山梨県卸売市場条例(昭和四十六年山梨県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「行なつ」を「行つ」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法
第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十七条第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十五条の許可を受けて開設されている地方卸売市場（次項において「既設地方卸売市場」という。）を開設している者は、この条例による改正後の山梨県卸売市場条例（以下「新条例」という。）の規定により必要となる業務規程の変更につき、この条例の施行の日から起算して十月を経過する日までに、新条例第十七条第一項の規定による承認の申請をしなければならない。

3 既設地方卸売市場の業務規程は、この条例の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の承認の処分があつた既設地方卸売市場にあつては当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の承認又は変更の承認の拒否の処分がなかつた既設地方卸売市場にあつては当該変更の承認又は変更の承認の拒否の処分があつた日（当該変更の承認の処分があつた日後に当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日））までは、新条例の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と新条例の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、新条例の規定は、適用しない。

山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第五十一号

山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例

山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例（昭和四十三年山梨県条例第二十五号）の全部を改正する。

(設置)

第一条 家畜の生産及び育成を行い、もつて畜産の振興に資するため、八ヶ岳牧場を設置する。

(名称及び位置)

第二条 牧場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立八ヶ岳牧場
位置 北杜市及び北巨摩郡小淵沢町

(指定管理者による管理)

第三条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に山梨県立八ヶ岳牧場（以下「牧場」という。）の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 家畜の飼養管理及び改良増殖に関する業務
- 四 牧草の栽培に関する業務
- 五 家畜排せつ物のたい肥化に関する業務
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、牧場の効用を発揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、牧場の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、牧場の平等な利用を確保することができるものであること。
- 四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(利用の承認等)

第六条 牧場をしようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により利用の承認を受けようとする者は、あらかじめ牧場の利用に係る家畜について、知事の指定する期日及び場所において知事の実施する検査を受けなければならない。

ればならない。

3 指定管理者は、前項の検査の結果、当該家畜が伝染病に感染しているおそれがあると認められたときは、第一項の承認をしないものとする。

4 第一項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、第八条第二項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

（承認の取消し）

第七条 指定管理者は、利用者の利用に係る家畜が疾病、悪癖等により、放牧に適さないと認めるときは、前条第一項の承認を取り消すものとする。

（利用料金）

第八条 利用者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

（事業報告書の作成及び提出）

第九条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況

二 牧場の管理の業務に係る収支の状況

三 利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、牧場の管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

（委任）

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 知事は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、第三条及び第五条の規定の例により、牧場の管理に関し、地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

3 この条例による改正前の山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例（次項において「旧条例」という。）第四条第一項の規定によりされた許可であつて、当該許

可に係る施設の利用の日が施行日後であるものは、第六条第一項の規定によりされた利用の承認とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第四条第一項の規定により許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第八条関係）

一 放牧に係る利用料金の限度額

区 分	単 位	利用料金限度額	
		五月一日から十月三十一日まで の間	十一月一日から翌年の四月三十日までの間
生後十二月未満の牛	一頭一日	一六〇円	三六〇円
生後十二月以上二十四月未満の牛		三二〇円	四二〇円
生後二十四月以上の牛		三六〇円	四七〇円
馬		三六〇円	
その他規則で定める家畜		一六〇円	

二 牛の種付けに係る利用料金の限度額

区 分	単 位	利用料金限度額
自然交配	一 回	五、二五〇円
人工授精		五、二五〇円
受精卵移植		一〇、五〇〇円

山梨県立まきば公園設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第五十二号

山梨県立まきば公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立まきば公園設置及び管理条例(平成六年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。
(指定管理者による管理)

第四条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第二項の規定により、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)にまきば公園の管理を行わせるものとする。

第十一条を第十三条とする。

第九条及び第十条を削り、第八条を第十二条とし、第七条を第十一条とし、第六条を第十条とする。

第五条の見出しを「(休園日)」に改め、同条第一項中「自由広場、動物ふれあい広場、ポニー広場、水遊び広場及び羊牧場」を「まきば公園」に、「休業日」を「休園日」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 十一月十一日から翌年の四月十九日までの日

第五条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休園日に開園し、又は休園日以外の日に休園することができる。

第五条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(開園時間)

第八条 まきば公園の開園時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、開園時間を変更することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第九条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第五条各号に掲げる業務の実施の状況

二 まきば公園の管理の業務に係る収支の状況

三 前二号に掲げるもののほか、まきば公園の管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

第四条の次に次の二条を加える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

- 二 動物の飼養管理に関する業務
- 三 牧草の栽培に関する業務
- 四 畜産に関する知識の普及のための催しの実施に関する業務
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第六条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、まきば公園の効用を発揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、まきば公園の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立まきば公園設置及び管理条例第四条及び第六条の規定の例により、山梨県立まきば公園の管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第二項に規定する指定管理者を指定することができる。

山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第五十三号

山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例

山梨県道路法施行条例(平成十二年山梨県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「一件につき千五百円」を「当該受けよとする許可に係る一通行経路ごとに二百円」に改める。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第五十四号

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例

山梨県都市公園条例（昭和三十九年山梨県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 都市公園の管理（第三条 第九条）

第三章 指定管理者による管理（第十条 第十七条）

第四章 監督（第十八条 第二十三条）

第五章 雑則（第二十四条 第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条 第三十一条）

附則

第二条第三号中「使用料」の下に「又は利用料金」を加える。

第三条及び第四条を削る。

第二章中第五条を第三条とし、第六条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（休業日及び利用時間）

第五条 公園施設の休業日及び利用時間は、別表第二のとおりとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休業日に営業し、若しくは休業日以外の日に休業し、又は利用時間を変更することができる。

第七条第二項中「第五条第五号」を「第三条第五号」に改め、同条を第六条とする。

第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十条の見出しを「（使用料等）」に改め、同条第一項中「第六条第一項又は第七条」を「第四条第一項又は第六条」に改め、同項第一号中「第六条第一項各号」を「第四条第一項各号」に、「施設」を「公園施設」に、「別表第二」を「別表第三」に、「（行為）」を「（当該行為）」に改め、「同表第一号の表から同表第三号の表までに該当する場合で、当該行為又は利用等に係る許可が」を削り、「として同項の規定により消費税を課される」を「に該当し、かつ、同法第六条第一項の規定により消費税の非課税のもの

に該当しない」に、「これらの表」を「同表」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第六条の許可を受けた利用については、別表第四に定める額

第十条を第九条とし、第十一条を削る。

第二十五条を第三十一条とし、第二十四条を第三十条とする。

第二十三条第一号中「第五条」を「第三条」に改め、同条第二号中「第六条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第三号中「第九条」を「第八条」に改め、同条を第二十九条とする。

第五章を第六章とする。

第四章中第二十二條を第二十八條とする。

第二十一条中「第五条から第十一条まで、第十八条及び第十九条」を「第三条、第四条、第七条から第九条まで、第二十四条及び第二十五条」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十条を第二十六条とし、第十九条を第二十五条とし、第十八条を第二十四条とする。

第四章を第五章とする。

第三章中第十七条を第二十三条とし、第十二条から第十六条までを六条ずつ繰り下げる。

第三章を第四章とする。

第二章の次に次の一章を加える。

第三章 指定管理者による管理

（指定管理者による管理）

第十条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の第二項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に別表第五の上欄に掲げる都市公園の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第十一条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 公園施設及び設備器具の維持保全に関する業務

二 有料公園施設の利用の承認に関する業務

三 別表第五の上欄に掲げる都市公園ごとに、それぞれ同表の下欄に定める業務

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

（指定の手続）

第十二条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。
 - 一 事業計画の内容が、都市公園の効用を発揮することができるものであること。
 - 二 事業計画の内容が、都市公園の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
 - 三 事業計画の内容が、都市公園の平等な利用を確保することができるものであること。
 - 四 事業計画に沿つた管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(指定管理者の管理する公園施設の休業日及び利用時間)

第十三条 第五条ただし書の規定にかかわらず、指定管理者が管理する公園施設にあつては、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休業日に営業し、若しくは休業日以外の日に休業し、又は利用時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第十四条 第六条第一項の規定にかかわらず、指定管理者が管理する有料公園施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者が当該承認に係る有料公園施設内に第三条第五号の広告を表示しようとする場合は、指定管理者の承認を受けて同号の広告を表示することができる。

3 指定管理者は、前二項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - 二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - 三 宿泊施設にあつては、衛生上支障があると認められるとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。
- 4 第一項又は第二項の承認を受けた者は、第十六条第一項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

(承認の取消し)

第十五条 有料公園施設を管理する指定管理者は、当該有料公園施設を利用する者が前条第三項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項又は第二項の承認を取り消すものとする。

(利用料金等)

第十六条 第十四条第四項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金の額は、別表第六に定める額の範囲内において、知事の承認を受け

て指定管理者が定める。

3 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

4 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、有料公園施設を利用する者の責に帰することができない理由によつて利用できなかった場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第十七条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第十一条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 都市公園の管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、都市公園の管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

別表第二中「(第十条関係)」を「(第十六条関係)」に改める。

別表第二第一号から第三号までを削る。

別表第二第四号の表体育館(本館競技場)の項及び体育館(別館競技場)の項中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表第二第四号の表スポーツ会館(宿泊施設)の項中「使用料の額」を「利用料金の限度額」に改める。

別表第二第四号の表備考中2を削り、3を2とし、同号を別表第二第一号とする。

別表第二第五号の表球技場、体育館(本館競技場)及び体育館(別館競技場)の項中「使用料」を「利用料金」に改め、同表武道館(競技場)及び武道館(第一武道場、第二武道場、弓道場及び相撲場)の項中「使用料の額」を「利用料金の額」に、「使用料の額」を「利用料金の限度額」に改める。

別表第二第五号の表アイヌアリーナの項中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表第二第五号の表陸上競技場(会議室)の項中「三九〇円」を「四八〇円」に改める。

別表第二第五号の表備考中2を削り、3を2とし、4を削り、5を3とし、同表備考6中「第七条第一項の許可」を「第十四条第一項の承認」に改め、同表備考中6を4とし、同号を別表第二第二号とする。

別表第二第六号の表体育館(本館競技場)及び体育館(別館競技場)の項中「使用

料」を「利用料金」に改める。

別表第二第六号口の表体育館（会議室）の項中、「三九〇円」を「四八〇円」に改め、同表陸上競技場（会議室）の項中、「三九〇円」を「二九〇円」に改める。

別表第二第六号の表備考中2を削り、3を2とし、同号を別表第二第三号とする。

別表第二第七号イの表中、「ラグビー場」を「ラグビー場（メイン）」に、「一五、七五〇円」を「一四、五四〇円」に、「三九、九〇〇円」を「三六、三五〇円」に、「一、一五〇円」を「一、〇二〇円」に、「五七〇円」を「五〇〇円」に、「三、五七〇円」を「三、二五〇円」に、「一、七八〇円」を「一、六二〇円」に、「五、五六〇円」を「五、一〇〇円」に、「二、七三〇円」を「二、五五〇円」に、「七、九八〇円」を「七、二七〇円」に、「三、九九〇円」を「三、六三〇円」に改め、同表に次のように加える。

ラグビー場 (サブ)	有料大会等のために利用する場合	入場料金総額の二〇分の一に相当する額。ただし、その相当する額が一二、八〇〇円に満たないときは一二、八〇〇円とし、その相当する額が三二、〇〇〇円を超えるときは三二、〇〇〇円とする。	八九〇円 高校生以下にあつては、四四〇円	二、八六〇円 高校生以下にあつては、一、四三〇円	四、四九〇円 高校生以下にあつては、二、二四〇円	六、四〇〇円 高校生以下にあつては、三、二〇〇円	/
---------------	-----------------	---	-------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	---

別表第二第七号口の表管理棟（会議室）の項中、「三九〇円」を「二九〇円」に改める。

別表第二第七号の表備考中2を削り、3を2とし、同号を別表第二第四号とする。

別表第二第八号を同表第五号とする。

別表第二第九号を削る。

別表第二第十号の表中、「三九〇円」を「二九〇円」に改める。

別表第二第十号の表備考中2を削り、3を2とし、同号を別表第二第六号とする。

別表第二第十一号イの表中、「入館料」を「利用料金限度額」に改める。

別表第二第十一号口の表中、「使用料の額」を「利用料金の限度額」に、「備考5」を「備考4」に改める。

別表第二第十一号口の表備考1中、「使用料の額」を「利用料金の限度額」に改め、同表備考2中、「使用料」を「利用料金の限度額」に、「徴収する」を「算定して得た額とする」に改め、同表備考3を削り、同表備考4を同表備考3とし、同表備考5を同表備考4とする。

別表第二第十一号八の表備考を次のように改める。

備考 利用時間がこの表の区分による時間を超過する場合は超過時間に対する利用料金の限度額は、全日の金額を時間割により算定して得た額とする。この場合において、その超過時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間とする。

別表第二十一号を同表第七号とする。

別表第二十二号イの表中「金額」を「利用料金限度額」に改め、同号を別表第二十八号とする。

別表第二十八号の次に次の二号を加える。

九 設備又は器具を利用する場合

設備又は器具の名称	単位	利用料金限度額	摘要
放送設備（一〇〇ワット以下）	一式半日	一、七八〇円	一 半日を 超えて使 用する場 合は、半 日の利用 料金の二 倍の額と する。
放送設備（一〇一ワット以上二〇〇ワット以下）	一式半日	三、五七〇円	
放送設備（二〇一ワット以上三〇〇ワット以下）	一式半日	五、三五〇円	
放送設備（三〇一ワット以上）	一式半日	七、〇三〇円	二 アマチ ユアスポ ーツ以外 のために 観客から 入場料金 を徴収し て行う大 会等にお いて利用 する場合 にあつて は、それ ぞれの利 用料金の 限度額の 二倍に相 当する額 とする。
放送装置	一式半日	一、七八〇円	
シャワー	一人一回	二二〇円	
浴室	一人一回	二六〇円	
コインロッカー	一回	五〇円	
野球場スコアボード	一式半日	一、一五〇円	
自動審判時計システム	一式半日	一、七八〇円	
競技判定装置及び電光掲示板（アイスアリーナ）	一式半日	一、七八〇円	
電光掲示板（体育館及び武道館）	コート一式半日	一、一五〇円	
電光掲示板（陸上競技場）	一式一時間	四、二〇〇円	

ブリーチャー（体育館）	一式半日	三、五七〇円
ブリーチャー（武道館）	片側一式半日	三、五七〇円
マイク	一個半日	三八〇円
録音再生装置	一式半日	三八〇円
テント	一張半日	三八〇円
パラソル	一本半日	二二〇円
机	一脚一回	六〇円
いす	一脚一回	六〇円
ストップウォッチ	一個半日	二二〇円
陸上競技用器具（山梨県小瀬スポーツ公園陸上競技場）	全種目一式半日	二、三二〇円
陸上競技用器具（山梨県富士北麓公園陸上競技場及び山梨県小瀬スポーツ公園補助競技場）	一種目一式半日	六〇円
鋼製巻尺	一個半日	二二〇円
高度尺	一個半日	二二〇円
バスケットボール競技用器具	コート一式半日	三三〇円
バレーボール競技用器具	コート一式半日	三三〇円
ハンドボール競技用器具	コート一式半日	三三〇円
バドミントン競技用器具	コート一式半日	二二〇円
バドミントン競技用マット	コート一式半日	八八〇円
卓球競技用器具	一台一式半日	二二〇円

体操競技用器具	一種目一式半日	一九〇円
フェンシング競技用器具	一式半日	八八〇円
レスリング競技用マット	一コート一式半日	八八〇円
柔道競技用器具	一試合場一式半日	一一〇円
柔道競技用畳	一試合場一式半日	八八〇円
ウェイトリフティング競技用器具	一式半日	八八〇円
ピアノ	一台半日	一、七八〇円
光波測定機	一個一式半日	六五〇円
剣道競技用器具	一試合場一式半日	一一〇円
空手道競技用器具	一試合場一式半日	一一〇円
空手道競技用マット	一試合場一式半日	八八〇円
少林寺拳法競技用器具	一試合場一式半日	一一〇円
少林寺拳法競技用マット	一試合場一式半日	八八〇円
サンドバッグ	一本半日	一一〇円
双眼鏡	一個半日	一一〇円
投影機	一式半日	六、六一〇円
シヨートトラックスピードスケート競技用器具	一式半日	八八〇円
アイスホッケー競技用器具	一式半日	三三〇円
寝具	一組一泊	二四〇円
ポロカヌー	一式一時間	二三〇円

カナディアンカヌー	一式一時間	三四〇円
カヌーポロ競技用器具	一式一時間	九五〇円
カヌースラローム競技用器具	一式一時間	三二〇円
ターゲットバードゴルフ競技用器具(クラブ)	一本一日	二二〇円
ターゲットバードゴルフ競技用器具(ボール)	一個一日	三二〇円
自転車	一台一時間	一〇〇円
四輪自転車(一人乗り)	一台一時間	一〇〇円
四輪自転車(二人乗り)	一台一時間	二二〇円

備考

- 1 入場料金とは、いかなる名義をもつてするを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。
 - 2 半日とは、午前八時三〇分から正午まで、正午から午後五時三〇分まで又は午後五時三〇分から午後九時までをいう。
 - 3 柔道競技用畳の利用とは、柔道場又は第二武道場以外に移動して利用する場合をいう。
 - 4 一時間を単位として利用する場合において、利用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数を一時間とする。ただし、カヌー場の利用の区分を午前又は午後として利用する場合において、当該区分に属する時間の全部についてポロカヌー、カナディアンカヌー、カヌーポロ競技用器具又はカヌースラローム競技用器具を利用するときは、この限りでない。
 - 5 一日とは、午前九時から午後五時までをいう。
- 十 屋外照明を利用する場合

陸上競技場	区 分		単 位	利用料金限度額	摘 要
	全点灯	三分の二点灯			
	全点灯	三分の二点灯	一時間	四六、二〇〇円	アマチュアスポーツ以外のために観客から入場料金
			一時間	三一、五〇〇円	

庭球場	全点灯	一時間	一五、七五〇円	を徴収して行う大会等に於いて利用する場合は、それぞれの利用料金の限度額の二倍に相当する額とする。
	十五分の二点灯	一時間	六、一九〇円	
球技場	全面点灯	一時間	一、六八〇円	
	半面点灯	一時間	八四〇円	

備考 入場料金とは、いかなる名義をもつてするを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

別表第二第十三号の表中「第七条第二項」を「第十四条第二項」に、「金額」を「利用料金限度額」に改め、同号を別表第二十一号とする。

別表第二を別表第六とし、別表第一の次に次の四表を加える。

別表第二（第五条関係）

一 休業日

イ 有料公園施設の休業日

区 分	休 業 日	摘 要
山梨県緑が丘スポーツ公園及び山梨県御勅使南公園の有料公園施設	一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その翌日の一月三日までの日） 二 二月二十九日から翌年の一月三日までの日	四月三〇日から五月五日までの日は、休業日としないものとする。
山梨県小瀬スポーツ公園及び山梨県富士北麓公園の有料公園施設（水泳プール及びアイスアリーナを除く。）	一 火曜日（この日が休日である場合は、その翌日の一月三日までの日） 二 二月二十九日から翌年の一月三日までの日	
山梨県小瀬スポーツ公園の水泳プール	一 火曜日（この日が休日である場合は、その翌日）	七月二日から八月三十一日までの日は、休業日としないものとする。

区 分	休 業 日	摘 要
山梨県小瀬スポーツ公園のアイスアリーナ	一 火曜日（この日が休日である場合は、その翌日） 二 四月一日から七月三十一日までの日	一月二日、同月三日、八月一日から同月三十一日までの日及び二月二十九日から同月三十一日までの日は、休業日としないものとする。
山梨県曾根丘陵公園のバンガロー	一 月曜日（この日が休日である場合は、その翌日） 二 二月一日から翌年の三月三十一日までの日	
山梨県富士川クラフトパークの有料公園施設	一 水曜日（この日が休日である場合は、その翌日） 二 一月一日から翌年の二月末日までの日	四月三〇日から五月五日までの日は、休業日としないものとする。
山梨県笛吹川フルーツ公園の有料公園施設	一 水曜日（この日が休日である場合は、その翌日） 二 二月二十九日から同月三十一日までの日	一月二日、同月三日、四月三〇日から五月五日までの日及び七月二日から八月三十一日までの日は、休業日としないものとする。
山梨県森林公園金川の森のターゲットボードゴルフ場	一 月曜日（この日が休日である場合は、その翌日） 二 二月二十九日から翌年の一月一日までの日	
その他の有料公園施設	一 月曜日（この日が休日である場合は、その翌日） 二 二月二十九日から翌年の一月三日までの日	

ロ その他の公園施設の休業日

区分	休業日	摘要
山梨県舞鶴城公園の稲荷櫓	一 月曜日(この日が休日である場合は、その翌日) 二 一月二九日から翌年の一月三日までの日	
山梨県釜無川スポーツ公園の庭球場、球技場及びふれあい交流センター	一 火曜日(この日が休日である場合は、その翌日) 二 一月二九日から翌年の一月三日までの日	
山梨県御勅使公園の庭球場及び自由広場	一月二九日から翌年の一月五日までの日	
山梨県森林公園金川の森の乗り物広場及びサービスセンター	一 月曜日(この日が休日である場合は、その翌日) 二 一月二九日から翌年の一月一日までの日	一月二日、同月三日、四月三〇日から五月五日までの日及び七月二日から八月三一日までの日は、休業日としないものとする。

二 利用時間
イ 有料公園施設の利用時間

区分	利用時間
山梨県緑が丘スポーツ公園の体育館及びスポーツ会館(研修室及び会議室)、山梨県小瀬スポーツ公園の陸上競技場、庭球場、球技場、体育館、武道館、アイスアリーナ及びクライミング場並びに山梨県富士北麓公園の体育館	午前八時三〇分から午後九時まで
山梨県緑が丘スポーツ公園のスポーツ会館(屋内プール)	午前九時から正午まで、午後一時から午後四時三〇分まで及び午後五時三〇分から午後八時三〇分まで
山梨県緑が丘スポーツ公園のスポーツ会館	午後三時から翌日の午前〇時まで

区分	利用時間
館(宿泊施設)	
山梨県曾根丘陵公園のバンガロー	午後一時から翌日の正午まで
山梨県芸術の森公園の茶室並びに山梨県笛吹川フルーツ公園の屋内研修施設、料理教室及び作業室	午前九時から午後九時まで
山梨県笛吹川フルーツ公園の温室・展示室	午前九時から午後五時まで。ただし、五月一日から一〇月三十一日までの間の土曜日、日曜日及び休日にあつては、午前九時から午後五時三〇分まで
山梨県森林公園金川の森のターゲットバードゴルフ場	午前九時から午後五時まで
その他の有料公園施設	午前八時三〇分から午後五時三〇分まで

ロ その他の公園施設の利用時間

区分	利用時間
山梨県舞鶴城公園の稲荷櫓	午前九時から午後四時三〇分まで
山梨県釜無川スポーツ公園の庭球場及びふれあい交流センター	午前八時三〇分から午後五時まで
山梨県釜無川スポーツ公園の球技場	午前八時三〇分から午後一〇時まで
山梨県御勅使公園の庭球場及び自由広場並びに山梨県森林公園金川の森の乗り物広場及びサービスセンター	午前九時から午後五時まで
山梨県曾根丘陵公園、山梨県芸術の森公園及び山梨県笛吹川フルーツ公園の野外研修施設	午前九時から午後九時まで
山梨県曾根丘陵公園の庭球場	午前八時三〇分から午後九時まで
山梨県曾根丘陵公園の研修センター	午前八時三〇分から午後五時まで

別表第三(第九条関係)

一 法第五条第一項の規定により公園施設を設け、又は管理する場合

区分	単位	金額
建築物である公園施設	一平方メートル一年	五〇、〇〇〇円以内で知事が定める額
建築物でない公園施設	一平方メートル一年	三、二〇〇円以内で知事が定める額

二 法第六条第一項又は第三項の規定により都市公園を占用する場合

占用物件	単位		所在地	
	市	町村	市	町村
第一種電柱	一本一年	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	七七〇円
第二種電柱		一、六〇〇円	一、六〇〇円	二二〇円
第三種電柱		二、二〇〇円	一、六〇〇円	六〇〇円
第一種電話柱		九三〇円	六九〇円	六九〇円
第二種電話柱		一、五〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円
第三種電話柱		二、一〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円
共架電線その他上空に設ける線類	一メートル一年	一〇円		七円
地下電線その他地下に設ける線類		五円		四円
変圧塔	一基一年	一、四〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円
道路法(昭和二十七年法律)	一メートル一年	四八円		三六円

第百八十号(第三十二条第一項第二号に掲げる物件)

の	の	の	の	の	の	の	の
外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	標識	防火用貯水槽その他これに類するもので地下に設けられるもの
一平方メートル	一平方メートル	一平方メートル	一平方メートル	一平方メートル	一日	一本一年	一平方メートル一年
七二円	九五円	一九〇円	四八〇円	九五〇円	四四円	一、一〇〇円	五〇〇円
五三円	七二円	一四〇円	三六〇円	七一〇円	一一円	八五〇円	四一〇円
							四四〇円
							一一〇円

備考
1 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる

仮設工作物に係る使用料については、当該工作物が大規模であり、又は長期にわたり設置される場合で、知事が特に必要と認めるときは、減額するものとし、その額は知事が定める。

2 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。

3 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。

4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

三 第四条第一項各号に掲げる行為をする場合

区分	単位	金額
物品の販売、募金その他これらに類する行為	一日	六〇〇円
業としての写真の撮影	写真機一台一日	六〇〇円
業としての映画の撮影	一日	一四、六〇〇円
興行	一平方メートル一日	一一円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	一平方メートル一日	八円
花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為	知事が定める額	

備考 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しに係る使用料については、当該催しが大規模であり、又は長期にわたる場合で、知事が特に必要と認めるときは、減額するものとし、その額は知事が定める。

別表第四（第九条関係）

一 山梨県芸術の森公園を利用する場合
イ 施設を利用する場合

施設の名	名称	一時間	一日
茶室（茶席、和室及び立礼席）		三、六七〇円	三六、七五〇円
茶室（茶席）		一、六八〇円	一六、八〇〇円
茶室（和室）		一、二六〇円	一一、六〇〇円
茶室（立礼席）		一、二六〇円	一一、六〇〇円

備考 一時間を単位として利用する場合において、利用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数を一時間とする。

口 設備又は器具を利用する場合

設備又は器具の名称	単位	金額
茶道具	一個一回	三六〇円

二 第六条第二項の行為をする場合

区分	単位	金額
有料公園施設内に広告を表示する行為	一平方メートル一日	一、八九〇円

別表第五（第十条、第十一条関係）

都市公園の名称	業務の範囲
山梨県緑が丘スポーツ公園	
山梨県釜無川スポーツ公園	

山梨県愛宕山広域公園	
山梨県小瀬スポーツ公園	<ul style="list-style-type: none"> 一 スポーツの振興のための催しの実施に関する業務 二 スポーツの講習会の実施に関する業務
山梨県富士北麓公園	<ul style="list-style-type: none"> 一 スポーツの振興のための催しの実施に関する業務 二 スポーツの講習会の実施に関する業務
山梨県御勅使南公園	
山梨県曾根丘陵公園	
山梨県富士川クラフトパーク	<ul style="list-style-type: none"> 力又一の普及のための催しの実施に関する業務
山梨県笛吹川フルーツ公園	<ul style="list-style-type: none"> 一 果実及び緑化に関する催しの実施及び情報提供に関する業務 二 果樹の展示に関する業務
山梨県森林公園園金川の森	<ul style="list-style-type: none"> 一 森林に関する知識の普及のための催しの実施に関する業務 二 交通安全に関する講習会の実施に関する業務

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県都市公園条例（以下「新条例」という。）第十条及び第十二条の規定の例により、新条例第十条に規定する都市公園の管理に関し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

山梨県屋外広告物条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条

例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第五十五号

山梨県屋外広告物条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県屋外広告物条例の一部改正)

第一条 山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第一条・第二条」を、「第一条 第三条」に、「第三条 第十七条」を、「第四条 第二十六条」に、「第十八条 第二十一条」を、「第二十七条 第三十九条」に、「第二十二条 第二十四条」を、「第四十条 第四十二条」に、「第二十五条 第二十七条」を、「第四十三条 第四十七条」に改める。

第一条中、「法第二条第一項の屋外広告物をいう。以下「広告物」という。」を削り、「の場所及び方法並びに広告物を掲出する物件の設置及び維持」を、「及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業」に、「美観風致の維持及び」を、「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は」に、「の防止を図る」を、「を防止する」に改める。

第二十七条中、「前二条」を、「前三条」に改め、同条を第四十六条とする。

第二十六条中、「一」を、「いずれかに」に改め、同条第一号中、「第四条、第五条第一項又は第六条第一項」を、「第五条から第七条まで」に改め、同条第三号を削り、同条第二号中、「第十三条第一項」を、「第十四条第一項」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十二条の規定に違反して広告物等を変更し、又は改造した者

第二十六条第四号を削り、同条第五号中、「第十五条第一項」を、「第二十三条第一項」に、「忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした」を、「忌避した」に改め、同条を同条第四号とし、同条の次に次の一号を加える。

五 第三十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十六条第六号及び第七号を次のように改める。

六 第三十五条第一項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

七 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同

項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十六条第八号を削り、同条を第四十五条とする。

第四十五条の前に次の一条を加える。

第四十四条 第十五条第一項の規定による知事の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十五条中「一に」を「いずれかに」に改め、「者は、」の下に「一年以下の懲役又は」を加え、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 第二十七条第一項又は第三項の規定に違反して登録を受けずに屋外広告業を営んだ者

二 不正の手段により第二十七条第一項又は第三項の登録を受けた者

第二十五条に次の一号を加える。

三 第三十八条第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第二十五条を第四十三条とする。

第四章中第二十四条を第四十二条とする。

第二十三条第一項中「第六条第一項、第八条第五項又は第十一条第一項」を「第七条第一項、第九条第五項又は第十二条第一項」に改め、同条第二項中「昭和二十三年法律第九十四号」を削り、「はり札又は立看板」を「はり札等、広告旗又は立看板等」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第十九条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第二十七条第一項の規定による登録又は同条第三項の規定による更新の登録を受けようとする者は、一万円の手数料を前納しなければならない。

第二十三条を第四十一条とする。

第二十二條第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第五条第一項第二号」を「第六条第一項第一号、第二号」に、「第九号、第十号及び第十二号」を「第七号、第八号、第十一号、第十二号及び第十四号」に、「第六条第一項第六号及び第七号」を「第七条第一項第三号、第九号及び第十号」に改め、同項第二号中「第六条第四項（第八条第六項（第十一条第二項）を「第七条第四項（第九条第六項（第十二条第二項）に、「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に、「第八条第六項」を「第九条第七項」に改め、同条を第四十条とする。

第二十条及び第二十一条を削る。

第十九条第一項中「（以下「講習会」という。）」を削り、同条を第三十四条とする。

第三章中第三十四条の次に次の五条を加える。

（業務主任者の設置）

第三十五条 屋外広告業者は、第二十八条第一項第二号の営業所ごとに、次に掲げる

者のうちから業務主任者を選任しなければならない。

一 登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

二 前条第一項の講習会の課程を修了した者

三 他の都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の行う広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者

四 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十七条の準則訓練（広告美術科に係るものに限る。）を修了した者、同法第二十八条第一項の免許（広告美術科に係るものに限る。）を受けた者又は同法第四十四条第一項の技能検定（広告美術仕上げに係るものに限る。）に合格した者

五 知事が、規則で定めるところにより前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、この条例その他広告物等の表示及び設置に関する法令の規定に違反することがないように、当該営業所において屋外広告業に従事する者を監督しなければならない。

（標識の掲示）

第三十六条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第二十八条第一項第二号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（帳簿の備付け等）

第三十七条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第二十八条第一項第二号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

（登録の取消し等）

第三十八条 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

二 第三十条第一項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなったとき。

三 第三十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 この条例若しくは法に基づき他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分

に違反したとき。

2 第三十条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(報告及び検査)

第二十九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業者に報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十四条の前に次の七条を加える。

(屋外広告業の登録)

第二十七条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第二十八条 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 県内において営業を行う営業所の名称及び所在地

三 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

五 第三十五条第一項に規定する業務主任者の氏名及びその業務主任者が業務を行う営業所の名称

2 前項の申請書には、登録申請者が第三十条第一項各号のいずれにも該当しない者

であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第二十九条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第三十条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第三十八条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者

二 屋外広告業者(第二十七条第一項又は第三項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第三十八条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日から三十日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しないもの

三 第三十八条第一項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

四 この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

六 法人でその役員のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

七 第三十五条第一項に規定する業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第三十一条 屋外広告業者は、第二十八条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第一項の規定による届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第三十二条 知事は、屋外広告業者登録簿を規則で定めるところにより閲覧に供するものとする。

(廃業等の届出)

第三十三条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 県内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外

広告業者であつた法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

第十八条を削る。

第十七条中「第六条第一項、第八条第五項又は第十一条第一項の許可を受けて」を削り、「者は、」の下に「前条第一項の規定により」を加え、「変更し、若しくは廃止したとき」を「変更したとき」に改め、「若しくは名称」を削り、第二章中同条を第二十六条とし、同条の前に次の一条を加える。

(管理者の設置)

第二十五条 第七条第一項、第九条第五項及び第十二条第一項の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、これを管理する者を置かなければならない。ただし、はり紙その他の規則で定める広告物等については、この限りでない。

2 規則で定める基準を超える広告物等については、前項の管理する者は、法第十条第二項第三号イに規定する国土交通大臣の登録を受けた法人(以下、「登録試験機関」という。)が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他の規則で定める資格を有する者でなければならない。

第十六条を第二十四条とし、第十五条を第二十三条とし、同条の前に次の七条を加

える。

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第十六条 法第八条第二項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

二 保管した広告物等の設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

三 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

四 前三号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため知事が必要と認める事項

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第十七条 法第八条第二項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 保管を始めた日から起算して二週間(法第八条第三項第一号に規定する広告物については、二日間)、規則で定める場所に掲示すること。

二 法第八条第三項第二号に規定する広告物等については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該広告物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができない場合にあつては、その公示の要旨の県公報への掲載その他これに類する方法により公示すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管広告物等一覧簿を規則で定めるところにより閲覧に供するものとする。

(広告物等の価額の評価の方法)

第十八条 法第八条第三項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第十九条 法第八条第三項の規定による保管した広告物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がない広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等については、随意契約により売却することができる。

第二十条 知事は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、当該広告物等の名称又は種類、数量その他規則で定める事項を規則で定める場所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示するものとする。

2 知事は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該広告物等の名称又は種類、数量その他規則で定める事項をあらかじめ通知するものとする。

3 知事は、前条ただし書の規定による随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴するものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第二十一条 次の各号に掲げる期間は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 法第八条第三項第一号の条例で定める期間 二日

二 法第八条第三項第二号の条例で定める期間 三月

三 法第八条第三項第三号の条例で定める期間 二週間

(広告物等を返還する場合の手続)

第二十二条 知事は、保管した広告物等を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させるものとする。

第十四条第一項中「第三条から第六条までの規定に違反して広告物等」を「第四条から第七条まで、第九条若しくは第十一条から前条までの規定又は第七条第一項、第九条第五項又は第十二条第一項の許可に付した条件に違反する広告物等」については、当該広告物等」に、「除却又は美観風致」を「表示若しくは設置の停止を命じ、又は五日以上の期限を定め、その除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれを管理する者を過失がなくして確知することができなるときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、法第七条第二項の規定により広告物を掲出する物件を除却する場合には、十日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

第十四条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第六条第一項、第八条第五項又は第十一条第一項」を「第七条第一項、第九条第五項又は第十二条第一項」に、「一」に「を、いづれかに」に改め、同項第一号中「第六条第六項(第八条第六項(第十一条第二項)」を「第七条第六項(第九条第六項(第十二条第二項)」に、「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同項第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同項第三号中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、

同条を第十五条とする。

第十三条第一項中「第六条第一項、第八条第五項又は第十一条第一項」を「第七条第一項、第九条第五項又は第十二条第一項」に、「次条第五項」を「次条第三項」に、「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「第八条第一項第三号」を「第九条第一項第三号」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「第六条第一項、第八条第五項又は第十一条第一項」を「第七条第一項、第九条第五項又は前条第一項」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第十三条とする。

第十一条第一項中「第六条第一項又は第八条第五項」を「第七条第一項又は第九条第五項」に、「第六条第三項第四号(第八条第六項)」を「第七条第三項第四号(第九条第六項)」に改め、同条第二項中「第六条第三項、」を「第七条第三項、」に、「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「第八条第六項」を「第九条第六項」に、「第八条第五項」を「第九条第五項」に、「第六条第三項第四号」を「第七条第三項第四号」に、「第六条第三項から」を「第七条第三項から」に改め、同条第三項中「第六号第一項、第八条第五項又は第十一条第一項」を「第七条第一項若しくは第九条第五項又は第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第十条第一項中「第六条第一項又は第八条第五項」を「第七条第一項又は第九条第五項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項中「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第二項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に、「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第三項中「第五条第二項」を「第六条第二項」に、「第六条第二項」を「第七条第二項」に、「第六条第四項」を「第七条第四項」に、「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に、「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十条とする。

第八条第一項中「第四条から第六条」を「第五条から第七条」に改め、同条第二項中「第四条」を「第五条」に、「第五条及び第六条」を「第六条及び第七条」に改め、同条第三項中「第五条及び第六条」を「第六条及び第七条」に改め、同条第四項中「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「第五条」を「第六条」に改め、同条第五項中「第五条」を「第六条」に改め、同条第六項中「第六条第三項」を「第七条第三項」に改め、同条第七項中「第五条第二項」を「第六条第二項」に、「第六条第二項」を「第七条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

8 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、

広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、第七条の規定は、適用しない。

第八条を第九条とする。

第七条中「第五条第一項第二号」を「第六条第一項第一号、第二号」に、「第九号、第十号及び第十二号」を「第七号、第八号、第十一号、第十二号及び第十四号」に、「前条第一項第六号及び第七号」を「前条第一項第三号、第九号及び第十号」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項中第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 都市計画法第二章の規定により定められた景観地区及び伝統的建造物群保存地区のうち、前条第一項第一号の規定により指定された区域

第六条第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域（知事が指定する区域を除く。）

四 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域（前条第一項第七号の規定により指定された区域を除く。）

第六条第二項及び第六項中「美観風致」を「良好な景観又は風致」に改め、同条を第七条とする。

第五条第一項第一号中「美観地区及び風致地区」を「景観地区（知事が指定する区域を除く。）、「風致地区及び伝統的建造物群保存地区（知事が指定する区域を除く。）」に改め、同項第二号中「の周囲で」を「及びその周辺で」に改め、同項第四号中「の都市公園」を「に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令（平成十五年政令第百六十二号）第二条各号に規定する公園又は緑地の区域」に改め、同項第十二号を同項第十四号とし、同項第七号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第六号中「の周囲で」を「及びその周辺で」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 景観法第七十四条第一項の規定により指定された準景観地区であって、同法第七十五条第一項に規定する条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域

七 景観法第七十六条第三項に規定する地区計画等形態意匠条例（以下「地区計画等形態意匠条例」という。）により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域

第五条を第六条とする。

第四条第一項に次の一号を加える。

八 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

第四条第二項を次のように改める。

2 電柱、街灯柱その他これらに類するものには、はり紙、はり札等（はり札その他これに類する広告物をいう。第九条第八項及び第四十一条第二項において同じ。）、広告旗（広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。第九条第八項及び第四十一条第二項において同じ。）又は立看板等（立看板その他これに類する広告物等（これを支える台を含む。）をいう。第九条第八項及び第四十一条第二項において同じ。）を表示し、又は設置してはならない。

第四条を第五条とする。

第三条第一号中「美観風致」を「良好な景観又は風致」に改め、同条を第四条とする。

第一章中第二条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（定義）

第二条 この条例において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この条例において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう。

第四十六条の次に次の一条を加える。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第三十三条第一項の規定による届出を怠つた者

二 第三十六条の規定による標識を掲げない者

三 第三十七条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

別表第一中「（第六条関係）」を「（第七条関係）」に改める。

別表第二中「（第二十三条関係）」を「（第四十一条関係）」に改める。

（山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第二条 山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第五の二項中「第十七条」を「第二十六条」に改め、同項を同項とし、同項中「第十五条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同項を同項とする。

とし、同項ヨ中「第十四条第五項」を「第十五条第三項」に改め、同項ヨを同項シとし、同項力中「第十四条第四項」を「第十五条第二項」に改め、同項力を同項タとし、同項ヲ及びワを削り、同項ル中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に、「措置」を「措置等」に改め、同項ルを同項ヨとし、同項又中「第十三条第三項」を「第十四条第三項」に改め、同項又を同項力とし、同項リ中「第十一条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同項リを同項ワとし、同項チ中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同項チを同項ヲとし、同項ト中「第十条」を「第十一条」に改め、同項トを同項ルとし、同項ヘ中「第八条第五項」を「第九条第五項」に改め、同項ヘを同項又とし、同項ホ中「第六条第三項」を「第七条第三項」に、「第八条第六項及び第十一条第二項」を「第九条第六項及び第十二条第二項」に改め、同項ホを同項リとし、同項ニ中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同項ニを同項チとし、同項ハの次に次のように加える。

二 法第八条第一項の規定による保管
 ホ 法第八条第二項並びに条例第十六条及び第十七条の規定による
 公示

ハ 法第八条第三項及び条例第十八条から第二十一条までの規定による売却及び保管

ト 法第八条第四項の規定による廃棄

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の山梨県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第六条第一項、第八条第五項又は第十一条第一項の許可を受けて広告物等を表示し、又は設置している者が置く当該広告物等を管理する者については、この条例の施行の日から六月間は、第一条の規定による改正後の山梨県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第二十五条第二項の規定は、適用しない。

3 この条例の施行前に旧条例第十四条第一項から第三項までの規定により命ぜられた措置については、新条例第十五条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧条例第十八条第一項の規定に基づき届出をして新条例第二条第二項に規定する屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から六月間（当該期間内に新条例第三十条の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、新条例第二十七条第一項の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。その者がその期間内に当該登

録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

5 この条例の施行の際現に旧条例第二十条第一項に規定する講習会修了者等である者については、新条例第三十五条第一項に規定する業務主任者となる資格を有する者のみならず。

山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第五十六号

山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県建築基準法施行条例の一部改正)

第一条 山梨県建築基準法施行条例（昭和三十六年山梨県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十八条の九」を「第六十八条の九第一項」に改める。

第二十一条の二中「上欄」を「各項の上欄」に、「当該区域内の土地に」を「平均地盤面からの高さとして指定する高さは当該各項の中欄に掲げる高さとし」、「に」、「同項の規定により指定する号は次の表の下欄」を「指定する号は当該各項の下欄」に改め、同条の表を次のように改める。

対 象 区 域	平均地盤面からの高さ	指定する号
一 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の全区域		(二)
二 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の全区域	四メートル	(二)
三 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の全区域	四メートル	(二)
四 近隣商業地域のうち都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第三項第二号イの規定により建築物の容積率が十分の十、十分の十五及び十分の二十	四メートル	(二)

と定められた区域		
五 準工業地域のうち都市計画法第八条第三項第二号イの規定により建築物の容積率が十分の十、十分の十五及び十分の二十と定められた区域	四メートル	(二)

別表第五の十八の項の次に次のように加える。

十八の二 法第六十八条第一項第二号の規定に基づく景観地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	景観地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	十六万円
十八の三 法第六十八条第二項第二号の規定に基づく景観地区内における建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	景観地区内における建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	十六万円
十八の四 法第六十八条第三項第二号の規定に基づく景観地区内における建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	景観地区内における建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	十六万円
十八の五 法第六十八条第五項の規定に基づく景観地区内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	景観地区内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	二万七千円

第二条 山梨県建築基準法施行条例の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第八十五条第四項」を「第八十五条第五項」に改める。

第二十三条の十二の見出しを「一」の敷地とみなすこと等による制限の緩和」に改め、同条中「許可を受けた」の下に、「一団地又は一定の一団の土地の区域内の」を加え、「これらの建築物は、同一敷地内にあるもの」を「当該一団地又は一定の一団の土地の区域を当該建築物の一の敷地」に改める。

第二十四条中「この条例」を「第二条の三から第三条まで、第四条第一項若しくは第二項、第五条から第十条まで、第十一条第一項若しくは第二項、第十二条から第二

十一条まで、第二十一条の四第一項若しくは第二項、第二十一条の五第一項若しくは第二項、第二十一条の六第一項又は第二十三条の二」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

別表第五の九の項中「第五十二条第九項、第十項又は第十三項」を「第五十二条第十項、第十一項又は第十四項」に改め、同表九の二の項及び九の三の項を削り、同表三十八の項を同表四十八の項とし、同表三十五の項から同表三十七の項までを十項ずつ繰り下げ、同表四十五の項の前に次のように加える。

四十三 法第八十六条の八第一項の規定に基づく既存の一の建築物に係る二以上の工事の全体計画に関する特例の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る二以上の工事の全体計画の特例認定申請手数料	二万七千円
四十四 法第八十六条の八第三項の規定に基づく既存の一の建築物に係る二以上の工事の全体計画に関する特例の認定の変更の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る二以上の工事の全体計画の特例認定変更申請手数料	二万七千円

別表第五の三十四の項を同表四十二の項とし、同項の前に次のように加える。

三十五 法第八十六条第一項の規定に基づく一の敷地とみなされる一団地内の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	一の敷地とみなされる一団地内の建築物の特例認定申請手数料	イ 建築物の数が一である場合 五万円 ロ 建築物の数が二以上である場合 五万円に一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額
三十六 法第八十六条第二項の規定に基づく一の敷地とみなされる一団の土地の区域内の既存建築物の特例認定	一の敷地とみなされる一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物の特例認定	イ 建築物（既存建築物）を除く。ロ

<p>建築物を前提とした建築物に関する特例の認定の申請に対する審査</p>	<p>申請手数料</p>	<p>おいて同じ。の数が一である場合 七万八千円 <input type="checkbox"/> 建築物の数が二以上である場合 七万八千円に一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>三十七 法第八十六条第三項の規定に基づく広い空地を有する一の敷地とみなされる一団地内の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>広い空地を有する一の敷地とみなされる一団地内の建築物の特例許可申請手数料</p>	<p>イ 建築物の数が一である場合 十九万二千円 <input type="checkbox"/> 建築物の数が二以上である場合 十九万二千円に一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>三十八 法第八十六条第四項の規定に基づく広い空地を有する一の敷地とみなされる一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>広い空地を有する一の敷地とみなされる一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物の特例許可申請手数料</p>	<p>イ 建築物（既存建築物を除く。同じ。の数が一である場合 二十万八千円 <input type="checkbox"/> 建築物の</p>
<p>三十九 法第八十六条の第二項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査</p>	<p>一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料</p>	<p>イ 建築物（一敷地内認定建築物を除く。同じ。の数が一である場合 七万八千円 <input type="checkbox"/> 建築物の数が二以上である場合 七万八千円に一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>四十 法第八十六条の第二項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物又は同条第三項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>一敷地内認定建築物以外の建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の特例許可申請手数料</p>	<p>イ 建築物（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。同じ。の数が一である場合 二十万八千円 <input type="checkbox"/> 建築物の</p>

<p>四十一 法第八十六条の五第一項の規定に基づく一の敷地内にあるとみなされる建築物の認定又は許可の取消しの申請に対する審査</p>	<p>一の敷地内にあるとみなされる建築物の認定又は許可の取消し申請手数料</p>	<p>六千四百円に現に存する建築物の数に一万二千円を乗じて得た額を加算した額</p>
		<p>二万円 □ 建築物の数が二以上である場合 二十二万円に一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額</p>

別表第五の二十七の項から三十三の項までを削り、同表二十六の項中「第八十五条第四項」を「第八十五条第五項」に、「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設建築物の建築許可申請手数料」に改め、同項を同表三十四の項とし、同表十九の項から二十五の項までを八項ずつ繰り下げ、同表十八の五の項を同表二十六の項とし、同表十八の四の項を同表二十五の項とし、同表十八の三の項を同表二十四の項とし、同表十八の二の項を同表二十三の項とし、同表十六の項から十八の項までを四項ずつ繰り下げ、同表二十の項の前に次のように加える。

<p>十七 法第五十七条の二第一項の規定に基づく特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定の申請に対する審査</p>	<p>特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定申請手数料</p>	<p>イ 指定敷地の数が二である場合 七万八千円 □ 指定敷地の数が三以上である場合 七万八千円に二を超える指定敷地の数に二万八千円</p>
--	---------------------------------------	--

<p>十九 法第五十七条の四第一項ただし書の規定に基づく特例容積率適用地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>特例容積率適用地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料</p>	<p>十六万円</p>
<p>十八 法第五十七条の三第一項の規定に基づく特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査</p>	<p>特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定の取消し申請手数料</p>	<p>六千四百円に指定した敷地の数に一万二千円を乗じて得た額を加算した額</p>

別表第五の十五の項を同表十六の項とし、同表十二の項から十四の項までを一項ずつ繰り下げ、同表十一の項中「第五十七条の二第三項」を「第五十七条の五第三項」に改め、同項を同表十二の項とし、同表十の項を同表十一の項とし、同表九の四の項を同表十の項とする。

第三條 山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第九項を同項ケとし、同項ナからノまでを同項ハからマまでとし、同項ネの次に次のように加える。

- ナ 法第六十八条第一項第二号の規定による景観地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理
- ラ 法第六十八条第二項第二号の規定による景観地区内における建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理
- ル 法第六十八条第三項第二号の規定による景観地区内における建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理
- ロ 法第六十八条第五項の規定による景観地区内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請の受理

第四條 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の表第八項ヲ中「第八十五条第四項」を「第八十五条第五項」に改め、同項ワ中「複数建築物」を「一の敷地とみなされる一団地内の建築物」に改め、同項力中「複数建築物」を「一の敷地とみなされる一団の土地の区域内の既存建築物を前提と

した建築物」に改め、同項ヨ中「複数建築物」を「広い空地を有する一の敷地とみなされる一団地内の建築物」に改め、同項タ中「複数建築物」を「広い空地を有する一の敷地とみなされる一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物」に改め、同項シ中「同一敷地内認定建築物」を「一敷地内認定建築物」に改め、同項ソ中「同一敷地内認定建築物」を「一敷地内許可建築物」に、「の建築物」を「に関する特例の」に改め、同項ツ中「複数建築物」を「一の敷地内にあるとみなされる建築物」に改め、同項チを同項ムとし、同項ネの次に次のように加える。

ナ 法第八十六条の八第一項の規定による既存の一の建築物に係る

二以上の工事の全体計画に関する特例の認定の申請の受理
ラ 法第八十六条の八第三項の規定による既存の一の建築物に係る

二以上の工事の全体計画に関する特例の認定の変更の申請の受理

第二条の表第九項チ中「第五十二条第九項、第十項及び第十三項」を「第五十二条第十項、第十一項及び第十四項」に改め、同項リ及びヌを削り、同項ルを同項リとし、同項ヲを同項又とし、同項ワ中「第五十七条の二第三項」を「第五十七条の五第三項」に改め、同項ヅを同項ルとし、同項力からレまでを同項フからヨまでとし、同項コの次に次のように加える。

タ 法第五十七条の二第一項の規定による特例容積率適用地区内に
おける特例容積率の限度の指定の申請の受理

レ 法第五十七条の三第一項の規定による特例容積率適用地区内に
おける特例容積率の限度の指定の取消しの申請の受理

第二条の表第九項ケを同項フとし、同項ソからマまでを同項ツからケまでとし、同項レの次に次のように加える。

ソ 法第五十七条の四第一項ただし書の規定による特例容積率適用
地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可
の申請の受理

附則

この条例は、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第百十一号）附則第一条ただし書に規定する日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第五十七号

山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第七条を第九条とし、同条の前に次の二条を加える。

（開館時間）

第七条 センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

（事業報告書の作成及び提出）

第八条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況

二 センターの管理の業務に係る収支の状況

三 前二号に掲げるもののほか、センターの管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

第四条から第六条までを削る。

第三条第一項中「山梨県立リニア見学センター（以下「センター」という。）を「センター」に改め、同項第四号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

第三条を第六条とし、第二条の次に次の三条を加える。

（指定管理者による管理）

第三条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に山梨県立リニア見学センター（以下「センター」という。）の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 二 リニアモーターカーに関する情報の収集及び提供に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

（指定の手續）

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなればならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。
 - 一 事業計画の内容が、センターの効用を發揮することができるものであること。
 - 二 事業計画の内容が、センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
 - 三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

附則

- (施行期日)
- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- (経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例第三条及び第五条の規定の例により、山梨県立リニア見学センターの管理に関し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第五十八号

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年山梨県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表琴川第三発電所の項中「三四〇」を「一、一〇〇」に、「一六〇」を「三七四」に改める。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第五十九号

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十一年山梨県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

- 第二条の表二の項中「この項」の下に「及び次項」を加える。
- 第二条の表中三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 条例及び条例の施行のための教育委員会規則に基づく事務のうち次に掲げるもの	甲府市 富士吉田 市 塩山 市 大月 市 大月 市 大月 市 大月 市 大月 市 大月
イ 条例第十四条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令であつて、金属、石又は土で作られた県指定有形文化財の型取りに係るもの	市 大月 市 大月 市 大月 市 大月
ロ 条例第三十四条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令（以下この項において「許可等」という。）であつて、小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。）で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却に係るもの	市 大月 市 大月 市 大月 市 大月
ハ 許可等であつて、工作物（建築物を除く。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）に係るもの	市 大月 市 大月 市 大月 市 大月
ニ 許可等であつて、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設	市 大月 市 大月 市 大月 市 大月
ホ 許可等であつて、埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修に係るもの	市 大月 市 大月 市 大月 市 大月
ヘ 許可等であつて、木竹の伐採（名勝又は天然記念物の県の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）に係るもの	市 大月 市 大月 市 大月 市 大月

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。
- (経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県教育委員会の事務処理の特例に

関する条例（以下「新条例」という。）（第二条の表三の項の上欄に掲げる事務に係る条例及び教育委員会規則（以下この項において「条例等」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に条例等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては新条例第二条の表三の項の下欄に掲げる市町の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における条例等の適用については、当該市町の教育委員会がした処分その他の行為又は当該市町の教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県立科学館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第六十号

山梨県立科学館設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立科学館設置及び管理条例（平成十年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条から第五条までを次のように改める。

（指定管理者による管理）

第三条 教育委員会は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、教育委員会が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に山梨県立科学館（以下「科学館」という。）の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認に関する業務
 - 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
 - 三 施設の利用に関する必要な助言、指導等に関する業務
 - 四 科学に関する展示及び講演会、催し等の実施に関する業務
 - 五 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務
- （指定の手続）

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、教育委員会が定める日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準に

より指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、科学館の効用を発揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、科学館の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

第六条を削る。

第七条第一項第四号を削り、同条第二項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

第七条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（開館時間）

第七条 科学館の開館時間は、午前九時三十分から午後五時までとする。ただし、七月一日から八月三十一日までの間における開館時間は、午前九時三十分から午後六時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

第八条から第十条までを次のように改める。

（入館の承認等）

第八条 科学館に入館しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により入館の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - 二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。
- 3 第一項の承認を受けた者は、第十一条第二項の規定により指定管理者が定める入館料を納付しなければならない。

（観覧の承認等）

第九条 科学館のプラネタリウム若しくは映画の投影又は特別の企画による展示を観覧しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、前条第三項の入館料のほか、第十一条第二項の規定により指定管理者が定める観覧料を納付しなければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の承認に準用する。

(承認の取消し)

第十条 指定管理者は、科学館を利用する者が第八条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項又は前条第一項の承認を取り消すものとする。

第十一条を第十五条とし、第十条の次に次の四条を加える。

(利用料金)

第十一条 科学館を利用する者が納付する入館料及び観覧料(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金の額は、別表第一及び別表第二に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

(利用料金の還付)

第十二条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、科学館を利用する者がその責に帰することのできない理由により利用することができなかった場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第十三条 指定管理者は、教育委員会規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第十四条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況

二 科学館の管理の業務に係る収支の状況

三 利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、科学館の管理の状況を把握するために教育委員会が必要と認める書類

別表第一中、「(第三条関係)」を、「(第十一条関係)」に改め、同表備考以外の部分中、「普通入館料」を、「普通入館料限度額」に、「定期入館料」を、「定期入館料限度額」に改め、同表備考2中、「第三条第一項」を、「第八条第一項」に、「として徴収する」を、「とする」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第十一条関係)

一 プラネタリウム又は映画の投影を観覧する場合

区分	観覧料限度額	
	個人	団体
一般及び大学生	一人一回につき 五〇〇円	一人一回につき 四〇〇円
高校生	一人一回につき 三〇〇円	一人一回につき 二四〇円
中学生、小学生及び三歳以上の幼児	一人一回につき 二〇〇円	一人一回につき 一六〇円

備考

1 団体とは、二十人以上をいう。

2 定期入館料を納付した者が、第八条第一項の承認の日から起算して一年以内にプラネタリウム又は映画の投影を観覧する場合における観覧料は、納付されたものとみなす。

二 特別の企画による展示を観覧する場合

区分	観覧料限度額	
	個人	団体
一般及び大学生	一人一回につき、〇五〇円	一人一回につき 八四〇円
高校生	一人一回につき 五二〇円	一人一回につき 四二〇円
中学生、小学生及び三歳以上の幼児	一人一回につき 三二〇円	一人一回につき 二二〇円

備考 団体とは、二十人以上をいう。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 教育委員会は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)(前におい

ても、この条例による改正後の山梨県立科学館設置及び管理条例（次項において「新条例」という。）第三条及び第五条の規定の例により、山梨県立科学館の管理に關し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

3 この条例による改正前の山梨県立科学館設置及び管理条例（次項において「旧条例」という。）第三条第一項の規定によりされた承認であつて、当該承認に係る施設の入館の日が施行日後であるものは、新条例第八条第一項の規定によりされた入館の承認とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第三条第一項の規定により承認を受けている者に係る入館料については、なお従前の例による。

山梨県立少年自然の家設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第六十一号

山梨県立少年自然の家設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立少年自然の家設置及び管理条例（昭和四十八年山梨県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（以下「少年自然の家」という。）を削り、「次の各号に」を「次に」「行なう」を「行う」に改め、同条第四号中「その他」の下に「前条に規定する少年自然の家の設置の目的を達成するために」を加える。

第四条中「少年自然の家」を「第二条に規定する少年自然の家」に改める。

第五条及び第六条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第五条 教育委員会は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、教育委員会が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に山梨県立八ヶ岳少年自然の家及び山梨県立愛宕山少年自然の家の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第六条 指定管理者は、山梨県立八ヶ岳少年自然の家又は山梨県立愛宕山少年自然の家（以下「少年自然の家」と総称する。）において、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 第三条各号に掲げる事業に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務
第八条を削る。

第七条第四号を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、臨時に休業日に営業し、又は休業日以外の日に休業することができる。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（指定の手続）

第七条 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、教育委員会が定める日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、少年自然の家の効用を発揮することができるものであること。
二 事業計画の内容が、少年自然の家の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、少年自然の家の平等な利用を確保することができるものであること。

四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

第九条及び第十条を次のように改める。

（利用の承認等）

第九条 少年自然の家を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 衛生上支障があると認められるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

3 第一項の承認を受けた者は、第十一条第二項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

（承認の取消し）

第十条 指定管理者は、少年自然の家を利用する者が前条第一項各号のいずれかに該当

すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。
 第十一条を第十四条とし、第十条の次に次の三条を加える。

(利用料金)

第十一条 少年自然の家を利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。
 2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

(利用料金の還付)

第十二条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、少年自然の家を利用する者がその責に帰することのできない理由により利用することができなかつた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第十三条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日まで事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第六条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 少年自然の家の管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、少年自然の家の管理の状況を把握するために教育委員会が必要と認める書類

別表を次のように改める。

別表(第十一条関係)

区 分	単 位	館内宿泊料限度額	キャンプに要するテント及び寝具等の利用料金限度額
一 県内に所在する幼稚園、保育所、小学校、中学校及びこれらに類する施設並びに青少年育成団体が行う行事で利用する場合	一人一泊	一〇〇円	七五円
二 県内に住所を有する三歳以上の幼児、小学生、中学生及び高校生が利用する場合(一に掲げる場合を除く。)	一人一泊	二二〇円	一五〇円

三 一及び二に掲げる場合並びに三歳未満の者に係る利用の場合を除く利用の場合	一人一泊	三三〇円	三三〇円
---------------------------------------	------	------	------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 教育委員会は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立少年自然の家設置及び管理条例第五条及び第七条の規定の例により、山梨県立八ヶ岳少年自然の家及び山梨県立愛宕山少年自然の家の管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第六十二号

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例(昭和六十二年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「(以下「自然の里」という。)」を削り、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第五号中「自然の里」を「前条に規定する青少年自然の里」に改める。

第四条及び第五条中「自然の里」を「第二条に規定する青少年自然の里」に改める。第六条及び第七条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第六条 教育委員会は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第三項の規定により、教育委員会が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に山梨県立なかとみ青少年自然の里及び山梨県立ゆずりはら青少年自然の里の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第七条 指定管理者は、山梨県立なかとみ青少年自然の里又は山梨県立ゆずりはら青少年自然の里(以下「自然の里」と総称する。)において、次に掲げる業務を行うもの

- とする。
- 一 利用の承認に関する業務
 - 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
 - 三 第三条各号に掲げる事業に関する業務
 - 四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務
- 第九条を削る。
- 第八条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四号を削り、同条第二項を次のように改める。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、臨時に休業日に営業し、又は休業日以外の日に休業することができる。
- 第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。
- (指定の手続)
- 第八条** 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、教育委員会が定める日までに教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。
 - 一 事業計画の内容が、自然の里の効用を發揮することができるものであること。
 - 二 事業計画の内容が、自然の里の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
 - 三 事業計画の内容が、自然の里の平等な利用を確保することができるものであること。
 - 四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。
- 第十条及び第十一条を次のように改める。
- (利用の承認等)
- 第十条** 自然の里を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。
 - 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - 二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - 三 衛生上支障があると認められるとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

(承認の取消)

第十一条 指定管理者は、自然の里を利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

第十二条を第十四条とし、第十一条の次に次の二条を加える。

(使用料)

第十二条 自然の里の利用の承認を受けた者は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。

- 2 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第十三条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第七条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 自然の里の管理の業務に係る収支の状況
- 三 前二号に掲げるもののほか、自然の里の管理の状況を把握するために教育委員会が必要と認める書類

別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

区 分	単 位	宿泊棟宿泊料	キャンプに要するテント及び寝具等の使用料
一 県内に所在する幼稚園、保育所、小学校、中学校及びこれらに類する施設並びに青少年育成団体が行う行事で利用する場合	一人一泊	二二〇円	一〇〇円
二 県内に住所を有する三歳以上の幼児、小学生、中学生及び高校生が利用する場合(一に掲げる場合を除く。)	一人一泊	四二〇円	二二〇円
三 一及び二に掲げる場合並びに三歳未満の者に係る利用の場合を除	一人一泊	八四〇円	四二〇円

く利用の場合

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 教育委員会は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例第六條及び第八條の規定の例により、山梨県立なかとみ青少年自然の里及び山梨県立ゆずりはら青少年自然の里の管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の第二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

山梨県立美術館設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第六十三号

山梨県立美術館設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(山梨県立美術館設置及び管理条例の一部改正)

第一条 山梨県立美術館設置及び管理条例(昭和五十三年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を次のように改める。

三 十二月二十九日から翌年の一月一日までの日

第五条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 一月の第二火曜日(この日が一月八日である場合にあっては第三火曜日)から

翌週の月曜日までの日

(山梨県立考古博物館設置及び管理条例の一部改正)

第二条 山梨県立考古博物館設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を次のように改める。

三 十二月二十九日から翌年の一月一日までの日

第五条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 一月の第二火曜日(この日が一月八日である場合にあっては第三火曜日)から

翌週の月曜日までの日

(山梨県立文学館設置及び管理条例の一部改正)

第三条 山梨県立文学館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を次のように改める。

三 十二月二十九日から翌年の一月一日までの日

第五条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 一月の第二火曜日(この日が一月八日である場合にあっては第三火曜日)から

翌週の月曜日までの日

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県立射撃場設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第六十四号

山梨県立射撃場設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立射撃場設置及び管理条例(昭和五十九年山梨県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第三条 教育委員会は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の第二第三項の規定により、教育委員会が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に山梨県立韮崎射撃場及び山梨県立八代射撃場の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、山梨県立韮崎射撃場又は山梨県立八代射撃場(以下「射撃場」と総称する。)において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用の承認に関する業務

二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

第六条を削る。

第五条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 山梨県立韮崎射撃場にあつては、前二号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める日

第五条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、臨時に休業日に営業し、又は休業日以外の日に休業することができる。
第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(指定の手続)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、教育委員会が定める日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、射撃場の効用を發揮することができるものであること。
二 事業計画の内容が、射撃場の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、射撃場の平等な利用を確保することができるものであること。
四 事業計画に沿つた管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

第七条及び第八条を次のように改める。

(利用時間)

第七条 射撃場の利用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、利用時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第八条 射撃場を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。
2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

3 第一項の承認を受けた者は、第十条第二項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。
第九条を第十四条とし、第八条の次に次の五条を加える。

(承認の取消)

第九条 指定管理者は、射撃場を利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

(利用料金)

第十条 射撃場を利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。
2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

(利用料金の還付)

第十一条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、射撃場を利用する者がその責に帰することのできない理由により利用することができなかった場合にあってはその全額を、射撃場を利用する者が利用する日の三日前までに利用の承認の取消しを届け出た場合にあってはその二分の一に相当する額を還付することができる。

(利用料金の減免)

第十二条 指定管理者は、教育委員会規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第十三条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況

二 射撃場の管理の業務に係る収支の状況

三 利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、射撃場の管理の状況を把握するために教育委員会が必要と認める書類

別表中「(第四条関係)」を、「(第十条関係)」に、「金額」を「利用料金限度額」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 教育委員会は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の山梨県立射撃場設置及び管理条例(次項において「新条例」という。)(第三条及び第五条の規定の例により、山梨県立韮崎射撃場及び山梨県立八代射撃場の管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四

- 十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。
- 3 この条例による改正前の山梨県立射撃場設置及び管理条例（次項において「旧条例」という。）第三条第一項の規定によりされた許可であつて、当該許可に係る施設の利用の日が施行日後であるものは、新条例第八条第一項の規定によりされた利用の承認とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第三条第一項の規定により許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第六十五号

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例（平成六年山梨県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条から第八条までを次のように改める。

（指定管理者による管理）

第三条 教育委員会は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、教育委員会が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に山梨県立八ヶ岳スケートセンター（以下「センター」という。）の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認に関する業務
 - 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
 - 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務
- （指定の手続）

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、教育委員会が定める日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、センターの効用を發揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、センターの平等な利用を確保することができるものであること。
- 四 事業計画に沿つた管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

（利用期間）

第六条 センターの利用期間は、十一月二十日から翌年の二月末日までとする。ただし、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、利用期間を変更することができる。

（利用時間）

第七条 センターの利用時間は、午前九時から午後六時までとする。ただし、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、利用時間を変更することができる。

（利用の承認等）

第八条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - 二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。
- 3 第一項の承認を受けた者は、第十条第二項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。
- 第九条を第十四条とし、第八条の次に次の五条を加える。

（承認の取消し）

第九条 指定管理者は、センターを利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

（利用料金）

第十条 センターを利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

（利用料金の還付）

第十一条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、センターを利用する者がその責に帰することのできない理由により利用することができなかった場合にあってはその全額を、センターを利用する者が利用する日の三日前までに利用

の承認の取消しを届け出た場合にあつてはその二分の一に相当する額を還付することができる。

(利用料金の減免)

第十二条 指定管理者は、教育委員会規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第十三条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況

二 センターの管理の業務に係る収支の状況

三 利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理の状況を把握するために教育委員会が必要と認める書類

別表中「(第四条関係)」を「(第十条関係)」に改め、同表第一号備考以外の部分中「普通 使用 料」を「普通利用料金限度額」に、「定期 使用 料」を「定期利用料金限度額」に、「貸 切 り 使用 料」を「貸切り利用料金限度額」に改め、同号備考中「定期使用料」を「定期利用料金」に、「と」して徴収する「を」とする「に改め、同表第二号備考以外の部分中「使 用 料」を「利 用 料 金 限 度 額」に改め、同号備考中「使用料は」を「利用とは」に、「限り徴収する」を「限る」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 教育委員会は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例(次項において「新条例」という。)第三条及び第五条の規定の例により、山梨県立八ヶ岳スケートセンターの管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

3 この条例による改正前の山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例(次項において「旧条例」という。)第三条の規定によりされた許可であつて、当該許可に

係る施設の利用の日が施行日後であるものは、新条例第八条第一項の規定によりされた利用の承認とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第三条の規定により許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第六十六号

山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例
山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例(平成七年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条から第六条までを次のように改める。

(指定管理者による管理)

第四条 教育委員会は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、教育委員会が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用の承認に関する業務

二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(指定の手続)

第六条 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、教育委員会が定める日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、センターの効用を發揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、センターの平等な利用を確保することができるものであること。

と。

四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

第七条ただし書を次のように改める。

ただし、キャンプ場にあつては、十一月一日から翌年三月三十一日までとする。第七条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、臨時に休業日に営業し、又は休業日以外の日に休業することができる。

第八条から第十条までを次のように改める。

(利用時間)

第八条 センターの体育施設の利用時間は、体育館にあつては午前八時から午後九時まで、その他の体育施設にあつては午前八時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、利用時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第九条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - 二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - 三 キャンプ場及び宿泊棟の利用にあつては、衛生上支障があると認められるとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。
- 3 第一項の承認を受けた者は、第十一条第二項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

(承認の取消し)

第十条 指定管理者は、センターを利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

(利用料金)

第十一条 センターを利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

(利用料金の還付)

第十二条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、センターを利用する者がその責に帰することのできない理由により利用することができなかつた

場合にあつてはその全額を、センターを利用する者の三日前までに利用の承認の取消しを届け出た場合にあつてはその二分の一に相当する額を還付することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第十三条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第五条各号に掲げる業務の実施の状況

二 センターの管理の業務に係る収支の状況

三 利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理の状況を把握するために教育委員会が必要と認める書類

別表中「(第五条関係)」を「(第十一条関係)」に改め、同表第一号イ中「体育施設使用料」を「体育施設の利用料金の限度額」に改め、同号イの表備考3中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金の限度額」に改め、同表備考4中「使用料」を「利用料金の限度額」に、「徴収する」を「算定して得た額とする」に改め、同表備考5を削り、同号ロ中「キャンプ場使用料」を「キャンプ場の利用料金の限度額」に、「三〇〇円」を「三三〇円」に、「三五〇円」を「二六〇円」に、「二〇〇円」を「一五〇円」に、「二六〇円」を「一九〇円」に、「一〇〇円」を「七〇円」に、「一五〇円」を「一一〇円」に改め、同号ハ中「宿泊棟使用料」を「宿泊棟の利用料金の限度額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例(次項において「新条例」という。)第四条及び第六条の規定の例により、山梨県立本栖湖青少年スポーツセンターの管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

3 この条例による改正前の山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例(次項において「旧条例」という。)第四条の規定によりされた許可であつて、当該

許可に係る施設の利用の日が施行日後であるものは、新条例第九条第一項の規定によりされた利用の承認とみなす。
4 この条例の施行の際現に旧条例第四条の規定により許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

山梨県立飯田野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第六十七号

山梨県立飯田野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立飯田野球場設置及び管理条例（平成十四年山梨県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第三条 教育委員会は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の第二第三項の規定により、教育委員会が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に山梨県立飯田野球場（以下「野球場」という。）の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務
- 第六条を削る。

第五条第一項第三号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、臨時に休業日に営業し、又は休業日以外の日に休業することができる。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（指定の手続）

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、教育委員会が定める日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

る。
一 事業計画の内容が、野球場の効用を発揮することができるものであること。
二 事業計画の内容が、野球場の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
三 事業計画の内容が、野球場の平等な利用を確保することができるものであること。
四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

第七条及び第八条を次のように改める。

（利用時間）

第七条 野球場の利用時間は、午前八時三十分から午後五時三十分までとする。ただし、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、利用時間を変更することができる。

（利用の承認等）

第八条 野球場を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

3 第一項の承認を受けた者は、第十条第二項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

第九条を第十四条とし、第八条の次に次の五条を加える。

（承認の取消し）

第九条 指定管理者は、野球場を利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

（利用料金）

第十条 野球場を利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金の額は、次の表に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

利用の区分	一 時間		一日
	午前	午後	
	午前八時三〇分から正午まで	正午から午後五時三〇分まで	午前八時三〇分から午後五時三〇分まで

一 般	五七〇円	一、八三〇円	二、八八〇円	四、一一〇円
高校生以下	二八〇円	九一〇円	一、四四〇円	二、〇五〇円

(利用料金の還付)

第十一条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、野球場を利用する者がその責に帰することのできない理由により利用することができなかった場合にあってはその全額を、野球場を利用する者が利用する日の三日前までに利用の承認の取消しを届け出た場合にあってはその二分の一に相当する額を還付することができる。

(利用料金の減免)

第十二条 指定管理者は、教育委員会規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第十三条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 野球場の管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、野球場の管理の状況を把握するために教育委員会が必要と認める書類

附則

(施行期日)
 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
 (経過措置)
 2 教育委員会は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の山梨県立飯田野球場設置及び管理条例(次項において「新条例」という。)第三条及び第五条の規定の例により、山梨県立飯田野球場の管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

3 この条例による改正前の山梨県立飯田野球場設置及び管理条例(次項において「旧

条例」という。)第三条の規定によりされた許可であつて、当該許可に係る施設の利用の日が施行日後であるものは、新条例第八条第一項の規定によりされた利用の承認とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第三条の規定により許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

山梨県文化財保護条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第六十八号

山梨県文化財保護条例等の一部を改正する条例

(山梨県文化財保護条例の一部改正)

第一条 山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

- 第一章 総則(第一条 第三条)
 - 第二章 県指定有形文化財(第四条 第十九条)
 - 第三章 県指定無形文化財(第二十条 第二十五条)
 - 第四章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財(第二十六条 第二十九条(五))
 - 第五章 埋蔵文化財(第三十条)
 - 第六章 県指定史跡名勝天然記念物(第三十一条 第三十六条)
 - 第七章 県選定文化的景観(第三十七条 第四十三条)
 - 第八章 県選定伝統的建造物群保存地区(第四十四条 第四十八条)
 - 第九章 県選定保存技術(第四十九条 第五十三条)
 - 第十章 山梨県文化財保護審議会及び文化財保護指導委員(第五十四条 第五十六条)
 - 第十一章 罰則(第五十七条 第六十条)
 - 第十二章 補則(第六十一条)
- 附則
 第一条中「第九十八条第二項」を「第百八十二条第二項」に、「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改める。
 第二条第三号中「民俗芸能」の下に「民俗技術」を加え、同条に次の二号を加え

る。

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

第二十条第一項及び第二十一条第五項中「第五十六条の三第一項」を「第七十一条第一項」に改める。

第二十六条第一項及び第二十七条第五項中「第五十六条の十第一項」を「第七十八条第一項」に改める。

第四十二条を第六十一条とする。

第八章を第十二章とする。

第七章中第四十一条を第六十条とする。

第四十条の二中「第三十四条」を「第三十五条」に改め、同条を第五十九条とする。

第四十条を第五十八条とし、第三十九条を第五十七条とする。

第七章を第十一章とする。

第三十八条中「第五十五条の二」を「第九十一条第一項」に改め、第六章中同条を第五十六条とする。

第三十七条を第五十五条とする。

第三十六条第一項中「第五十五条」を「第九十条第一項」に改め、同条を第五十四条とする。

第六章を第十章とする。

第五章の二中第三十五条の六を第五十三条とし、第三十五条の五を第五十一条とし、

第三十五条の四を第五十一条とする。

第三十五条の三第四項中「第八十三条の七第一項」を「第四百四十七条第一項」に改め、同条を第五十条とする。

第三十五条の二第一項中「第八十三条の七第一項」を「第四百四十七条第一項」に改め、同条を第四十九条とする。

第五章の二を第九章とし、同章の前に次の二章を加える。

第七章 県選定文化的景観

（選定）

第三十七条 教育委員会は、市町村の申出に基づき、県又は当該市町村が定める景観法（平成十六年法律第百十号）第八條第二項第一号に規定する景観計画区域又は同法第六十一条第一項に規定する景観地区内にある文化的景観（法第三十四条第一

項の規定により重要文化的景観に選定されたものを除く。）であつて、県又は当該市町村がその保存のため必要な措置を講じているものうち県にとつて特に重要なものを山梨県選定文化的景観（以下「県選定文化的景観」という。）として選定することができる。

2 前項の規定による選定には、第四条第三項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第四項中「所有者及び権原に基づく占有者」及び同条第六項中「所有者」とあるのは、「申出に係る市町村」と読み替へるものとする。

（解除）

第三十八条 県選定文化的景観がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その選定を解除することができる。

2 県選定文化的景観について法第三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定があつたときは、当該県選定文化的景観の選定は、解除されたものとする。

3 第一項の規定による選定の解除には、第五条第二項及び第五項の規定を、前項の場合には、第五条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第五条第二項で準用する第四条第四項及び第五条第四項中「所有者及び権原に基づく占有者」並びに第五条第五項中「所有者」とあるのは、「解除に係る市町村」と読み替へるものとする。

（滅失又はき損）

第三十九条 県選定文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、県選定文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（管理に関する催告）

第四十条 管理が適当でないため県選定文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を催告することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による催告をしよつとするとときは、あらかじめ、当該県選定文化的景観について第三十七条第一項に規定する申出を行った市町村の意見を聴くものとする。

3 第一項の規定による催告に基づいてする措置のために要する費用は、予算の範囲内での全部又は一部を県の負担とすることができる。

4 前項の規定により県が費用の全部又は一部を負担する場合には、第十条第二項、第十一条及び第十三条の規定を準用する。

(現状変更等の届出等)

第四十一条 県選定文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の三十日前までに、教育委員会にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 県選定文化的景観の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、第一項の届出に係る県選定文化的景観の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(管理等に関する補助)

第四十二条 知事は、県選定文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金の交付をする場合には、第十条第二項及び第十一条の規定を準用する。

(準用規定)

第四十三条 第十八条の規定は、県選定文化的景観について準用する。

第八章 県選定伝統的建造物群保存地区

(伝統的建造物群保存地区)

第四十四条 この章において「伝統的建造物群保存地区」とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、法第四十三条第一項又は第二項の規定により市町村が定める地区をいう。

(選定)

第四十五条 教育委員会は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区(法第四十四条第一項の規定により重要伝統的建造物群保存地区に選定されたものを除く。)の区域の全部又は一部で県にとつてその価値が特に高いものを、山梨県選定伝統的建造物群保存地区(以下「県選定伝統的建造物群保存地区」という。)として選定することができる。

2 前項の規定による選定には、第三十七条第二項の規定を準用する。

(解除)

第四十六条 教育委員会は、県選定伝統的建造物群保存地区がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 県選定伝統的建造物群保存地区について法第四十四条第一項の規定による重要伝統的建造物群保存地区の選定があつたときは、当該県選定伝統的建造物群保存地区の選定は、解除されたものとする。

3 前二項の場合には、第三十八条第三項の規定を準用する。

(管理等に関する補助)

第四十七条 知事は、県選定伝統的建造物群保存地区の保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金の交付をする場合には、第十条第二項及び第十一条の規定を準用する。

(準用規定)

第四十八条 第十八条の規定は、県選定伝統的建造物群保存地区について準用する。

第五十章中第三十五条を第三十六条とし、第三十四条を第三十五条とする。

第三十三条中、「第三十五条」を、「第三十六条」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十二条を第三十三条とする。

第三十一条第二項中、「第六十九条第一項」を、「第九十九条第一項」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十条第一項中、「第六十九条第一項」を、「第九十九条第一項」に改め、同条を第三十一条とする。

第五章を第六章とする。

第二十九条の六中、「第六十三条の二第一項」を、「第一百五十五条第一項」に、「第六十四条の二」を、「第一百七十七条第一項」に改め、第四章の二中同条を第三十条とする。

第四章の二を第五章とする。

(山梨県風致地区条例の一部改正)

第二条 山梨県風致地区条例(昭和四十五年山梨県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十七号中、「第五十六条の十第一項」を、「第七十八条第一項」に、「第五十七条第一項」を、「第九十二条第一項」に、「第六十九条第一項」を、「第九十九条第一項」に、「第七十条第一項」を、「第一百十条第一項」に改める。

(山梨県景観条例の一部改正)

第三条 山梨県景観条例(平成二年山梨県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第五号中、「第八十条第一項」を、「第二百二十五条第一項」に、「第五十六条

の十三第一項」を「第八十一条第一項」に、「第八十三条の三第一項」を「第四百三条第一項」に改め、同条第九号中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改める。

(山梨県屋外広告物条例の一部改正)

第四条 山梨県屋外広告物条例(平成三年山梨県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「第五十六条の十第一項」を「第七十八条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第九十九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第一百十条第一項」に改め、同項第六号中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

(山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第五条 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項八中「第百三条第一項」を「第百八十八条第一項」に改め、同項二中「第百三条第三項」を「第百八十八条第三項」に改め、同表三の項口中「第三十条」を「第三十五条」に改める。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県立保存民家設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第六十九号

山梨県立保存民家設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立保存民家設置及び管理条例(昭和六十三年山梨県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第十一条を第十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

(事業報告書の作成及び提出)

第十三条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況

二 保存民家の管理の業務に係る収支の状況

三 前二号に掲げるもののほか、保存民家の管理の状況を把握するために教育委員会

が必要と認める書類

第八条から第十条までを削り、第七条を第十二条とし、第六条を第十一条とする。

第五条の見出し中「使用」の下に「の承認等」を加え、同条第一項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前条第二項の規定は、第一項の承認に準用する。

第五条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(承認の取消し)

第十条 指定管理者は、保存民家を利用する者が第八条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項又は前条第一項の承認を取り消すものとする。

第四条の見出しを「(観覧の承認等)」に改め、同条第一項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定により観覧の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

第四条を第八条とする。

第三条第一項中「前条の保存民家(以下「保存民家」という。)」を「保存民家」に改め、同項第四号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

第三条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(開館時間)

第七条 保存民家の開館時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。ただし、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

第二条の次に次の三条を加える。

(指定管理者による管理)

第三条 教育委員会は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、教育委員会が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に山梨県立保存民家安藤家住宅(以下「保存民家」という。)の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 地域の歴史資料及び民俗資料の保管及び展示に関する業務
- 四 地域の歴史及び民俗に関する学習の機会の提供に関する業務
- 五 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務
(指定の手続)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、教育委員会が定める日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、保存民家の効用を發揮することができるものであること。
二 事業計画の内容が、保存民家の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、保存民家の平等な利用を確保することができるものであること。
四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

別表第一中「(第四条関係)」を「(第八条関係)」に改める。
別表第二中「(第五条関係)」を「(第九条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 教育委員会は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立保存民家設置及び管理条例第三条及び第五条の規定の例により、山梨県立保存民家安藤家住宅の管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第七十号

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例

山梨県警察組織条例(昭和三十七年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。
第三条第二号中(五)を(七)とし、(九)から(十一)までを(十)から(十二)までとし、(八)の次に次のように加える。

(九) 個人情報保護に関すること。

第三条第四号中(二)を削り、(三)を(二)とし、(四)を(三)とし、(五)を(四)とし、同号に次のように加える。

(五) 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

(六) 組織犯罪の取締りに関すること(他の室及び部の所掌に属するものを除く)。

(七) 国際捜査共助に関すること。

第三条第六号(二)中「警備実施」を「警衛」に改め、同号(三)中「機動隊」を「警護」に改め、同号(四)中「災害警備」を「警備実施」に改め、同号(五)中「緊急事態に対処するための計画及びその実施」を「災害警備」に改め、同号(六)中「警衛及び警護」を「機動隊」に改め、同号に次のように加える。

(七) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

別表山梨県日下部警察署の項中「東山梨郡のうち 牧丘町及び三富村」を削り

、同表山梨県都留警察署の項中「南都留郡のうち 西桂町、秋山村及び道志村」を

野原市のうち 秋山 都留郡のうち 西桂町及び道志村」に改め、同表山梨県上野原警察署の項を次のよ

うに改める。

山梨県上野原警察署	上野原市	上野原市のうち 犬目、大野、和見、桑久保、芦垣、野田尻、八ツ沢、松留、四方津、川合、大倉、大曾根、大柵、鶴川、新田、鶴島、上野原、桐原、西原、コモアしおつ一丁目、コモアしおつ二丁目、コモアしおつ三丁目及びコモアしおつ四丁目 北都留郡
-----------	------	--

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条第二号の改正規定 山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）附則第一項第一号に規定する規則で定める日
- 二 別表山梨県日下部警察署の項、山梨県都留警察署の項及び山梨県上野原警察署の項の改正規定 公布の日

山梨県保育士修学資金貸与条例等を廃止する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第七十一号

山梨県保育士修学資金貸与条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 山梨県保育士修学資金貸与条例（昭和三十八年山梨県条例第二十七号）
- 二 山梨県医学士修学資金貸与条例（昭和四十三年山梨県条例第二十三号）
- 三 山梨県診療放射線技師、理学療法士及び作業療法士修学資金貸与条例（昭和四十三年山梨県条例第二十四号）

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第七十二号

山梨県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例

山梨県林業改良指導員資格試験条例（昭和六十年山梨県条例第十九号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による廃止前の山梨県林業改良指導員資格試験条例（以下「旧条例」といふ。）の規定に基づく試験に合格した者については、この条例の施行後三年間は、旧条例第四条の規定は、なお効力を有する。

山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第七十三号

山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

（山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例の一部改正）

第一条 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例（昭和二十六年山梨県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

- 6 平成十七年四月一日から同年五月三十一日までの期間に係る知事の給料月額は、第二条第一項の規定にかかわらず、百二十六万円から百二十六万円の十分の一に相当する額を減じて得た額とする。

（山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部改正）

第二条 山梨県知事等の給料の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

- 附則を附則第一項とし、同項に見出しとして、「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。
- （平成十七年四月一日から同年五月三十一日までの間における特例）
- 2 平成十七年四月一日から同年五月三十一日までの間においては、第一条中「別表の給料の表」とあるのは「別表の給料の表及び附則第六項」と、「同表知事の項」とあるのは「同条例附則第六項」として、同条の規定を適用する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第七十四号

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例

山梨県議会委員会条例（昭和三十一年山梨県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

（改正）

第二条第三号（四）中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

（改正）

（改正）

（改正）

（改正）

附則

この条例は、公布の日から施行する。

政治倫理の確立のための山梨県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第七十五号

政治倫理の確立のための山梨県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための山梨県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成十七年山梨県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「株券」の下に「（株券が発行されていない場合にあつては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む）」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

中巨摩郡八田村、白根町、芦安村、若草町、榊形町及び甲西町の合併に伴う山梨県議会の議員の選挙区の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第七十六号

中巨摩郡八田村、白根町、芦安村、若草町、榊形町及び甲西町の合併に伴う山梨県議会の議員の選挙区の特例に関する条例の一部を改正する条例

中巨摩郡八田村、白根町、芦安村、若草町、榊形町及び甲西町の合併に伴う山梨県議会の議員の選挙区の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

本則中「第十五条第一項」を「附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第十五条第一項」に改める。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県議会の議員の選挙区の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第七十七号

山梨県議会の議員の選挙区の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県議会の議員の選挙区の特例に関する条例（平成十六年山梨県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「第十五条第一項」を「附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第十五条第一項（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定による市町村の合併に係る申請が平成十七年四月一日以降にされた場合にあっては、市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二十一条第一項）」に改める。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番